

第8期

京都市民長寿
すこやか
プラン

京都市高齢者保健福祉計画
京都市介護保険事業計画
【2021年度～2023年度】



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

「第8期京都市民長寿すこやかプラン」の策定に当たって

京都市長

門川 大作



新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るう中、市民のいのちと健康、暮らしを守るため、日々献身いただいている医療・介護の専門職の皆様。感染拡大防止に御尽力・御協力いただいている市民、事業者の方々に深く感謝申し上げます。

新たな感染症の影響により、社会の在り様から私たちの日常まで、あらゆる場面で大きな変化を迫られています。ソーシャルディスタンスの確保や、在宅勤務の定着の動きも一部で見られる中、人と人とのつながりが薄らぐのではないかと、そんな心配のお声も伺っています。しかし、少子化・長寿化や核家族化が進展している中であって、地域の人々同士の助け合い・支え合いや、京都の人たちがこれまで守ってきた地域の絆は、コロナ禍にあってもこそ一層大切にしていきたいと思います。

そんなウィズコロナ社会、そしてその先のポストコロナ社会への適切な対応を図りつつ、健康づくり・介護予防に主体的に取り組んでいただく「健康長寿」のまちづくり。さらに、介護が必要な状態になれば、医療・介護等のサービスが切れ目なく提供できる「地域包括ケア」の仕組みづくり。これらの取組が、新しい生活スタイルの下で適切に実践されるよう、本市では「第8期京都市民長寿すこやかプラン」を、着実に推進してまいります。

そして、2025年までの市政運営の羅針盤である京都市基本計画「はばたけ未来へ！京プラン2025」と併せて、全ての世代の皆様が日々を安心安全に、笑顔でいきいきと健やかに暮らせる、「誰一人取り残さない」持続可能な京都のまちの実現のため、引き続き、市民の皆様や医療・介護をはじめとする多くの関係機関の皆様と共に力を尽くしてまいります。変わらぬ御理解・御協力をお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定に当たり、多大な御尽力を賜りました京都市高齢者施策推進協議会委員の皆様、貴重な御意見や御提言をお寄せくださいました市民の皆様、並びに全ての関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

2021年3月

目次

第1章	はじめに	1
1	プランの目的	
2	プランの計画期間	
3	プランの位置付け	
第2章	高齢者を取り巻く状況	4
1	統計からみる状況	
2	介護保険事業からみる状況	
3	アンケート調査からみる状況	
4	2021年度の介護保険制度改正の状況	
第3章	第7期プランの取組状況	19
第4章	第8期プランの計画体系	24
1	プランの考え方	
2	プランの構成	
3	第8期プラン策定にあたっての課題と方向性	
第5章	第8期プランの重点取組ごとの主な施策・事業	32
	重点取組1 健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進	
	重点取組2 地域で支え合う地域共生のまちづくりの推進	
	重点取組3 住み慣れた地域で暮らし続けるための住まい環境の確保と支援の充実	
第6章	介護サービス量及び事業費の推計	63
1	第1号被保険者数の推計	
2	要支援・要介護認定者数の推計	
3	施設・居住系サービスの利用者数の推計及び整備等目標数の設定	
4	居宅系サービスの利用量の推計	
5	保険給付費の見込み	
6	地域支援事業の事業量の見込み等	
参考	第1号被保険者の介護保険料	
資料編		79
1	第8期プランの推進体制	
2	京都市高齢者施策推進協議会	
3	市民意見の募集（パブリックコメントの実施結果）	
4	日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの利用量の推計及び必要利用定員総数	
5	用語解説	

第1章 はじめに

1 プランの目的

「京都市民長寿すこやかプラン」は、本市における高齢者保健福祉施策の総合的な推進と介護保険事業の円滑な運営を目的として、老人福祉法に策定が規定されている「高齢者保健福祉計画（老人福祉計画）」（※1）と、介護保険法に策定が規定されている「介護保険事業計画」（※2）の2つの計画を一体的に策定するものです。

※1 老人福祉法第20条の8により、市町村における策定が義務付けられているもので、元気な高齢者への健康づくりや生きがいづくり、ひとり暮らし高齢者への生活支援をはじめ、寝たきりや認知症、要介護状態になることを予防するサービスの提供、さらには要介護高齢者への介護サービスの提供など、本市に暮らす高齢者を対象とした保健サービスや福祉サービス全般にわたる供給体制づくりなどについて定めることとされています。

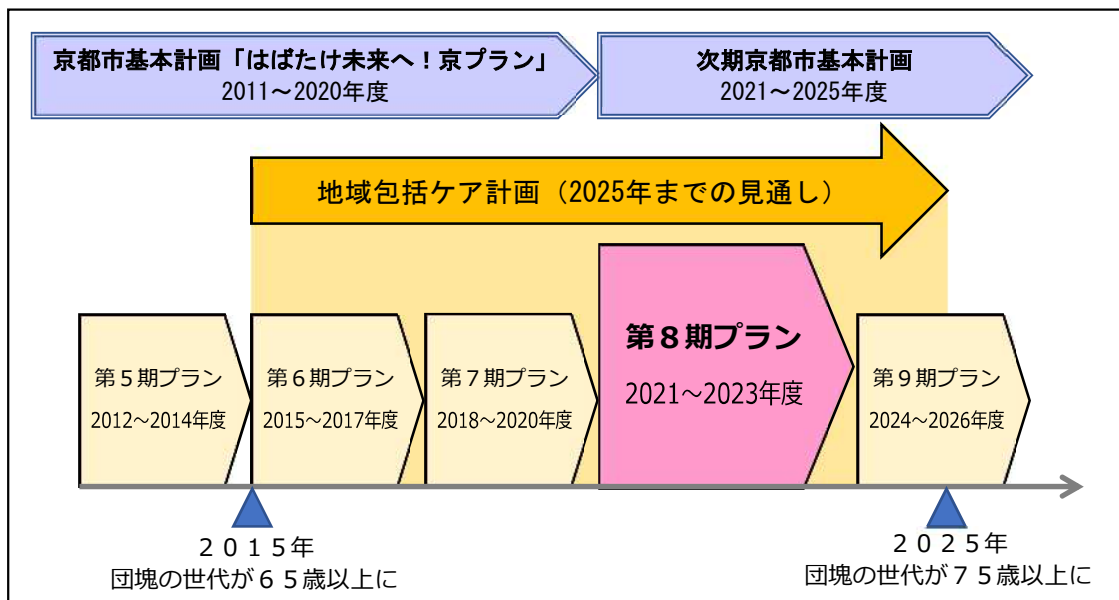
※2 介護保険法第117条により、市町村における策定が義務付けられているもので、地域における介護保険サービスの必要量を見込み、それを確保するための方策や保険料算定の基礎となる財政規模のほか、介護保険を円滑に運営するために必要な事業等について定めることとされています。

2 プランの計画期間

第8期プランの計画期間は、2021年度から2023年度までの3年間です。

「京都市民長寿すこやかプラン」は、第6期プランから「地域包括ケア計画」として位置付け、「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる2025年を見据え、「京都市版地域包括ケアシステム」（25ページ）の構築に向けた取組を進めています。

第8期プランにおいては、ウィズコロナ・ポストコロナ社会への適切な対応を図りつつ、2025年、更には「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり、高齢者がピークを迎える一方、現役世代人口が急激に減少する2040年を見据え、地域包括ケアシステムの推進及び「健康長寿のまち・京都」の取組を推進していきます。

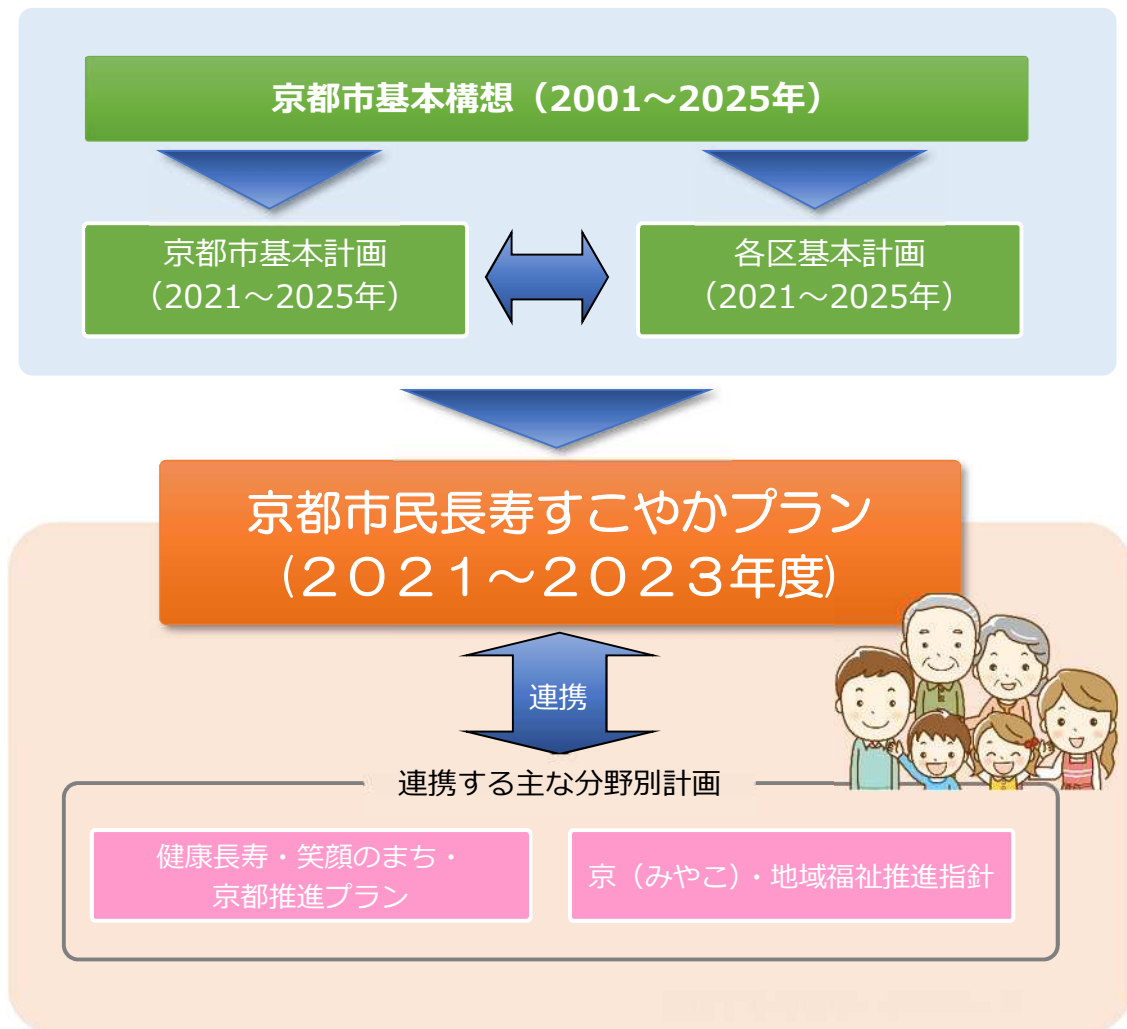


3 プランの位置付け

本市では、21世紀の京都のまちづくりの方針を理念的に示す長期構想である「京都市基本構想」（2001年から25年間）の具体化のため、「京都市基本計画」（2011年から10年間）を策定し、誰一人取り残さない（持続可能な開発目標（SDGs））社会、レジリエンス（しなやかな回復力）のある社会の実現に向けて取り組んできました。

また、社会経済情勢の変化等を踏まえ、この度、基本構想の残り5年間の計画期間（2021年から2025年）とする新たな基本計画を策定しました。

「京都市民長寿すこやかプラン」は、この基本計画の分野別計画の一つとして策定し、関連する各分野別計画（健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン，京（みやこ）・地域福祉推進指針等）との十分な連携の下に、地域包括ケアシステムの推進及び「健康長寿のまち・京都」の実現に向けて、プランに掲げた取組を推進していきます。



第2章 高齢者を取り巻く状況

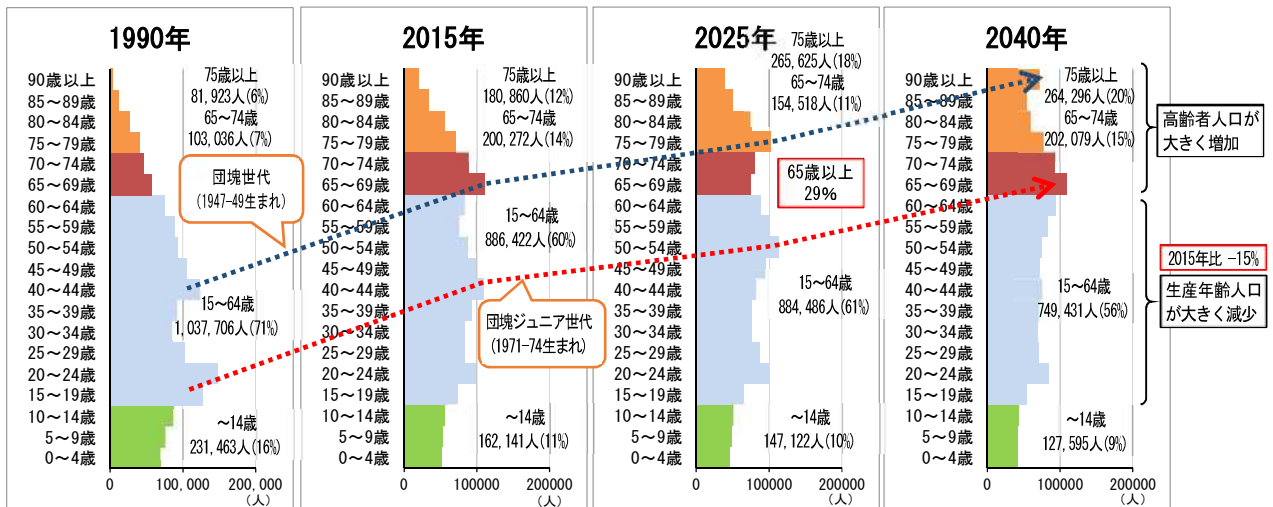
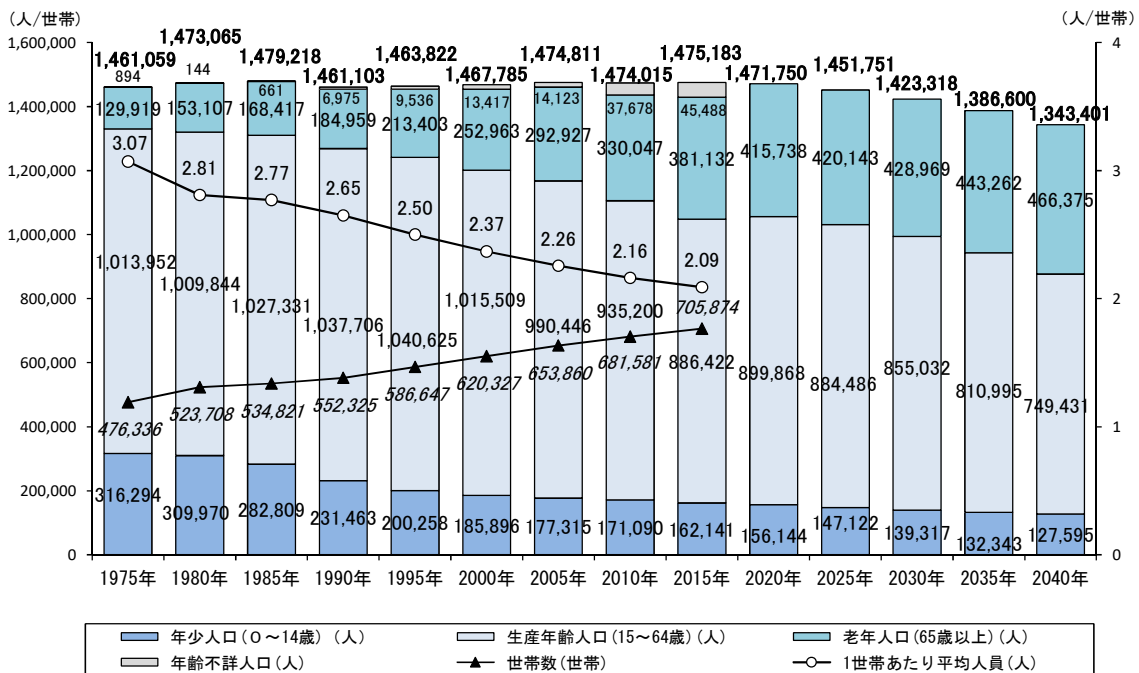
1 統計からみる状況

(1) 本市の総人口及び高齢化率等の推移と今後の推計

本市の総人口は、2015年以降減少に転じますが、高齢者人口は増加し続けます。

「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる2025年には、高齢者人口が42万人、高齢化率が29%となる見込みです。また、75歳以上の方の割合が上昇し、市民の5人に1人が後期高齢者となる見込みです。

また、2040年には、生産年齢人口が減少し、約1.6人の現役世代で1人の高齢者を支える社会となる見込みです。



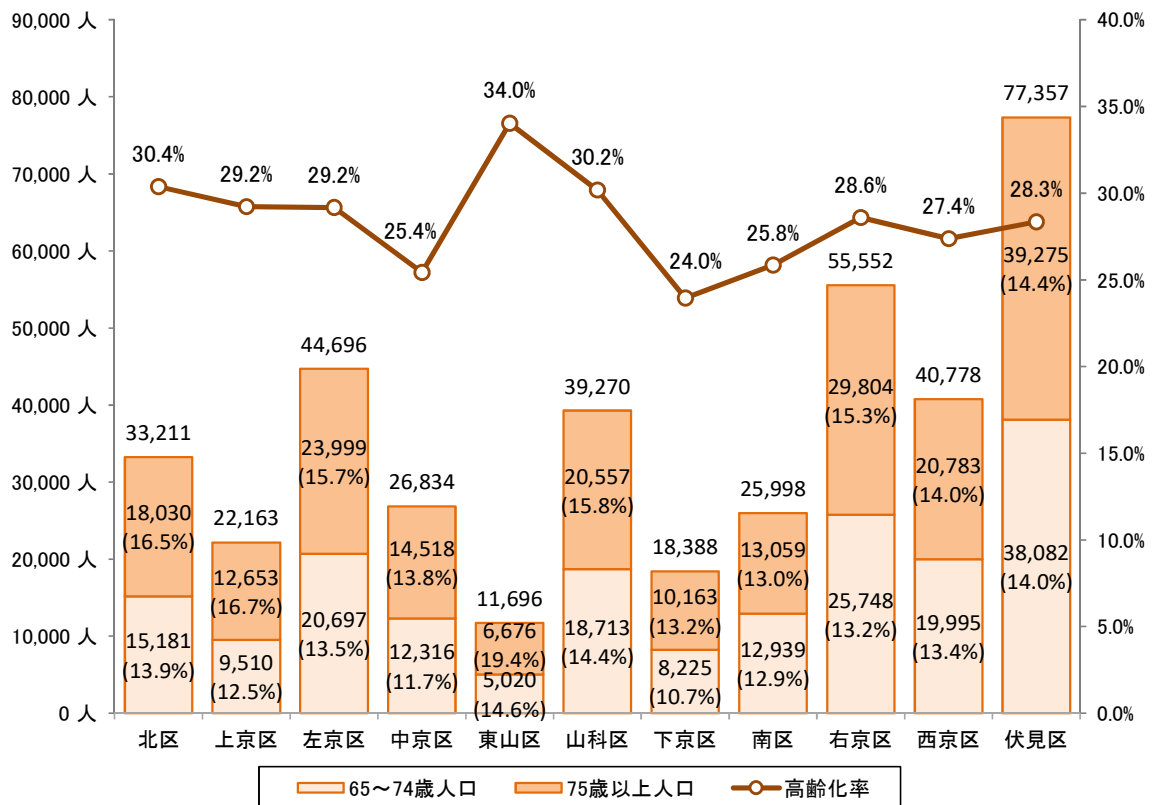
資料：国勢調査（2015年まで）

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（2025年以降）

(2) 行政区別の高齢者人口及び高齢化率の推移（2020年10月）

2020年において、高齢化率は全ての行政区で24%を超えており、最も高いのは東山区（34.0%）で、次いで高い北区（30.4%）よりも3.6ポイント高くなっています。一方、高齢化率が最も低いのは下京区で、次いで中京区の順となっています。

また、年齢階層で見ると、全ての区で「75歳以上人口（後期高齢者）」が「65～74歳人口（前期高齢者）」を上回っています。



※ 資料：京都市総合企画局情報化推進室統計解析担当（2020年10月1日）

※ （ ）内は年齢階層ごとの各区総人口に占める割合



(3) 全市の一般世帯及び高齢者世帯数の推移と今後の推計

本市の一般世帯数及び高齢者世帯数の推移を見ると、「65歳以上の世帯員のいる一般世帯」は増加し続けており、2015年は255,859世帯、一般世帯数に占める割合は36.3%となっています。

「65歳以上の世帯員のいる一般世帯」の内訳の推移を見ると、「単身世帯」、「夫婦のみの世帯」、「親と子のみの世帯」の増加が見られる一方、「三世帯世帯」は大幅に減少しています。

(世帯)

		1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
一般世帯数		546,157	579,369	610,665	641,455	680,634	705,142
65歳以上の世帯員のいる一般世帯	世帯数	135,264	153,209	178,731	201,924	224,635	255,859
	構成比	24.8%	26.4%	29.3%	31.5%	33.0%	36.3%
単身世帯	世帯数	29,616	37,737	51,198	60,714	70,738	86,310
	構成比	21.9%	24.6%	28.6%	30.1%	31.5%	33.7%
夫婦のみの世帯	世帯数	32,060	39,856	49,164	57,448	64,730	74,095
	構成比	23.7%	26.0%	27.5%	28.5%	28.8%	29.0%
親と子のみの世帯	世帯数	24,284	29,351	36,571	45,144	54,124	63,745
	構成比	18.0%	19.2%	20.5%	22.4%	24.1%	24.9%
三世帯世帯	世帯数	33,791	30,105	24,855	26,337	22,046	19,325
	構成比	25.0%	19.6%	13.9%	13.0%	9.8%	7.6%
その他の世帯	世帯数	15,513	16,160	16,943	12,281	12,997	12,384
	構成比	11.5%	10.5%	9.5%	6.1%	5.8%	4.8%
1世帯当たり平均人員		2.62人	2.47人	2.34人	2.24人	2.13人	2.05人

資料：国勢調査（2015年）

■本市におけるひとり暮らし高齢者世帯数の推移

2015年から2025年にかけて、本市におけるひとり暮らし高齢者世帯数は、8万6千世帯から10万世帯へと、16.3%増加すると推計されています。

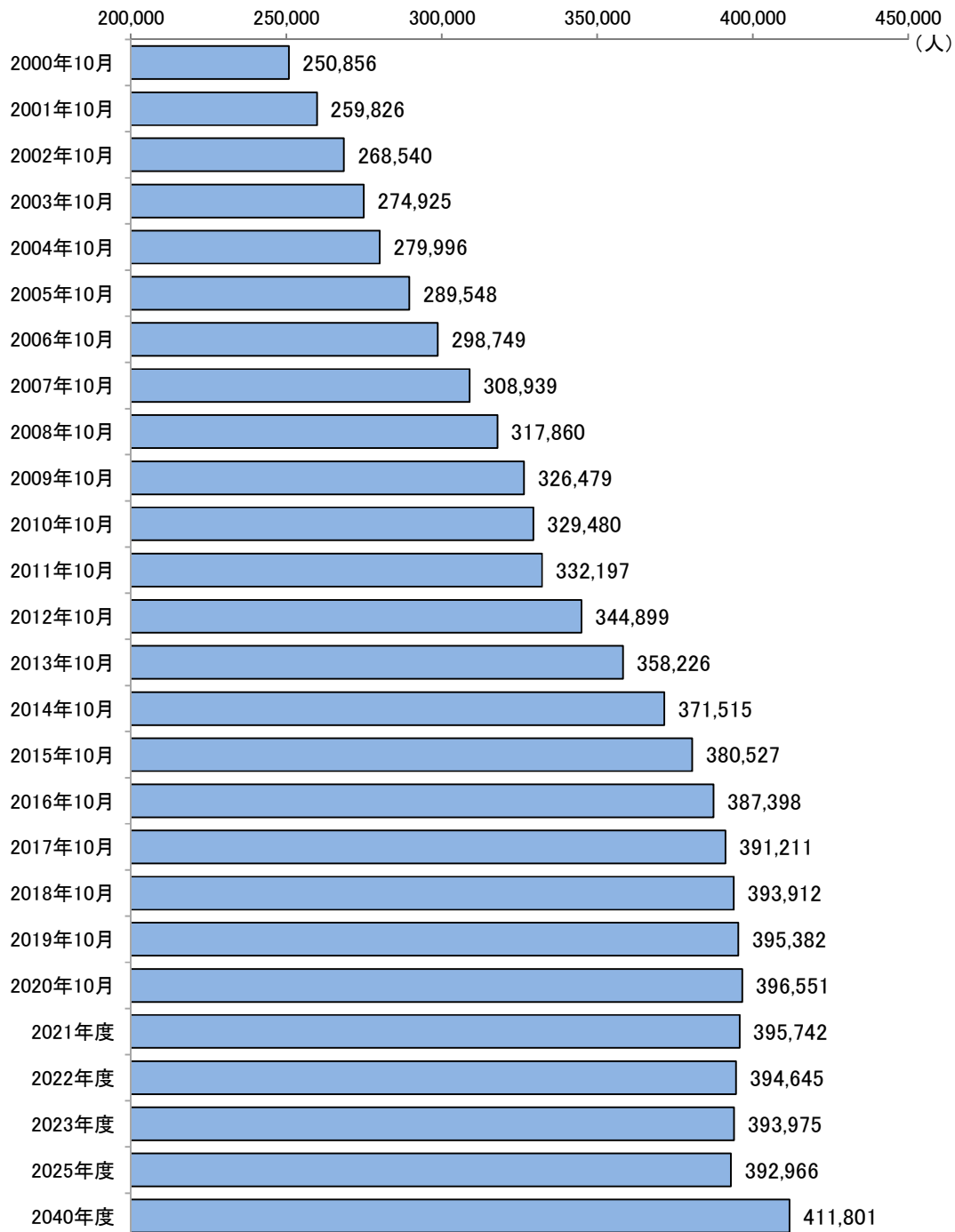
	2015年	2025年	増加数(増加率)
京都市	8万6千世帯	10万世帯	1万4千世帯(16.3%)
全国	592万7千世帯	751万2千世帯	158万4千世帯(21.1%)

資料：京都市：2015年は国勢調査（2015年）、2025年は国勢調査（2015年）を基に京都市保健福祉局介護ケア推進課において推計

全国：2015年は国勢調査（2015年）、2025年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2018(平成30)年推計)」

(1) 第1号被保険者数の推移と今後の推計

本市の第1号被保険者数は、2020年10月現在で396,551人となっており、介護保険制度創設当初の2000年10月時点と比べ、約1.6倍となっています。

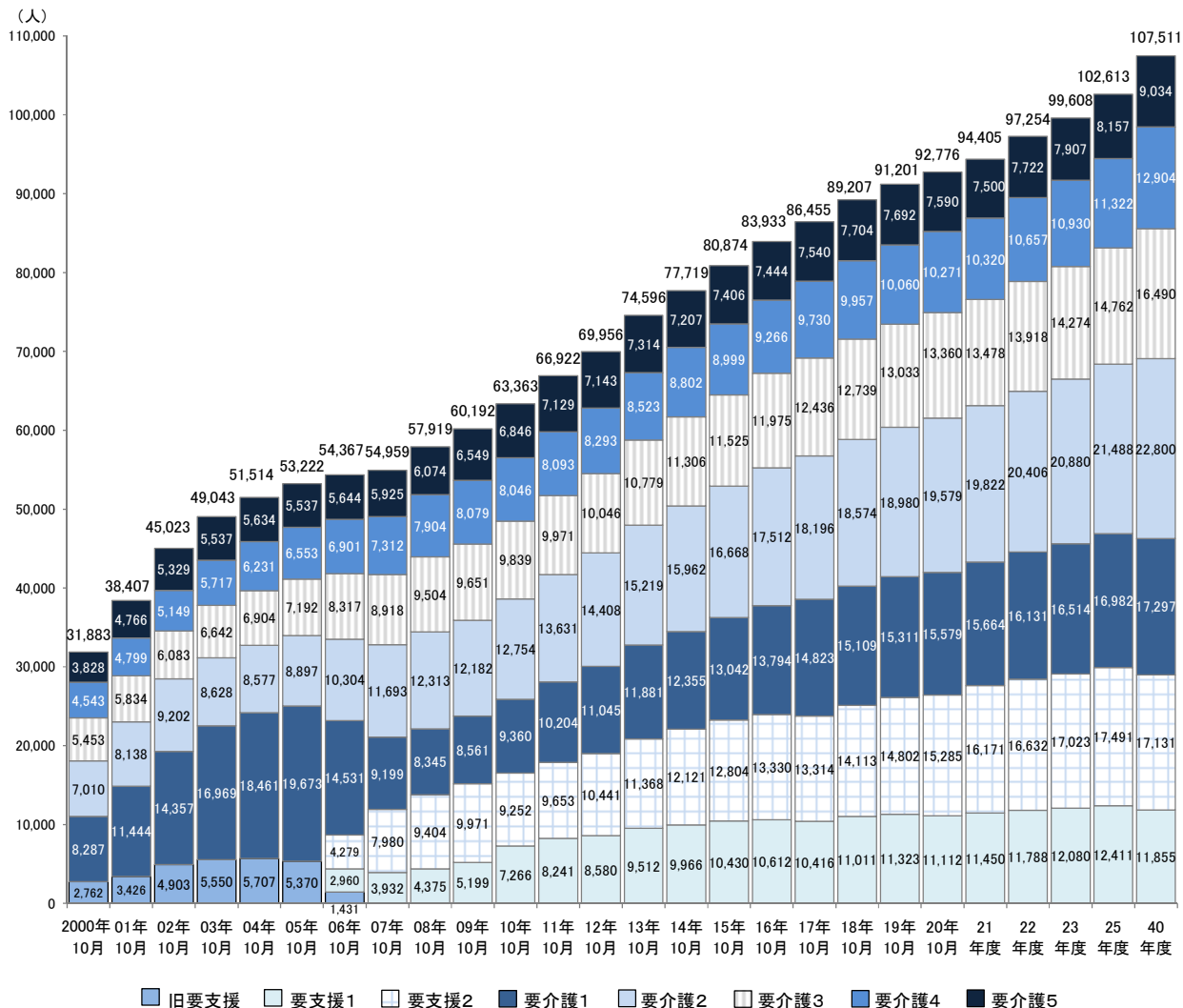


※ 第1号被保険者数は、住民基本台帳人口に基づき算出するため、第2章1(1)の65歳以上人口(4ページ)と一致しない。

(2) 要支援・要介護認定者数の推移と今後の推計

本市の要支援・要介護認定者数は、2020年10月現在で92,776人となっており、介護保険制度創設当初の2000年10月時点と比べ、約2.9倍となっています。

2025年度には、要支援・要介護認定者数が10万人を超える見込みです。



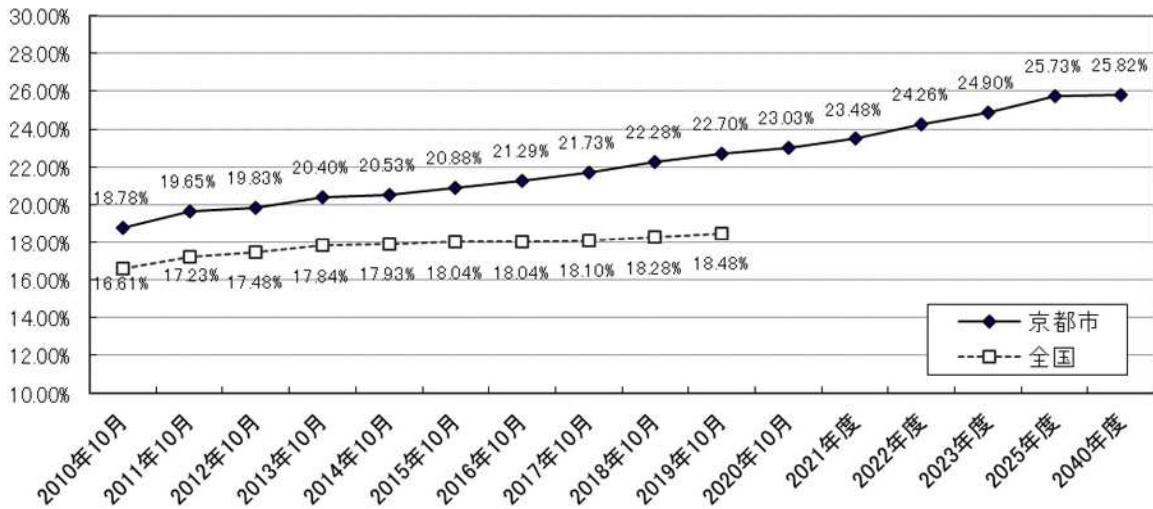
■ 事業対象者数※ 871人（2020年10月現在）

※ 総合事業の開始に伴い、介護保険の要介護・要支援認定に加えて新設された判定区分。介護予防・生活支援サービスを利用できる区分で、高齢サポート（地域包括支援センター）又は区役所・支所で実施する「基本チェックリスト」によって基準に該当し、届出をされた方（65歳以上）



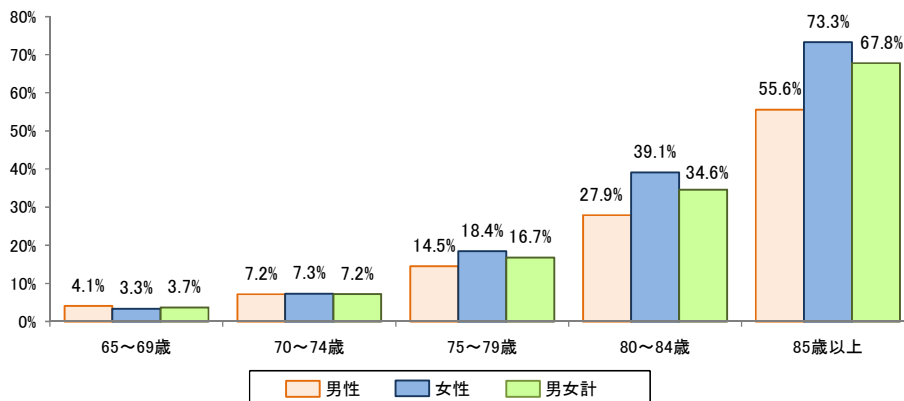
(3) 認定率の推移と今後の推計

第1号被保険者数に占める要支援・要介護認定者数の割合である認定率は、2020年10月現在で、23.03%となっています。



■ 性・年齢別 認定率（2020年10月）

年齢が高くなるほど認定率も高くなり、85歳以上では約7割の方が認定を受けています。また、概ね男性より女性のほうが認定率が高くなっています。



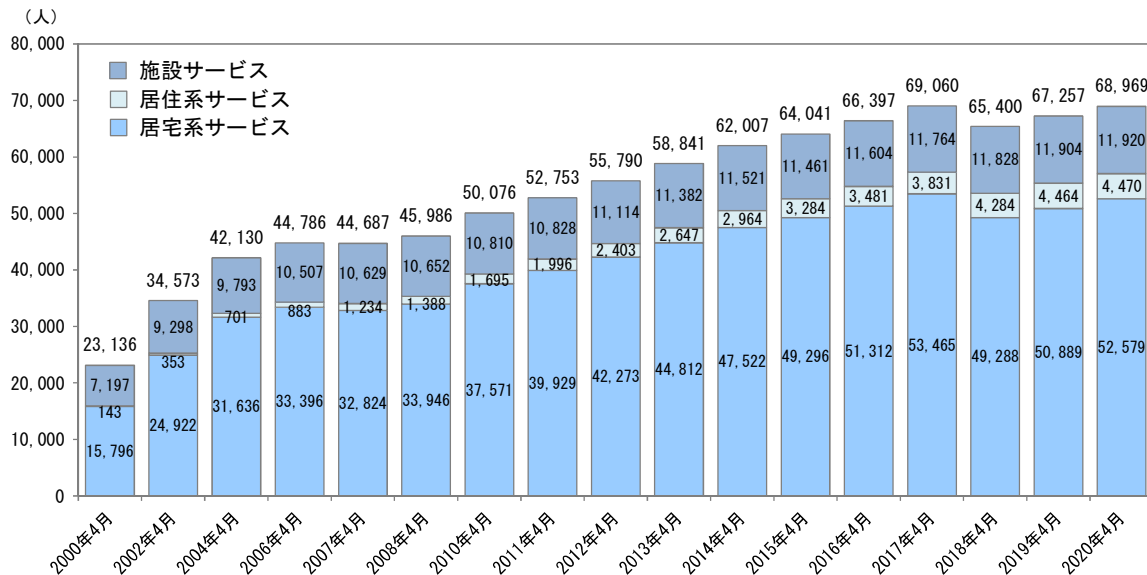
■ ひとり暮らし高齢者の割合と認定率（2020年10月）

ひとり暮らし高齢者の割合が高い行政区において、認定率が高くなっています。



(4) 介護サービスの利用者数の推移

利用者数は、特に「居宅系サービス利用者数」及び「居住系サービス利用者数」の伸びが大きく、2000年4月と比べ、2020年4月の「居宅系サービス利用者数」については約3.3倍、「居住系サービス利用者数」については約31倍となっています。

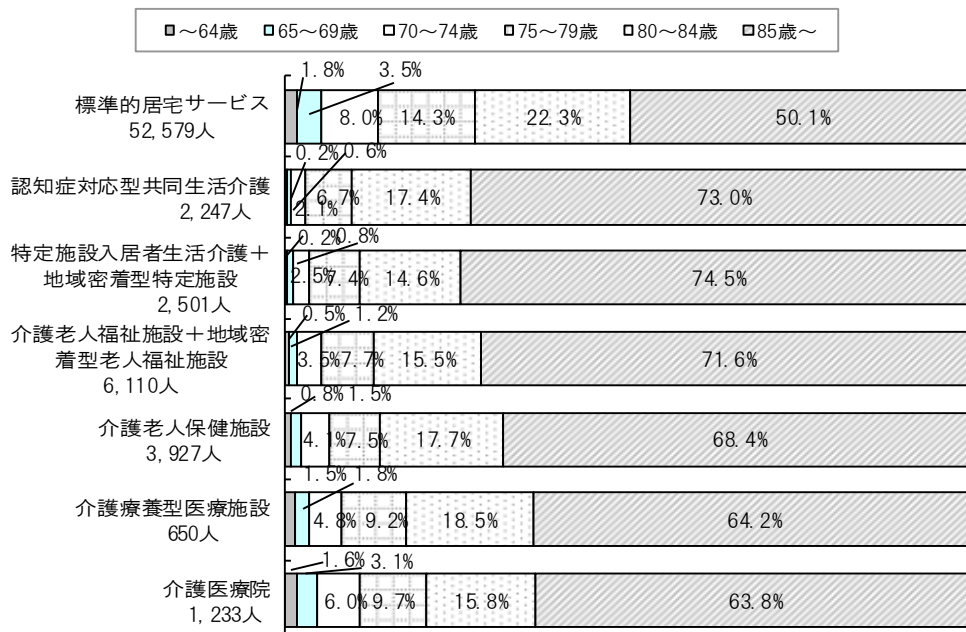


《参考》

サービス種別	内容
居宅系サービス	訪問介護（ホームヘルプサービス）や通所介護（デイサービス）など、在宅で利用することができるサービス
居住系サービス	認知症高齢者グループホームなど、入居者が在宅に近い環境で受けることができるサービス
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）など、施設に入所して受けることができるサービス

■ 介護サービス利用者の年齢階層別内訳（2020年4月）

施設・居住系サービスでは、85歳以上の利用者が6割以上を占めており、年齢が上がるにつれて在宅での生活が困難になってくるのがうかがえます。



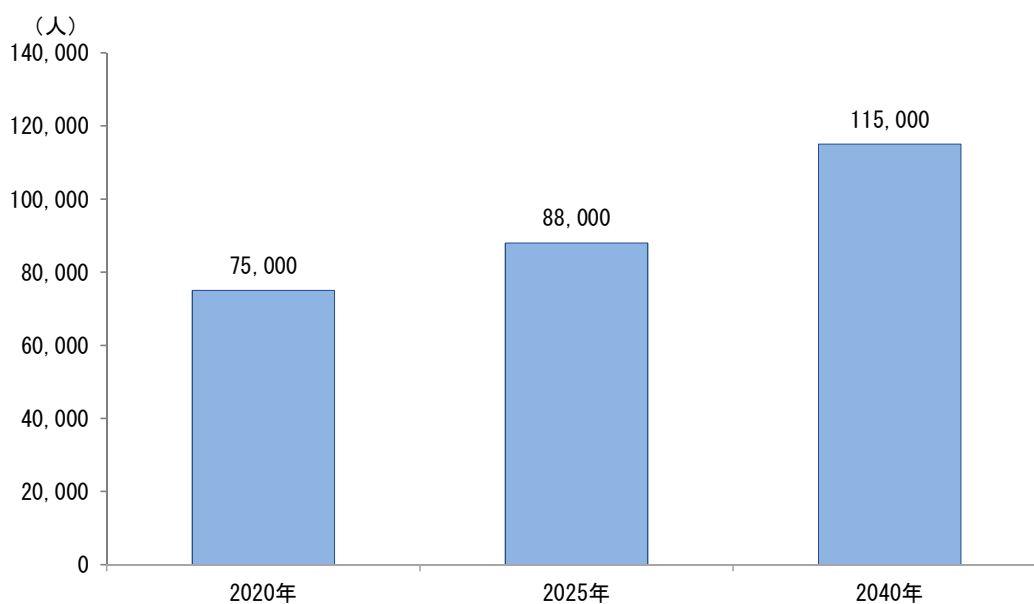
(5) 認知症高齢者数の推移と今後の推計

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究（2014年度厚生労働科学特別研究事業）」による高齢者の年齢別認知症有病率（※）に基づく試算では、2025年の本市における認知症高齢者数は約88,000人と推計されます。

これは、日常生活圏域（市内76地域・概ね中学校区）あたりに換算すると、約1,160人となります。

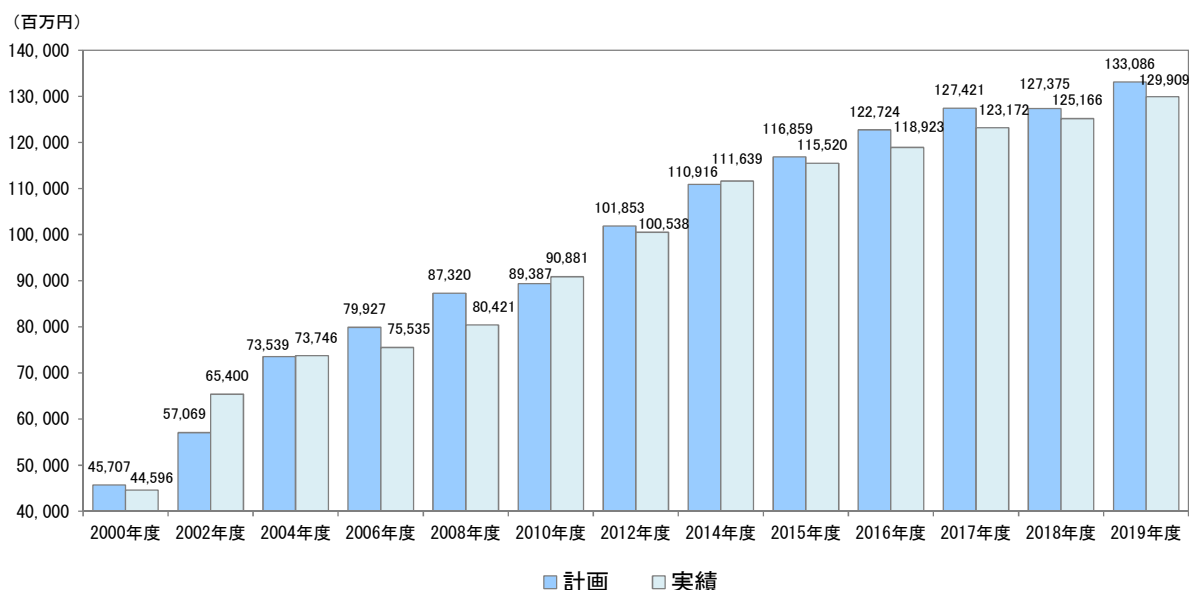
※ 認知症高齢者数の推計は、男女別に、5歳ごとの年齢階級別に推定された認知症有病率を用いています。（糖尿病等の影響により有病率が変化する推計に使用する有病率で算定しています。）

認知症有病率に基づく認知症高齢者数



(6) 保険給付費の推移

本市の2019年度の保険給付費実績は、129,909百万円となっており、介護保険制度が始まった2000年度と比べ、約2.9倍となっています。



(7) 政令指定都市間の比較における本市の状況

本市は介護サービス利用者が多いため、第1号被保険者1人当たりの保険給付費は全国的にも高い状況にあります。2019年度の保険給付費における政令指定都市(20市)間の比較によると、第2位となっています。

1 総人口に占める65歳以上の高齢者の割合	第5位
2 65歳以上人口に占める75歳以上の高齢者の割合	第2位
3 一般世帯に占めるひとり暮らし高齢者世帯の割合	第5位
4 第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者の割合(認定率)	第3位
5 第1号被保険者1人当たりの保険給付費	第2位

※ 1～2は2020年4月1日現在, 3は2015年国勢調査, 4は2020年3月末現在, 5は2019年度決算比較。順位は割合や給付費が高い順

3 アンケート調査からみる状況

本市では、「京都市民長寿すこやかプラン」策定の基礎資料とするため、「すこやかアンケート（高齢者の生活と健康に関する調査等）及び介護サービス事業者に関するアンケート」を、3年ごとに実施しています。

■ 調査種別及び調査対象

種 別	調査対象
A 高齢者調査	○ 市内在住の65歳以上の方, 14,700人 ○ 2019年11月1日現在の住民基本台帳から無作為抽出
B 若年者調査	○ 市内在住の40歳以上65歳未満の方, 1,200人 ○ 2019年11月1日現在の住民基本台帳から無作為抽出
C 在宅介護実態調査 (本人向け, 介護者向け)	○ 市内在住の介護保険制度の要介護(要支援)認定を受けている65歳以上の方, 2,000人 及びその介護者, 2,000人 ○ 2019年11月1日現在の住民基本台帳データのうち, 2019年7月に要介護(要支援)認定を受けている方から無作為抽出
D 介護サービス事業者調査	○ 京都市内でサービスを提供する介護サービス事業者, 3,089事業者(全数)

■ 調査期間

A 高齢者調査, B 若年者調査, C 在宅介護実態調査

2019年11月25日(月)～2019年12月25日(水)

D 介護サービス事業者調査

2019年11月25日(月)～2020年1月9日(木)

■ 回収結果

種 別		配付枚数	有効回収数	有効回収率
A 高齢者調査		14,700 通	8,250 通	56.1%
B 若年者調査		1,200 通	492 通	41.0%
C 在宅介護実態調査	本人向け	2,000 通	1,043 通	52.2%
	介護者向け	2,000 通	795 通	39.8%
D 介護サービス事業者アンケート調査		3,089 通	1,862 通	60.3%

A 高齢者調査（対象：市内在住の65歳以上の方，14,700人）

介護・介助を必要としない高齢者が7割を超えることがわかります。また，日常生活の困りごとをお伺いしたところ，電球の交換や買い物など，専門職でなくても対応が可能な日常的な支援を必要としている方が多いことがわかります。

内容	順位	割合	回答
回答者の家族構成	1位	40.1%	夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）
	2位	22.4%	一人暮らし
	3位	13.5%	息子・娘との2世帯
介護・介助の必要の有無	1位	75.9%	介護・介助は必要ない
	2位	12.0%	現在，何らかの介護を受けている
	3位	9.2%	何らかの介護・介助は必要だが，現在は受けていない
日常生活の中で不自由と 感じていること (複数回答可)	1位	21.1%	電球の交換，部屋の模様替え，庭木の手入れ等を行うこと
	2位	16.5%	住宅の軽微な修繕に関すること
	3位	13.1%	買い物したり，荷物を持ち運ぶこと

■ 年齢別 日常生活の中で不自由と感じていること

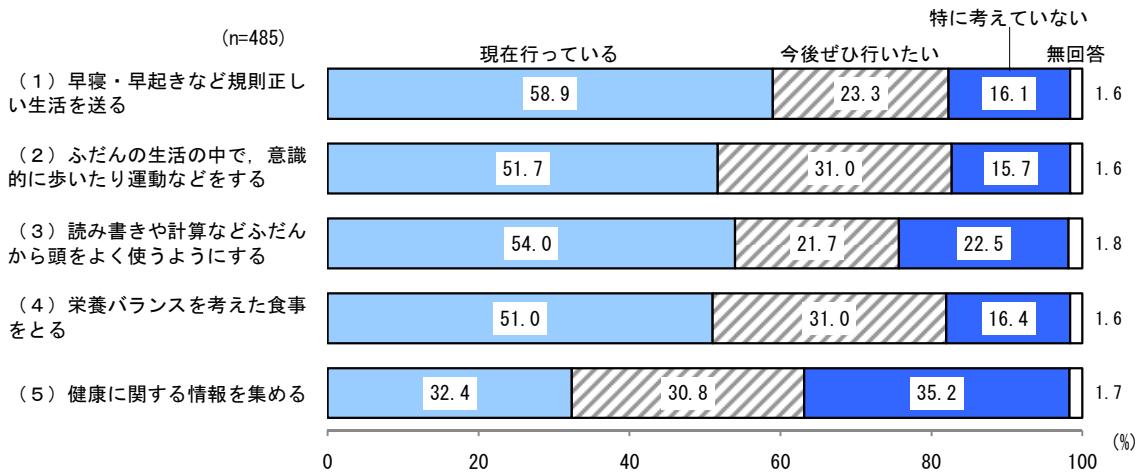
区分	有効回答数(件)	(%)																
		食事の準備・後片付けをすること	掃除・ごみ出し・洗濯などの家事をすること	衣服の着脱・食事・入浴に関すること	身体機能の維持・向上のための運動教室を受ける場がないこと	構造に関すること	段差や間取り，耐震など住まいの建物	契約や財産管理の手続きをすること	相談に乗ってもらえる人が身近にいないこと	外出時の移動が負担であること	病院に入院すること	近くに話し相手がないこと	自分を介助する家族などの負担が大きいこと	買い物したり，荷物を持ち運ぶこと	高齢者どうしや若者・子供との世代を超えた交流の場所がないこと	住宅の軽微な修繕に関すること	電球の交換，部屋の模様替え，庭木の手入れ等を行うこと	その他
65～69歳	1,969	10.9	12.1	6.3	7.3	11.2	5.7	4.6	7.2	7.0	5.1	2.8	10.9	4.5	16.6	17.2	12.8	32.3
70～74歳	2,208	11.7	11.1	5.8	7.4	12.8	5.5	4.3	7.7	6.8	6.0	2.9	11.0	4.9	15.7	18.7	10.9	34.3
75～79歳	1,770	10.5	11.5	5.6	6.6	12.5	7.6	5.7	8.1	7.4	5.3	2.7	11.7	6.7	16.4	21.1	9.8	34.1
80～84歳	1,159	13.8	15.9	6.7	7.1	11.7	8.3	4.5	9.4	10.7	5.1	3.3	16.5	6.7	17.3	26.4	9.3	28.4
85歳以上	1,045	15.7	16.9	9.8	7.5	11.6	8.0	4.7	13.3	11.5	8.6	4.7	19.8	7.2	17.2	27.3	7.8	26.4

B 若年者調査（対象：市内在住の40歳以上65歳未満の方，1,200人）

病気の予防や健康づくりに取り組む方の割合がほとんどの項目で5割を超え，意識が高いことがわかると同時に，老後について，要介護状態になることや健康に対する不安を抱えている方が多いことがわかります。今後，健康長寿や介護予防の取組の周知や充実が必要になると考えられます。

内容	順位	割合	回答
回答者の家族構成	1位	48.2%	二世世代同居（子と同居）
	2位	18.8%	一世代（夫婦のみ）
	3位	14.0%	二世世代同居（親と同居）
病気の予防や健康づくりのための取組状況 （現在行っていると回答した方，複数回答可）	1位	58.9%	早寝・早起きなどの規則正しい生活を送る
	2位	54.0%	読み書きや計算などふだんから頭をよく使うようにする
	3位	51.7%	意識的に歩いたり運動などをする
老後の生活に不安を感じる人の理由 （複数回答可）	1位	75.4%	介護が必要な状態になることへの不安
	2位	73.8%	生活費など経済的な不安
	3位	36.3%	自分の健康に関する不安

■ 病気の予防や健康づくりのための取組状況



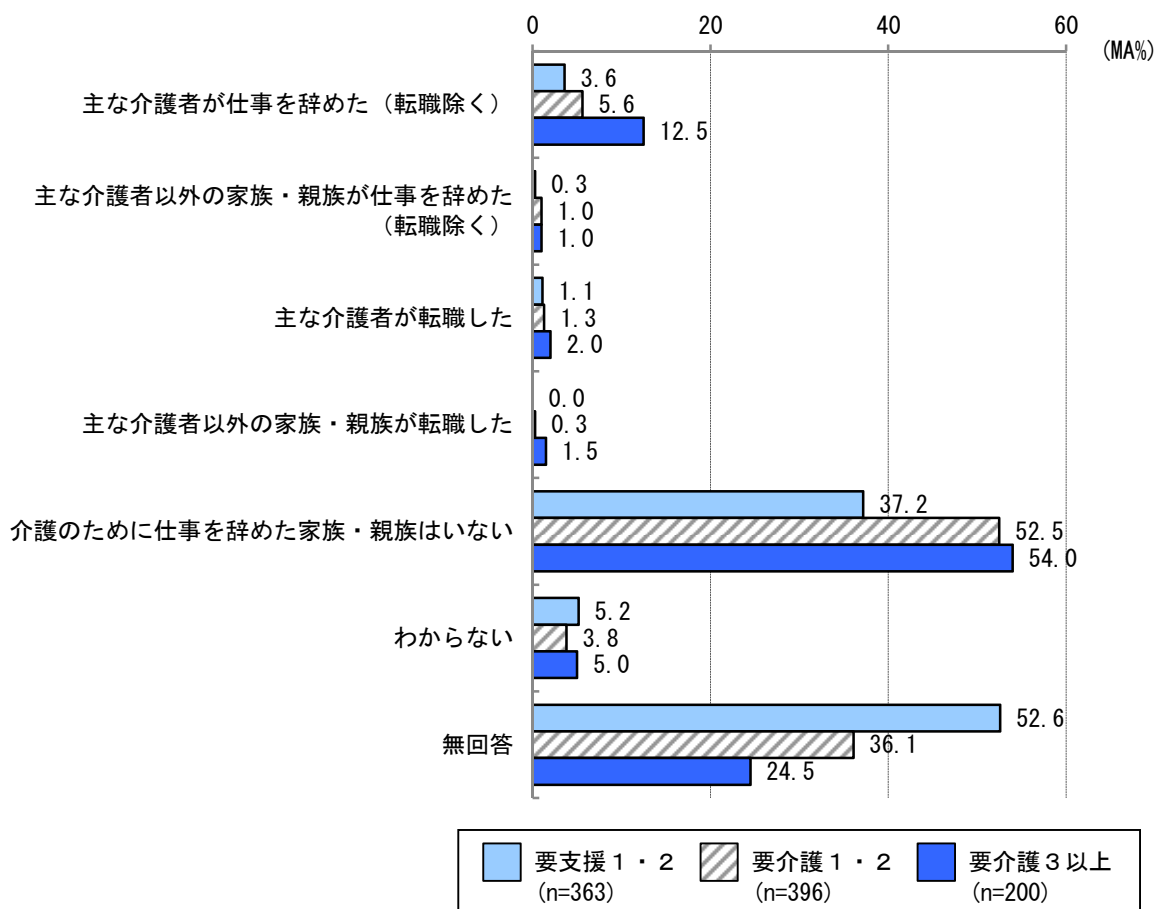
C 在宅介護実態調査

(対象：市内在住の介護保険制度の要介護（要支援）認定を受けている65歳以上の方，2,000人)

主な介護者は、介護を必要とする方の子や配偶者であることがわかります。介護者が不安に感じられていることなどから、外出の付き添いや家事等の日常的な支援や認知症への対応が介護離職の改善に一定の効果があると考えられます。

内容	順位	割合	回答
主な介護者	1位	33.2%	子
	2位	27.9%	配偶者
	3位	3.7%	子の配偶者
介護のための離職の有無	1位	45.9%	介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない
	2位	5.8%	主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）
	3位	1.3%	主な介護者が転職した
今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護	1位	21.5%	外出の付き添い・送迎等
	2位	21.3%	その他の家事（掃除，洗濯，買い物等）
	3位	19.3%	認知症状への対応

■ 要介護度別 介護のための離職の有無



D 介護サービス事業者調査

(対象：市内でサービスを提供する介護サービス事業者，3,089事業者（全数）)

前回調査時点から，特別養護老人ホームや有料老人ホーム，ケアハウス等で入所までの期間が短縮されていることがわかります。また，介護ロボットに期待することとして，見守りや移乗介護，外国人を雇用するうえでの課題として，日本語研修や利用者理解等の回答が多く，取組の充実が必要になると考えられます。

内容	種別	2016年度	2019年度
入所申込から1年未満で入所・入居した利用者の割合	特別養護老人ホーム	58.2%	63.3%
	介護老人保健施設	99.7%	100.0%
	有料老人ホーム，ケアハウス等	82.7%	95.0%
介護ロボットに期待すること	見守り	53.8%	63.4%
	移乗介護	61.3%	58.2%
	移動支援	37.5%	24.4%
外国人を雇用するうえでの課題	日本語・文化研修	—	72.6%
	利用者の理解	—	60.2%
	介護に係る研修	—	22.9%

■ 施設・居住系サービスの入所・入居までの期間

(%)

		1箇月未満	1箇月以上 3箇月未満	3箇月以上 6箇月未満	6箇月以上 1年未満	1年以上
①介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	2019年度	2.3	13.7	21.9	25.5	36.7
	2016年度	3.1	12.1	18.9	24.1	41.7
②介護老人保健施設	2019年度	55.4	29.4	11.6	3.5	0.0
	2016年度	59.9	33.2	5.3	1.3	0.3
③介護療養型医療施設	2019年度	29.2	42.2	21.9	3.2	3.4
	2016年度	82.7	10.9	3.0	1.2	2.1
④特定施設入居者生活介護 (地域密着型含む) (有料老人ホーム，ケアハウス等)	2019年度	39.9	32.6	12.8	9.7	5.0
	2016年度	54.9	16.5	7.9	3.4	17.2
⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (定員29人以下の特別養護老人ホーム)	2019年度	4.5	23.0	28.3	21.4	22.8
	2016年度	11.5	15.4	31.7	15.7	25.7
⑥認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	2019年度	51.3	30.2	8.1	5.7	4.8
	2016年度	39.0	46.7	7.6	3.7	3.0
⑦介護医療院	2019年度	89.7	9.9	0.3	0.0	0.0

4 2021年度の介護保険制度改正の状況

2021年度の介護保険制度改正においては、2025年度に向けた地域包括ケアシステムの推進や介護人材不足等に対応するとともに、2040年を見据え、地域共生社会の実現を目指し、制度の持続可能性を確保しながら、自立支援・重度化防止や日常生活支援等の役割・機能を果たし続けられるよう制度の整備や取組の強化を図ることとされています。

本プランにおいて、関連する主なページを※で記載しています。

I 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

- 1 一般介護予防事業等の推進 ※32～35ページ、72ページ
- 2 総合事業 ※32～35ページ、72ページ
- 3 ケアマネジメント ※34ページ
- 4 地域包括支援センター ※48～49ページ

II 保険者機能の強化（地域保険としての地域のつながり機能・マネジメントの強化）

- 1 P D C A プロセスの推進 ※29ページ
- 2 保険者機能強化推進交付金 ※32ページ以降の各数値目標の設定
- 3 調整交付金 ※76ページ
- 4 データの利活用の推進

III 地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）

- 1 介護サービス基盤、高齢者向け住まい ※52、66ページ
- 2 医療・介護の連携 ※50～51ページ

IV 認知症施策の総合的な推進 ※44～46ページ

V 持続可能な制度の構築・介護現場の革新

- 1 介護人材の確保・介護現場の革新 ※59～60ページ
- 2 給付と負担



第3章 第7期プランの取組状況

第7期プランに掲げた141の施策・事業（うち、新規15項目、充実17項目）の全てに着手し、計画の推進を図ってきました。重点取組ごとの取組状況は、次のとおりです。

重点取組1 健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進

「健康寿命の延伸」に向け、地域介護予防推進センターや保健福祉センター等が地域における住民主体の介護予防の取組を支援するほか、介護予防に取り組む方等に対してリハビリテーション専門職が効果的な運動方法の助言を行うなどの取組を進めました。

また、総合事業で新たに設けた「支え合い型ヘルプサービス」の従事者を養成する研修や、地域でのボランティア活動、高齢者の生活支援に関心を持つ方へ「地域支え合い活動入門講座」を実施し、実際に活動を始められるよう、支援を行いました。

（主な取組）

① 地域介護予防推進センター等による地域における自主的な介護予防の取組への支援

市内12箇所で委託運営している地域介護予防推進センターにおいて、65歳以上の高齢者を対象に、専門のスタッフが地域の身近な会場に出張して、講演会や介護予防教室（介護予防プログラム）の開催などに取り組んだほか、地域における自主的な介護予防に関する活動の支援等を行った。

② リハビリテーション専門職による地域における介護予防活動等への支援の推進

理学療法士や作業療法士等のリハビリテーション専門職が、地域介護予防推進センターの自主グループ（地域において自主的に介護予防活動に取り組んでいるグループ）を訪問し、運動指導や改善に向けた助言等を行った。

③ 支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修の実施及び研修修了者への支援

介護予防・日常生活支援総合事業において新設されたサービスである「支え合い型ヘルプサービス」の従事者を養成する研修を実施した。

（数値目標の達成見込み）

目標指数	計画値(2020年度)	実績値（見込み）	達成率
通いの場の箇所数	950箇所※1	959箇所	100.9%
スポーツ関係のグループやクラブに週1回以上参加している方の割合	15.6%以上	16.1%※2	—
介護予防ケアマネジメントリーダー養成研修修了者を配置している高齢サポート数	61箇所※3	60箇所	98.4%

※1 健康長寿サロン及び介護予防活動を行う自主グループについて、それぞれ元学区に概ね2箇所の設置を目標とする。これに、健康づくりサポーターの活動等の上記以外の通いの場を加えた950箇所を2020年度の目標とする。

※2 2019年度すこやかアンケート（高齢者調査）に基づく。

※3 2018年度24箇所（累計38箇所）、2019年度23箇所（累計61箇所：市内全高齢サポート）

目標指数	計画値(2020年度)	実績値(見込み)	達成率
ケアプランの事例検討を月1回以上実施している高齢サポート数	38箇所 ^{※4}	12箇所 ^{※5}	31.6%
認定率(第1号被保険者数に占める要支援・要介護認定者数の割合)	2020年の推計値(23.00%)を下回る。	23.03% (2020年9月末)	—
ボランティアのグループに参加している方の割合	13.5%以上	12.4% ^{※6}	—
支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修修了者数(累計) ^{※7}	1,300人 ^{※8}	1,217人 (2021年2月末)	93.6%
地域支え合い活動入門講座修了者数(累計)	1,150人 ^{※9}	1,700人 (2021年2月末)	147.8%

※4 介護予防ケアマネジメントリーダー養成研修修了者が、修了年度の翌年度のフォローアップ研修を経て事例検討を順次開催し、修了年度の翌々年度から事例検討を定期的に開催することを想定している。

※5 新型コロナウイルス感染症の影響により会議等を控えていたため、2019年度の実績を記載。

※6 2019年度すこやかアンケート(高齢者調査)に基づく。

※7 2015年度京都市高齢者支え合い活動創出モデル事業における担い手養成講座の修了者数を含む(2015年度からの累計値)。

※8 2017年度末の見込値から加えて、毎年度150人ずつの養成を目標とする。

※9 2016年度からの累計値。2017年度末の見込値から加えて、毎年度150人ずつの養成を目標とする。

重点取組2 地域で支え合う地域共生のまちづくりの推進

地域で支え合う体制づくりを進めるため、「地域支え合い活動創出コーディネーター」を中心に、生活支援サービスに関する高齢者ニーズや地域資源の把握に取り組むとともに、「地域支え合い活動調整会議」の実施により、身近な地域における連携・協働による生活支援サービスの創出等を推進してきました。

また、認知症高齢者等が住み慣れたまちで自分らしく安心して暮らしていくために、「成年後見支援センター」において成年後見制度の普及・啓発や市民後見人の養成等に取り組むほか、「認知症初期集中支援チーム」や「認知症疾患医療センター(地域型)」の設置を進め、「認知症サポート医」の更なる養成など、認知症の方やその家族に対する支援体制の強化に取り組みました。

(主な取組)

- ① 地域支え合い活動創出コーディネーターの活動や地域支え合い活動調整会議での協議等による、地域特性や地域課題に応じた多様な主体による生活支援サービス(移動販売、サロンの設置等)の創出

地域支え合い活動創出コーディネーターにおいては、地域のニーズと資源の見える化に取り組み、地域支え合い活動調整会議では、関係機関と連携し、多様な主体と連携した居場所等、生活支援サービスの創出に取り組んできた。

② 成年後見制度利用促進計画の策定

成年後見制度利用促進計画において、成年後見支援センターの機能充実を掲げ、センター職員の増員や相談対応を行う事業の創設などを行い、制度の更なる普及啓発に取り組むとともに、円滑に制度利用できるよう支援を進めた。

③ 認知症初期集中支援チームの設置など認知症の初期段階での対応

認知症初期集中支援チームを増設し、全市展開を実現した（全8チーム）。支援チームにおいては、本人や家族に早期に関わり、訪問活動等により情報収集やアセスメントを行い、医療・介護サービスの導入に向けた支援や、本人・家族への心理的サポート等の活動を行った。

（数値目標の達成見込み）

目標指数	計画値(2020年度)	実績値（見込み）	達成率
地域支え合い活動調整会議実施回数（累計）	742回 ^{※1}	570回	76.8%
成年後見支援センターへの相談件数（累計）	7,673件 ^{※2}	8,483件	110.6%
認知症サポート医養成者数（累計）	100人 ^{※3}	86人	86%
認知症サポーター養成者数（累計）	144,000人 ^{※4}	134,500人	93.4%
認知症初期集中支援チーム設置数	全市展開	全市展開 (8箇所)	100%

※1 2016年度からの累計値。2017年度末の見込値から加えて、各区・支所単位で年13回の開催を目標とする。

※2 2012年度からの累計値。2017年度末の見込値から加えて、単年度件数の毎年度3%増加を目標とする。

※3 2006年度からの累計値。2017年度末の見込値から加えて、毎年度概ね13人の養成を目標とする。

※4 2006年度からの累計値。2017年度末の見込値から加えて、毎年度概ね13,000人の養成を目標とする。

重点取組3 安心して暮らせる住まい環境の確保と介護サービス等の充実

「介護離職ゼロ（仕事と介護の両立ができず介護のために離職する人をなくす）」の実現に向けて、介護サービス基盤の充実など、必要な介護サービスの供給量の確保等に取り組みました。

また、介護・福祉に従事する担い手の確保・定着及び育成に向けて、介護・福祉職の職業としての魅力や、やりがいについての啓発、法人を超えた人事交流など、京都市老人福祉施設協議会、京都地域密着型サービス事業所協議会及び京都府介護老人保健施設協会との連携により、更なる担い手確保の取組の検討を行いました。

(主な取組)

- ① 「介護離職ゼロ」の実現に向けた、介護サービス基盤（（地域密着型）特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、認知症対応型共同生活介護、（地域密着型）特定施設入居者生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護等）の充実

国における「介護離職ゼロ」の取組を受け、第7期プランの計画期間中に、（地域密着型）特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、認知症対応型共同生活介護及び（地域密着型）特定施設入居者生活介護において、790床分を整備した。

- ② 京都市老人福祉施設協議会、京都地域密着型サービス事業所協議会及び京都府介護老人保健施設協会との連携による担い手確保の取組の検討（法人を超えた人事交流、ICT・介護ロボットの普及促進、高齢者が働き続けられる仕組みづくり、外国人労働者の受入れ等）

京都市老人福祉施設協議会、京都地域密着型サービス事業所協議会及び京都府介護老人保健施設協会と担い手確保の現状と課題について意見交換を行うため、2018年2月に「福祉・介護の担い手確保研究会」を立ち上げ、中学校の家庭科授業において「高齢者介護」に関する授業を実施し、学校教育における介護の導入に取り組んだほか、外国人介護人材が市内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう集合研修を実施した。

(数値目標の達成見込み)

○ 主な施設・居住系サービスの整備等目標数

目標指数	2018年度	2019年度	2020年度	達成率
特別養護老人ホーム （介護老人福祉施設）	6,296	6,532	6,717	100.7%
	6,231	6,311	6,763	
認知症高齢者グループホーム （認知症対応型共同生活介護）	2,310	2,373	2,445	100.2%
	2,274	2,334	2,451	
介護専用型特定施設	1,808	2,016	2,224	100.0%
	1,759	1,842	2,223	

※ 上段：計画値 下段：整備実績（2020年度は見込数）

目標指数	計画値(2020年度)	実績値（見込み）	達成率
指定市町村事務受託法人の認定調査員に占める認定調査員現任研修修了者の比率	70% ^{※1}	49.7% ^{※2}	—

※1 指定市町村事務受託法人に所属する認定調査員の現任研修修了者の2017年度における比率は、法人によって40%台から70%台までばらつきがあることから、第7期中は、全体的な底上げを図るため、全法人が70%を超えることを目指す。

※2 2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により研修が開催できなかったため、2019年度の実績を記載。

各階層別の地域ケア会議において、医療と介護をはじめとする多職種の参画及び連携を通じて、高齢者個人に対する支援を充実するとともに、地域課題の抽出・整理や課題への対応などにつなげてきました。

また、「在宅医療・介護連携支援センター」の設置を進め、医療・介護をはじめとする多職種の円滑な連携による在宅療養者への支援体制の構築に向けた取組を行いました。

(主な取組)

① 医療と介護をはじめとする多職種の地域ケア会議への参画による多職種協働の推進

高齢サポートが中心となって、地域の関係機関における情報共有や地域に固有の課題、個別のケースへの支援方針の検討や、課題解決・課題発生の防止に向けた協議を行う「地域ケア会議」の開催等を通じて、医療と介護をはじめとする多職種の参画による協働を推進した。

② 在宅医療・介護連携支援センターの活動を通じた在宅医療・介護連携の推進

「在宅医療・介護連携支援センター」の全市展開を実現した（全8センター）。センターにおいては、在宅医療と介護の専門的な知識・経験を備えたコーディネーターを配置し、医療・介護関係者からの相談支援とともに、地域資源の把握、在宅医療・介護関係者の連携、専門職向け研修、市民への普及啓発等の取組を行った。

(数値目標の達成見込み)

目標指数	計画値(2020年度)	実績値(見込み)	達成率
高齢サポートを認知している人の割合	54.2%以上	55.0%※	—
在宅医療・介護連携支援センター設置数	全市展開	全市展開 (8箇所)	100%

※ 2019年度すこやかアンケート（高齢者調査）に基づく。



第4章 第8期プランの計画体系

1 プランの考え方

- 「第8期京都市民長寿すこやかプラン」の計画期間は、2021年度から2023年度までの3年間です。
- 第6期プランから「地域包括ケア計画」として位置付け、いわゆる団塊の世代が75歳以上となり、介護が必要な高齢者が急速に増加することが見込まれる2025年までの間に、各計画期間を通じて地域包括ケアシステム【コラム①参照】を段階的に構築することとしています。
- このため、計画の連続性を確保する必要があることから、第8期プランにおいても、第6期プランから続く「京都市版地域包括ケアシステム」【コラム②参照】の構築に向けた取組を継承します。
- また、第8期プランにおいては、ウィズコロナ・ポストコロナ社会への適切な対応を図りつつ、2025年、更には「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり、高齢者がピークを迎える一方、現役世代人口が急激に減少する2040年を見据え、地域包括ケアシステムの推進及び「健康長寿のまち・京都」の取組を推進していきます。

【コラム①】2025年の目指すべき地域包括ケアとは？

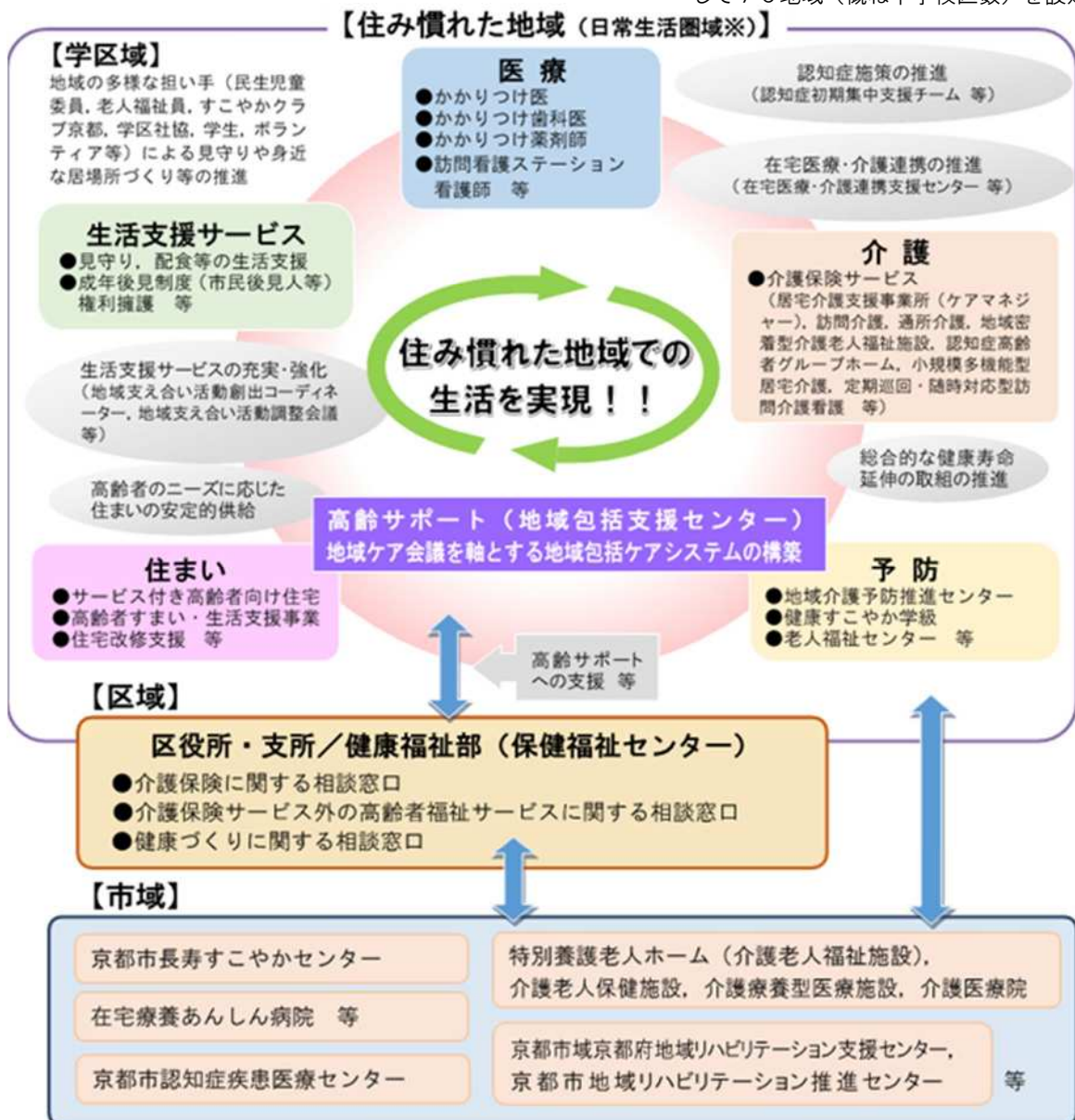
- 市民一人ひとりが、若いときから健康づくりの習慣を持ち、高齢期になっても介護予防に主体的に取り組み、趣味や特技等を通じて地域社会と積極的に交流している。
- 高齢者をはじめとした地域住民が、地域での様々な活動の担い手として活躍し、高齢者や子ども・若者への支援など、地域の実情に応じた地域の支え合いの仕組みづくりができています。
- 地域において、高齢者の生活のニーズにあった住まいが提供されるとともに、適切な介護サービスの利用により、高齢者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができています。
- 医療と介護をはじめとする様々な機関・専門職や地域住民、NPO等との協働により、医療・介護・生活支援サービスが一体的に提供できる体制が構築され、支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域で生涯にわたり自分らしい生活を送ることができています。

【コラム②】(京都市版) 地域包括ケアシステムとは？

- まず、地域包括ケアシステムとは、高齢者一人ひとりが、できる限り、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、日常生活圏域単位で、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組みのことをいいます。
- 次に、京都市版地域包括ケアシステムについてですが、本市に暮らす高齢者一人ひとりが、できる限り、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、市内全域をカバーする61箇所の高齢サポートを中核として、本市ならではの「地域力」や「地域の絆」を最大限に生かした学区単位のきめ細かい取組をもとに、日常生活圏域において医療・介護をはじめとする様々な関係機関との連携を進めることで、地域住民、関係機関、行政が一体となり、地域ぐるみで多様なニーズを持つ高齢者の暮らしを支援する京都市ならではの仕組みのことをいいます。

■ 京都市版地域包括ケアシステムのイメージ

※ 本市では、複数の元学区を束ねた地域として76地域（概ね中学校区数）を設定



【コラム③】日常生活圏域とは？

高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護サービス等を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市内を区分したものです。

本市では、高齢者保健福祉の圏域として、複数の元学区を束ねた地域として76地域（概ね中学校区）を設定しています。

■ 日常生活圏域及び高齢サポート 一覧（2021年3月現在）

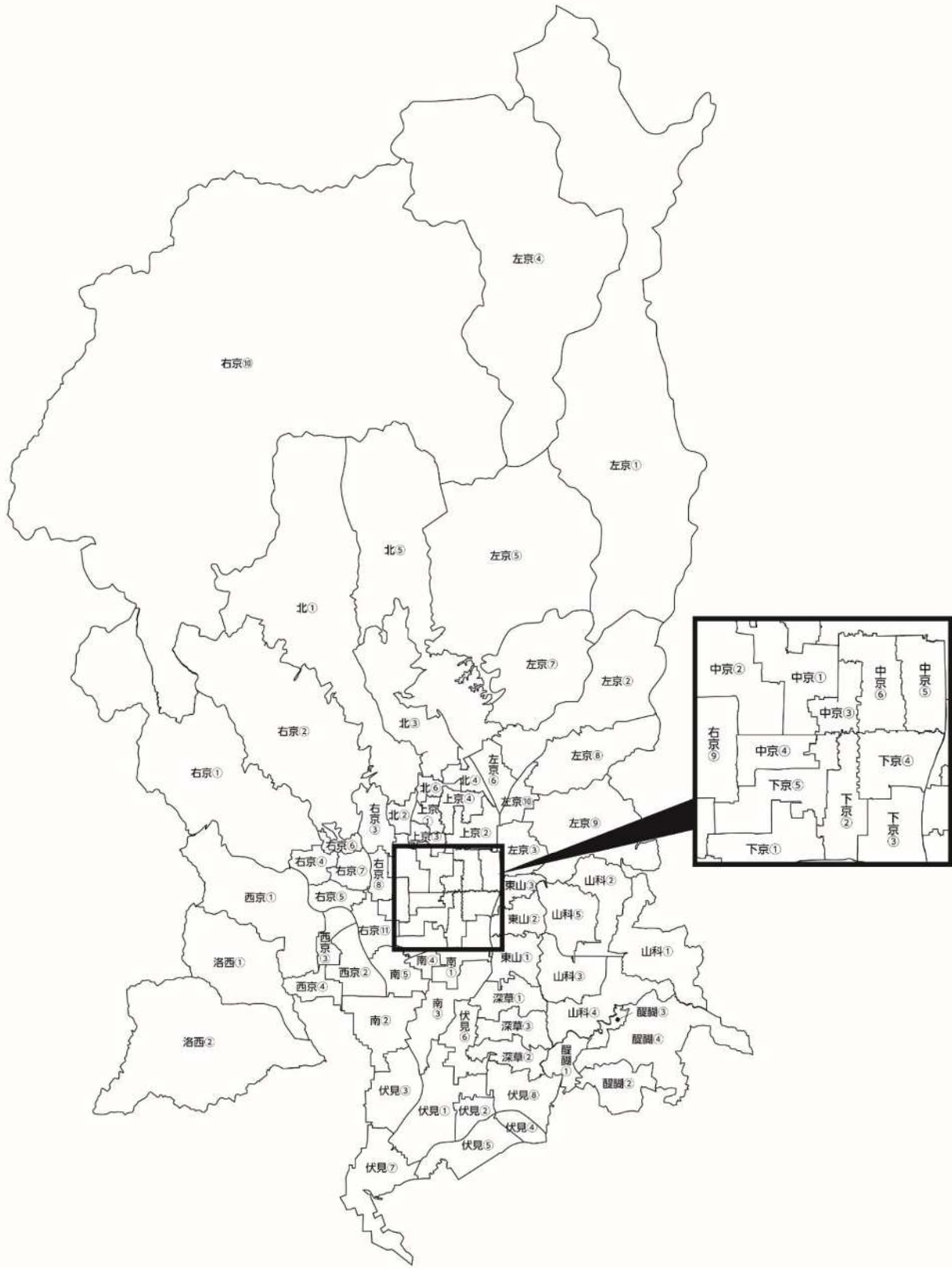
No.	区・支所	圏域	高齢サポート名	担当学区	
1	北	①	原谷	小野郷, 中川, 鷹峯, 金閣	
2		②		衣笠, 大將軍	
3		③		大宮, 紫竹, 待鳳	
4		④		鳳徳, 紫明, 出雲路	
5		⑤		雲ヶ畑, 柊野, 上賀茂, 元町	
6		⑥		楽只, 柏野, 紫野	
7	上京	①	乾隆	乾隆, 嘉楽, 正親, 翔鸞	
8		②		待賢, 小川, 中立, 滋野, 京極, 春日	
9		③		仁和, 出水	
10		④		室町, 成逸, 西陣, 桃園, 聚楽	
11	左京	①	大原	久多, 大原	
12		②		八瀬, 上高野, 松ヶ崎	
13		③	左京南	吉田, 聖護院, 川東, 新洞, 岡崎	
14		④		広河原, 花背	
15		⑤	左京北	鞍馬, 静市	
16		⑥		葵, 下鴨	
17		⑦		岩倉	岩倉北, 岩倉明徳, 岩倉南
18		⑧		修学院	修学院第一, 修学院第二
19		⑨	白川	北白川, 浄楽, 錦林東山	
20		⑩	高野	養徳, 養正	
21	中京	①	朱雀	教業, 朱雀第一, 朱雀第二, 朱雀第六	
22		②		朱雀第四, 朱雀第五, 朱雀第八	
23		③	本能	城巽, 本能, 乾	
24		④		朱雀第三, 朱雀第七	
25		⑤	御池	銅駝, 立誠, 富有, 柳池, 生祥	
26		⑥		竹間, 初音, 日彰, 梅屋, 龍池, 明倫	
27	東山	①	洛東	今熊野, 一橋, 月輪	
28		②		清水, 六原, 修道, 貞教	
29		③		有濟, 粟田, 弥栄, 新道	
30	山科	①	音羽	音羽, 音羽川, 大塚	
31		②		安朱, 山階, 西野	
32		③		山階南, 百々, 勸修	
33		④		大宅, 小野	
34		⑤		陵ヶ岡, 鏡山	

No.	区・支所	圏域	高齢サポート名	担当学区
35	下京	①	下京西部	大内, 七条, 西大路
36		②	下京中部	格致, 醒泉, 植柳, 安寧, 梅逕
37		③	下京東部	稚松, 皆山, 菊浜, 崇仁
38		④	修徳	永松, 開智, 豊園, 成徳, 有隣, 修徳, 尚徳
39		⑤	島原	郁文, 淳風, 光徳, 七条第三
40	南	①	東九条	山王, 九条, 九条弘道, 九条塔南, 梅逕, 東梅逕
41		②	久世	祥栄, 久世
42		③	陶化	陶化, 東和, 上鳥羽
43		④	唐橋	南大内, 唐橋
44		⑤		祥豊, 吉祥院
45	右京	①	嵯峨	水尾, 宕陰, 嵯峨, 広沢
46		②	花園	高雄, 宇多野
47		③		御室, 花園
48		④		嵐山, 嵯峨野
49		⑤	梅津	北梅津, 梅津
50		⑥	常磐野	常磐野
51		⑦		太秦, 南太秦
52		⑧	西院	安井, 山ノ内
53		⑨		西院第一, 西院第二
54		⑩		京北第一, 京北第二, 京北第三
55		⑪	葛野	葛野, 西京極, 西京極西
56	西京	①	西京北部	嵐山東, 松尾, 松陽
57		②	桂川	桂徳, 桂東, 川岡, 川岡東
58		③	西京南部	桂川, 桂
59		④		檜原
60	洛西	①	沓掛	桂坂, 大枝, 新林, 福西
61		②	境谷	境谷, 竹の里, 大原野
62	伏見	①	下鳥羽	下鳥羽, 板橋
63		②		南浜
64		③	久我の杜	久我, 久我の杜, 羽束師, 横大路
65		④	向島	向島, 向島藤ノ木
66		⑤		向島二ノ丸, 向島二ノ丸北, 向島南
67		⑥	東高瀬川	竹田, 住吉
68		⑦	淀	納所, 淀, 美豆(淀南)
69		⑧	桃山	桃山, 桃山東, 桃山南
70	深草	①	深草北部	稲荷, 砂川
71		②	深草南部	藤ノ森, 藤城
72		③	深草中部	深草
73	醍醐	①	醍醐南部	小栗栖, 小栗栖宮山, 石田
74		②		春日野, 日野
75		③	醍醐北部	北醍醐, 醍醐西
76		④		醍醐, 池田, 池田東

【日常生活圏域】

第4章

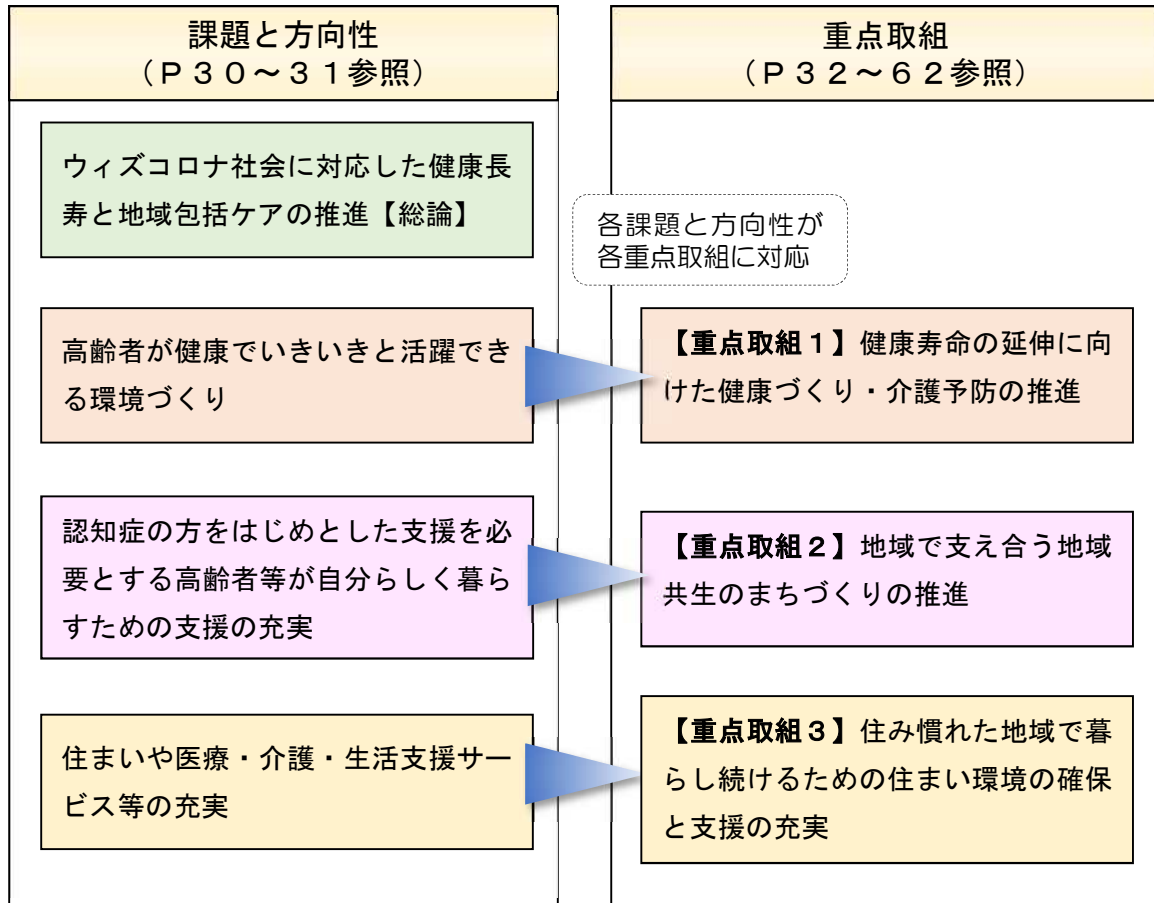
第8期プランの計画体系



2 プランの構成

2025年の目指すべき地域包括ケアの姿 (P24参照)

高齢者を取り巻く状況や2025年の地域包括ケアの姿を踏まえ、取り組むべき課題と方向性を設定



基本理念を実現するため、次の3つの重点取組を掲
げ、施策・事業を総合的に推進します。

基本理念

高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、互いに支え合い、
いきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち・京都」をみんなでつくる

※ 第8期プランの基本理念については、「京都市基本計画」における分野別の理念を踏まえ、
「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に向けて設定した第6期プラン以降の基本理念を
継承します。

3 第8期プラン策定にあたっての課題と方向性

本市では、住民自治の伝統や支え合いの精神に基づき、地域団体が中心となって培われてきた地域力をいかし、市内61箇所の高齢サポート（地域包括支援センター）を中核として、学区単位できめ細かく取り組む「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいるところです。

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、ウィズコロナ・ポストコロナ社会への適切な対応を図りつつ、今後とも、地域住民や医療、介護をはじめとする関係団体と行政が一体となって、健康づくり、介護予防に取り組むとともに、身近な地域単位で高齢者の暮らしを支援していく必要があります。

第8期プランにおいては、こうした考えのもと、高齢者一人ひとりができる限り住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられる地域包括ケアシステム及び「健康長寿のまち・京都」の取組を推進するために、次の課題意識を持ち、市民の皆様や関係団体との協働により取組を進めます。

ウィズコロナ社会に対応した健康長寿と地域包括ケアの推進【総論】

人生100年時代を見据え、できるだけ長く、住み慣れた地域で、人と人とのつながりの中で、暮らし続けられるようにしていくため、市民の皆様に若い間から仕事と家庭生活の調和をはじめ、地域活動などに積極的に参加する「真のワーク・ライフ・バランス」を促進し、健康づくりや地域とのつながりを習慣づけていただくとともに、高齢期を迎えても介護予防に主体的に取り組む、地域の担い手・社会の支え手として御活躍いただく「健康長寿」のまちづくりに取り組みます。

併せて、介護が必要な状態になったとしても、医療・介護等の関係機関や地域住民等との協働により、医療・介護・生活支援等のサービスが切れ目なく提供できる「地域包括ケア」の仕組みづくりに取り組みます。

新型コロナウイルス感染症の収束に向けてあらゆる努力を行いつつ、これらの取組が、新型コロナウイルス感染予防の観点から、「新しい生活スタイル」を踏まえたものとして実践されるよう、努めていきます。

高齢者が健康でいきいきと活躍できる環境づくり

本市では、健康寿命の延伸に向け、引き続き市民の間で自主的な健康づくりや介護予防の取組が広がり、継続していけるよう、支援に努めていきます。

特に、フレイル・オーラルフレイル対策を含む保健事業と介護予防の一体的な実施を進めるとともに、健康長寿サロンや介護予防自主グループ等、地域に根差した多様な「通いの場」の取組を一層推進していきます。

また、年々高齢者の体力平均が向上しており、高齢者が地域の担い手として地域で活動することや、社会の担い手として企業等で働き続けることは、ご自身のやりがいと介護予防、地域や社会への貢献にもつながる大切なことです。できる限り地域や社会で活躍していただけるよう、啓発等に努めていきます。

認知症の方をはじめとした支援を必要とする高齢者等が自分らしく暮らすための支援の充実

高齢化が進展する中、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、引き続き要援護高齢者等への支援に取り組んでいきます。

本市では認知症の早期発見・早期対応に向け、認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センターをはじめとする支援機関の連携強化等を進めていきます。また、認知症サポーターの養成等、認知症に関する正しい理解の普及啓発を引き続き進めるとともに、養成したサポーターが認知症支援において活躍できる仕組みづくり等に新たに取り組むことにより、地域ぐるみで認知症の方と家族を支える取組を一層推進していきます。

また、民生児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会や関係機関との連携を通じて、地域全体で高齢者を支えるネットワークづくりを一層推進し、増加する一人暮らしの方はもとより、「8050問題」等の複合的な課題を抱える方々も含め、様々な要援護高齢者の一層の支援に努めていきます。

さらに、地域ケア会議等での協議を通じて、引き続き地域課題を把握し、高齢者の日常生活に関わるニーズへの対応に努めるとともに、地域支え合い活動創出コーディネーターについて、買い物支援等の生活支援サービスの創出に向けた取組を進めるほか、日常生活圏域や学区など、より身近な地域単位でのコーディネート機能の強化に向けて検討していきます。

住まいや医療・介護・生活支援サービス等の充実

本市では、高齢サポートを中核機関として、地域ケア会議等を軸に、日常生活圏域を構成する学区単位できめ細かく取り組む「京都市版地域包括ケアシステム」づくりに取り組んでいます。

高齢サポートが地域支援の中核機関としての役割を一層発揮していくため、地域で協働する関係機関等との連携強化を図るとともに、在宅医療・介護連携支援センターの活動等を通じて、多職種による在宅医療・介護の提供体制の強化に取り組んでいきます。さらに、地域支援に携わるコミュニティケアワーカーを養成し、日常生活圏域や学区等で活動する小規模多機能型拠点等への配置を進めていきます。

また、24時間対応型の在宅サービスや、地域に根差した小規模な施設・居住系サービスの重点的な整備等、引き続きできるだけ身近な地域での介護サービス基盤整備を進めていきます。

併せて、高齢者の選択の幅が広がるよう、多様なすまいの集積とすまい・生活支援事業等のサービスの充実にも努めるとともに、若年人口の減少に伴う担い手不足に対応していくため、ICT・IoTの活用等による介護現場の生産性向上や、外国人労働者をはじめとする介護の担い手の裾野拡大に努めます。

第5章 第8期プランの重点取組ごとの主な施策・事業

～第5章の構成～

【重点取組】・・・基本理念を実現するための3つの重点取組

《取組方針》・・・重点取組を進めるうえでの方針

重点取組の中項目・・・重点取組を細分化した取組

重点取組の小項目・・・中項目を細分化した取組

《取組内容》・・・小項目の内容

《主な施策・事業》・・・小項目を進めていくための具体的な施策や事業

《主要項目の解説》・・・主な施策や事業の具体的な説明

【数値目標】・・・施策や事業を進めていくうえでの目標を数値化したもの

【コラム】・・・上記に記載している情報以外の追加情報

【重点取組1】健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進

《取組方針》

- フレイル対策を含む保健事業と介護予防の一体的な実施など、健康寿命の延伸に向けた取組を進め、ひいては介護保険料の伸びの抑制につなげます。
 - ※ 「フレイル」とは、日本老年医学会が提唱している概念で、日常生活上で自立した健康な方が要介護状態に至る間に、心身の活力が弱ってきた状態です。この状態の方は、適切な対応により健康な方向へ戻すことができることから、こうした状態の方へのアプローチ、対策が重要となります。
 - (参考)「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」について
高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、2019年度に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、2020年4月以降、後期高齢者の保健事業について、後期高齢者医療広域連合と市町村が連携し、市町村において介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施することが示されました。
- 自宅でもできる取組の紹介など、ウィズコロナ社会に対応した介護予防・フレイル対策（①運動，②栄養・口腔，③人とのつながり）の普及促進を図ります。
- 新型コロナウイルス感染予防の観点から、「新しい生活スタイル」を踏まえつつ、健康長寿サロンや介護予防自主グループ等の地域に根差した多様な「通いの場」の取組を一層推進し、地域や人とのつながりの中での継続的な健康づくり・介護予防につなげます。
- 高齢者が地域活動の担い手として活躍できるよう、また社会の担い手として企業等で働き続けられるよう、支援や啓発等に努め、高齢者自身のやりがいと介護予防、地域・社会への貢献につなげます。

1 健康づくり・介護予防の取組の推進

(1) 介護予防の取組の推進

〈取組内容〉

- 新型コロナウイルスのため外出を控えている時でも可能な取組として、自宅でできる運動方法のほか、電話等で家族や友人と連絡を取り合い、意識的に人とのつながりを保つことも大切であることを紹介するなど、ウィズコロナ社会に対応した介護予防・フレイル対策の普及促進を図ります。
- 地域介護予防推進センター等による住民主体の介護予防の取組への支援を基盤に、保健事業と介護予防の一体的な実施を踏まえて、様々な関係機関との連携を進めながら、リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等）、管理栄養士、歯科衛生士等による講座や健康相談の実施など、「通いの場」に医療専門職が関与することで、地域におけるフレイル対策の更なる推進を図ります。
- 新型コロナウイルス感染予防の観点から、「新しい生活スタイル」を踏まえつつ、地域支え合い活動創出コーディネーター、地域介護予防推進センター、高齢サポート等による立ち上げ支援、運営支援、情報発信等を通じて、身近な地域における住民主体の「通いの場」の一層の拡充に取り組みます。
- 地域介護予防推進センターや保健福祉センター等が、地域の身近な場所で、運動器機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上に資する教室等を開催するほか、講演会などの取組を通じて介護予防・フレイル対策の普及啓発に取り組みます。
- オーラルフレイル（口腔機能の低下）がフレイル（全身の虚弱）につながることから、口腔機能の向上やオーラルフレイル対策に係る取組を進めます。
- 介護予防、自立支援、疾病の重症化予防に繋げるため、これまでからリハビリテーション専門職をはじめとした多職種の専門職がケアマネジメントにかかわってきましたが、口腔機能・口腔衛生等の観点から歯科衛生士、栄養摂取等の観点から管理栄養士等が新たにかかわることで、ケアマネジメントの質の更なる向上に取り組みます。
- 介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス及び通所型サービスの円滑な実施に向けて、事業所の参入促進や担い手の養成に取り組むとともに、新たに「介護予防活動の場への外出支援サービス」の提供を開始し、介護予防の取組を推進していきます。

《主な施策・事業》

- 《新規》・《充実》の記載について
- 《新規》…第8期プラン計画期間中に、新たに取り組む施策・事業
 - 《充実》…第7期プラン計画期間までに取り組み始めた施策・事業のうち、第8期プラン計画期間中に取組内容を充実させる施策・事業
- ※ 以降の項目においても、上記の区分に従って記載

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業	方向性
101	自宅でもできる取組の紹介などウィズコロナ社会での介護予防・フレイル対策（①運動，②栄養・口腔，③人とのつながり）の普及促進	充実
102	フレイル対策モデル事業をはじめとする保健事業と介護予防の一体的な実施の推進	充実
103	リハビリテーション専門職による地域における介護予防活動等への支援の推進	継続
104	地域における身近な通いの場（健康長寿サロン，公園体操，健康すこやか学級，運動を目的とした自主グループ等）の拡充に向けた，立ち上げ支援，運営支援及び情報発信の推進	継続
105	保健福祉センター，地域介護予防推進センター，その他関係機関による運動機能の向上，栄養改善，口腔機能の向上等に関するフレイル対策を含む介護予防のための教室の開催や普及・啓発等の実施	継続
106	口腔機能の向上及びオーラルフレイル対策に係る取組の推進	継続
107	高齢サポートにおける自立支援・重度化防止に向けた介護予防ケアマネジメントの実施	継続
108	多職種連携によるケアマネジメント支援の充実	充実
109	介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス及び通所型サービスの円滑な実施	継続
110	介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防活動の場への外出支援等の新たなサービスの実施	新規
111	介護予防・日常生活支援総合事業の評価の実施	継続

《主要項目の解説》

108 多職種連携によるケアマネジメント支援の充実 《充実》

ケアマネジメントを行うにあたり，個別性を尊重し，サービスの多様化に対応するには，より広い視野と専門性が求められます。このため，ケアマネジメント支援において，これまでから，多職種の専門職（社会福祉士，主任介護支援専門員，保健師，リハビリテーション専門職等）による多角的な意見交換を行ってきましたが，口腔機能や口腔衛生，適切な栄養摂取等の観点から，新たに歯科衛生士や管理栄養士に要支援者に対するケアプランの事例検討に参画いただくことで，ケアマネジメントの更なる質の向上に取り組めます。

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 104)	2020年度	2023年度
通いの場の箇所数	959箇所	1,040箇所※

※ 健康長寿サロン，健康すこやか学級，介護予防を行う自主グループや，健康づくりサポーターの活動，その他本市が把握する通いの場の合計値。

目標指標 (関連施策・事業 108)	2019年度	2023年度
ケアプランの事例検討を月1回以上実施している高齢サポート数	12箇所※	38箇所

※ 2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により会議等を控えていたため，2019年度の実績を記載。

目標指標 (関連施策・事業 101～111)	2020年度 (9月末)	2023年度
75歳以上84歳以下の方の認定率 (第1号被保険者数に占める要支援・要介護認定者数の割合)	24.36%	下降※

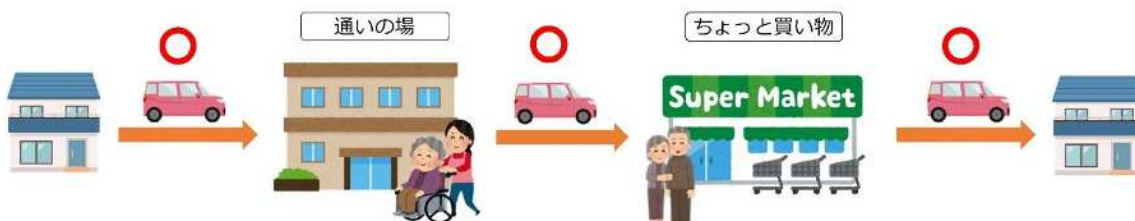
※ 認定率が高くなり始める75歳以上84歳以下の方の認定率が，介護予防や健康づくりの取組，自立支援・重度化防止の取組の結果として，2020年度よりも下降することを目標指標とするもの。

目標指標 (関連施策・事業 101～111)	2020年度	2023年度
75歳以上84歳以下の方の主観的健康観について「よい」と回答している方の割合	73.3%※ ¹	上昇※ ²

※¹ 2019年度すこやかアンケート（高齢者調査）に基づく。

※² 認定率が高くなり始める75歳以上84歳以下の方のうち，自らの健康状態が「よい」と回答される割合が，介護予防や健康づくりの取組，自立支援・重度化防止の取組の結果として，2020年度よりも上昇することを目標指標とするもの。

【コラム】他市で行われている外出支援の例



介護予防・日常生活支援総合事業では，市町村の判断で，サービスメニューとして「移動支援・送迎サービス」を設けることができ，地域の課題を解決するため，各市町村で様々な取組が行われています。

例えば，岡山県吉備中央町では，社会福祉法人が保有する車両の空き時間を活用し，一般介護予防事業の「通いの場」への送迎サービスを実施しています。

また，山口県防府市では，社会福祉法人が保有する車両で大型ショッピングセンターにある介護予防教室へ行き，教室での運動を行った後に買い物等をしてもらう取組を行っています。

(2) 健康づくりの取組の推進

《取組内容》

- 若い世代から正しい生活習慣の確立と健康づくりに取り組むことは、高齢期における介護予防を効果的に進めていくことにもつながります。こうしたことも踏まえ、幅広い市民団体や関係機関等が参画する「健康長寿のまち・京都市民会議」とも連携しつつ、健康づくりに取り組むことでポイントを貯め、景品との交換に応募できる「健康長寿のまち・京都 いきいきポイント」（2021年度から「新しい生活スタイル健康ポイント」に改称予定）や、スマートフォン上で健康づくりの記録などができる「健康長寿のまち・京都いきいきアプリ」の活用、市域での自主的・主体的な健康寿命の延伸に向けた健康づくり活動の奨励、普及、推進を図るとともに、その活動が健康寿命の延伸に向けた機運の醸成に貢献すると認められる個人、団体を表彰する「健康長寿のまち・京都いきいきアワード」など「健康長寿のまち・京都」推進プロジェクトの各取組を通じて、市民一人ひとりが、若い世代から主体的に健康づくりに取り組んでいけるよう支援します。
- 生活習慣病予防のための特定健康診査や後期高齢者健康診査、がん検診等の各種健診についても引き続き取り組んでいきます。

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業	方向性
112	健康長寿のまち・京都市民会議と連携した市民ぐるみの健康づくりの取組の推進	継続
113	保健福祉センターによる地域における健康づくりへの支援	継続
114	「健康長寿のまち・京都」推進プロジェクトの各取組の推進	継続
115	フレイル対策の観点からの健康づくりの取組	継続
116	ロコモティブシンドローム予防などの推進	継続
117	誤嚥性肺炎などの疾病予防や生活の質の向上につながる口腔ケアの推進	継続
118	保健福祉センター等における健康づくりサポーター等の育成の推進	継続
119	地域での食育活動を推進する食育指導員の養成及び活動支援	継続
120	特定健康診査，後期高齢者健康診査，がん検診等の各種健診の実施	継続
121	新型コロナウイルス感染者への医療提供体制の確保	継続
122	新しい生活スタイルの普及促進	継続
123	高齢者のこころのケアの推進	継続
124	インフルエンザ及び肺炎球菌予防接種の実施	継続
125	健康長寿のための公園づくり（健康遊具の設置）の推進	継続

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 104,115)	2020年度	2023年度
スポーツ関係のグループやクラブに週1回以上参加している方の割合	16.1%※	上昇

※ 2019年度すこやかアンケート（高齢者調査）に基づく。

【コラム】介護が必要になった要因は？（2019年度すこやかアンケート調査より）

	運動器機能等の低下				生活習慣病等				その他				
	高齢による衰弱	骨折・転倒	関節の病気	脊椎損傷	心臓病	糖尿病	脳卒中	腎疾患	視覚・聴覚障害	がん	呼吸器の病気	認知症	パーキンソン病
要支援	16.6%	18.4%	15.5%	11.6%	14.8%	13.2%	10.7%	2.5%	5.7%	7.3%	5.5%	2.5%	3.0%
	62.0%				41.1%				23.9%				
要介護	15.9%	16.2%	10.1%	8.0%	10.0%	13.1%	24.2%	3.4%	4.8%	8.6%	6.1%	15.9%	7.0%
	50.2%				50.7%				42.3%				

不活発な生活が続くことなどによる運動器機能の低下や生活習慣病等が原因となり、介護が必要な状態になる方が多い状況です。

筋力の低下は、年齢を重ねるにつれてより速く進みますが、高齢期においても適切な運動を行うことで、筋力を維持・向上させることは可能です。そして、筋肉をつけるためにはバランスの取れた食事が欠かせず、食事を美味しく食べるためには、お口の健康を維持することが大切になります。また、近年の研究では、運動や食事は、一人でするよりも仲間と一緒にする方が、介護予防により効果を発揮することがわかっています。つまり、「運動」、「栄養・口腔」、「人とのつながり（社会交流や社会参加）」の取組は相互に影響を及ぼすものであり、合わせて取り組むことが最も効果的なのです。

こうした介護予防・フレイル対策の取組を身近な地域で仲間とともに継続していただけるよう、地域支え合い活動創出コーディネーター、地域介護予防推進センター、高齢サポート等による立ち上げ支援、運営支援、情報発信等を通じて、地域の「通いの場」の拡充を進めるほか、運動、栄養、口腔に関わる医療専門職による講座や健康相談等の機会を設けることで、「通いの場」における取組内容の充実に向けた支援等を行います。

併せて、自宅でできる運動方法の紹介など、ウィズコロナ社会に対応した介護予防・フレイル対策の普及促進にも取り組みます。

さらに、ケアマネジメントの質の向上に取り組み、栄養や口腔の視点も含めた自立支援を行います。これらの取組の結果として介護保険料の伸びの抑制を図ります。

2 就労支援・担い手づくりと社会参加の推進

(1) 就労支援・担い手づくりの推進

《取組内容》

- 介護予防においては、単に運動機能や栄養状態といった心身機能の維持・改善だけを目指すのではなく、家庭や社会生活で役割を果たすことで、一人ひとりが生きがいを感じ、自己実現に向けた取組ができるよう支援していくことも重要です。
- 元気な高齢者をはじめとする多様な担い手が、高齢者に対する生活支援サービスをはじめ、地域社会の幅広い支え手として活躍できるよう、介護に関する入門的研修や総合事業の「支え合い型ヘルプサービス」の従事者を養成する研修、地域でのボランティア活動や高齢者の生活支援に関心を持つ市民に向けた「地域支え合い活動入門講座」を実施します。さらに「地域支え合い活動創出コーディネーター」による高齢者を支える担い手の支援などに取り組むほか、高齢者がこれまで培ってきた知識や経験等をいかすことができる臨時的・短期的な就業機会を提供するシルバー人材センター事業を推進します。

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業	方向性
126	シルバー人材センター事業の推進	継続
127	介護に関する入門的研修及び支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修の実施並びに研修修了者への支援	継続
128	地域支え合い活動入門講座の実施	継続
129	地域支え合い活動創出コーディネーターによる担い手支援	継続

《主要項目の解説》

127 介護に関する入門的研修及び支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修の実施並びに研修修了者への支援

これまで介護との関わりがなかった方など、介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護に携わるうえで知っておくべき基本的な技術を学ぶことができるよう「介護に関する入門的研修」を実施し、介護分野への参入のきっかけを作るとともに、入職に当たっての様々な不安を払拭することにより、中高年齢者や子育てが一段落した方などの多様な担い手の参入を促進します。さらに、「介護に関する入門的研修」の実施後、介護分野での就労を希望する方には、介護施設・事業所とのマッチング支援を実施し、研修修了者の介護分野への参入を支援します。

また、総合事業の支え合い型ヘルプサービスについて、支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修修了者や訪問介護員のほか、「介護に関する入門的研修」の修了者も従事できることとし、指定事業所による研修修了者への説明会の開催等を通じて、支え合い型ヘルプサービスへの従事も促進してまいります。

128 地域支え合い活動入門講座の実施

ボランティア等の社会活動や高齢者の生活支援に関する基本的知識を学ぶ講座を各区・支所単位で開催するとともに、当該講座の修了者等に対しては地域の生活支援ニーズに応じた講座や、より実践的な講座を提供し、実際に活動を始められるよう支援を行います。これにより、地域における生活支援の担い手の掘り起こしを進めるだけでなく、高齢者が生活支援の担い手として活躍することで、生きがいづくりや介護予防の推進にもつなげます。

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 127)	2020年度 (2月末)	2023年度
支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修修了者数(累計)※1・3	1,217人	1,670人※2

- ※1 2015年度京都市高齢者支え合い活動創出モデル事業における担い手養成講座の修了者数を含む(2015年度からの累計値)。
- ※2 2020年度末の見込値から加えて、毎年度150人ずつの養成を目標とする。
- ※3 本市が委託して実施する支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修は、介護に関する入門的研修のカリキュラムを満たす内容で実施する。

目標指標 (関連施策・事業 128)	2020年度 (2月末)	2023年度
地域支え合い活動入門講座修了者数(累計)※1	1,700人	2,150人※2

- ※1 2016年度からの累計値。
- ※2 2020年度末の見込値から加えて、毎年度150人ずつの養成を目標とする。

(2) 社会参加の取組の推進

《取組内容》

- 全国健康福祉祭(ねんりんピック)への代表団派遣や市民すこやかフェアの開催、市バス・地下鉄等の敬老乗車証の交付、すこやかクラブ京都(京都市老人クラブ連合会)で取り組んでいるボランティア活動の推進等を通じた活動内容の充実など、高齢者の社会参加の促進に向けた取組を進めます。

《主な施策・事業》

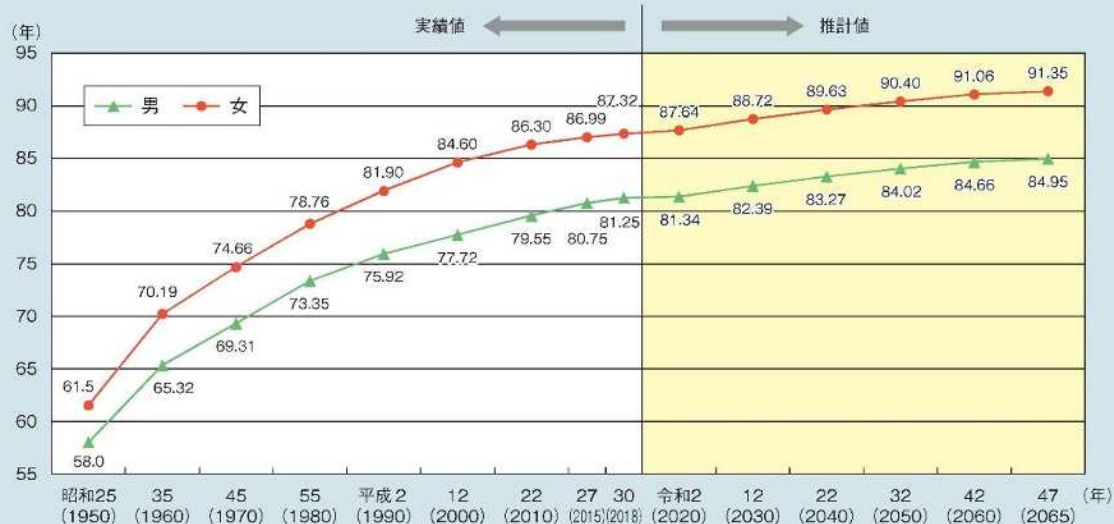
施策番号	主な施策・事業	方向性
130	全国健康福祉祭(ねんりんピック)への代表団派遣や市民すこやかフェアの開催、敬老乗車証の交付、老人福祉センターの運営等による高齢者の社会参加促進	継続
131	新たな敬老乗車証の制度構築	継続
132	高齢者の趣味活動に関するサークルの活動支援と情報提供	継続
133	すこやかクラブの活性化	継続

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 130～133)	2020年度	2023年度
会やグループ等に参加している方の割合	67.2%※	上昇

※ 2019年度すこやかアンケート（高齢者調査）に基づく。

【コラム】高齢者をはじめとした全ての方が活躍し続けられる社会について



資料：1950年は厚生労働省「簡易生命表」、1960年から2015年までは厚生労働省「完全生命表」、2018年は厚生労働省「簡易生命表」、2020年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果
 (注) 1970年以前は沖縄県を除く値である。0歳の平均余命が「平均寿命」である。

資料：2020年度高齢社会白書

我が国の平均寿命は、男女ともに延び続けており、2065年には、男性84.95歳、女性91.35歳となり、女性は90歳を超えることが見込まれています。

人生100年時代を迎える一方で、少子高齢化が一層進行し、2060年には、65歳以上の高齢者1人に対し、64歳未満の世代は1.2人になることが見込まれています。

このように社会構造が変化する中、高齢者の生きがいつくりや健康づくり・介護予防を進めることはもとより、高齢者を含めた全ての方が役割を持ち、お互いに支え合い、その人らしい生活を送ることができる社会をつくっていく必要があります。

このような中、高齢者の活躍がますます期待されており、70歳までの定年引き上げ等を内容とする改正高年齢者雇用安定法が、2021年4月から施行されるなど、必要な環境整備を含め、高齢者をはじめとした全ての方に社会の支え手として活躍していただくための取組が進められています。

【重点取組2】地域で支え合う地域共生のまちづくりの推進

《取組方針》

- 地域共生社会の実現に向けて、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会を目指し、関係機関と地域住民とが共に取り組む仕組みづくりを進めます。
- 引き続き認知症の早期発見・早期対応に取り組むとともに、認知症バリアフリー社会の実現に向けて、認知症サポーターの養成等を通じて認知症に関する正しい理解を広めるとともに、認知症サポーターが認知症支援において活躍できる仕組みづくりに取り組めます。
- 増加する一人暮らしの方はもとより、「8050問題」等の複合的な課題を抱える方々も含め、様々な要援護高齢者を必要な支援につなげていきます。
- 地域支え合い活動創出コーディネーターの活動等を通じて、これまでの取組で大きく進展した居場所の立ち上げに加え、買い物支援等の高齢者の日常生活に密接に関わるサービスの創出にも取り組んでいきます。
- 生涯にわたり本人の権利や意思が尊重されるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用はもとより、「人生の終い支度」の普及・啓発等を促進します。

1 地域で支え合う体制の構築と意識の共有

(1) 地域における日常生活支援の充実

《取組内容》

- 少子高齢化が進み、単身世帯・高齢者のみ世帯が増加する中、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるためには、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域全体で支え合う体制づくりが重要になります。
- 「地域支え合い活動創出コーディネーター」の活動や「地域支え合い活動調整会議」での協議等を通じ、多分野の関係機関や企業等を含めた地域の多様な主体との連携・協働による、地域の特性に応じた生活支援サービスの創出を推進します。
- 地域支え合い活動創出コーディネーターの取組等を通じて、生活支援サービスを提供する団体間のネットワークを構築し、活動の底上げや活性化を図るとともに、地域の支援ニーズを踏まえた新たな活動展開を支援することで、多様な生活支援サービスの提供体制の構築を図ります。

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業	方向性
201	地域支え合い活動創出コーディネーターの活動や地域支え合い活動調整会議での協議等による、多様な主体との連携に基づく地域特性等に応じた生活支援サービスの創出	継続

施策番号	主な施策・事業	方向性
202	地域支え合い活動創出コーディネーターによる既存の地域資源（居場所等）のネットワーク化及び地域の支援ニーズを踏まえた新たな活動展開への支援	継続
203	「健康長寿支え合いネット」の運営等による生活支援サービスの情報提供	継続
204	高齢者の消費者被害の救済・防止	継続

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 201)	2020年度 (9月末)	2023年度
地域支え合い活動調整会議を通じて支援した取組等の件数（累計）※1	62件	180件※2

※1 2017年度からの累計値。

※2 2020年度末の見込値から加えて、毎年度36件以上を目標とする。

【コラム】生活支援サービス創出事例について～生活支援グループの立ち上げ支援～

20年以上親の介護をした後、70歳でひとり暮らしとなったAさんは、人のため、自分のために自宅を改装して「居場所」を開設しました。近隣の高齢者が集う「居場所」で、利用者から、入院中の花の水やりや電球替え等、生活上のちょっとした困りごとの相談を受けることが増えてきたため、そうした困りごとに対応する活動をしたいと思うようになりました。

Aさんは、「地域支え合い活動創出コーディネーター」が企画実施した担い手養成等を目的とした入門講座を受講し、コーディネーターのアドバイスのもと、受講生の中でメンバーを募り、協議を重ねた結果、「居場所」で相談のあった困りごとを解決するための生活支援グループが立ち上がりました。活動開始後、地域の生活支援グループ同士の情報交換会で、他のグループから「依頼がたくさんあってすごい」との賞賛を受け、Aさんやメンバーにとっては活動を継続していく自信となりました。

(2) 地域での相談・見守り体制の充実

＜取組内容＞

- 高齢者が地域の中で安心して暮らし続けられるよう、支援の必要性が相対的に高いひとり暮らし高齢者世帯への高齢サポートの専門職員による訪問活動等を通じて、地域福祉組織等との情報共有による地域における見守り体制の充実を進めるとともに、民生児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会等による相談・援助活動の推進などに取り組みます。
- ニーズに対応する制度がないような、いわゆる「制度の狭間」にある方や複合的な課題を抱える方への「地域あんしん支援員」による支援や、ひきこもりを含めた地域

社会における孤立等の生活上の諸課題を抱え、不良な生活環境を生じさせている方への支援を地域と連携して進めます。

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業	方向性
205	高齢サポートによるひとり暮らし高齢者全戸訪問事業の推進	継続
206	地域における見守り体制の充実	継続
207	民生児童委員，老人福祉員，社会福祉協議会等による相談活動の推進	継続
208	高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業の実施	継続
209	地域あんしん支援員による支援の推進	継続
210	不良な生活環境を解消するための支援	継続
211	福祉ボランティア活動への支援による福祉の担い手としての市民参加の促進	継続
212	社会福祉協議会による地域福祉活動への支援	継続
213	様々な広報媒体を活用した高齢者保健福祉サービスの情報提供	継続
214	8050問題を含む全年齢層を対象としたひきこもり支援体制の確保	継続

(3) 世代を超えて支え合う意識の共有

《取組内容》

- 世代を超えて支え合う意識の共有に向けて、市民すこやかフェアなどを通じて、多世代が交流できる機会づくりに努めるほか、高齢者福祉施設と児童福祉施設等との交流・ネットワークづくりを進めることなどにより、世代間交流の活性化を促します。

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業	方向性
215	市民すこやかフェアをはじめとする各種イベント等における世代を超えた交流機会の拡大	継続
216	世代を超えて交流を図るネットワークづくりの促進	継続
217	福祉教育・ボランティア学習の推進	継続
218	敬老記念品贈呈事業の実施	継続
219	福祉のまちづくり体制整備事業を通じた、多様な主体の協働による地域づくりの推進	継続

2 認知症の方を含む高齢者にやさしい地域づくり

(1) 権利擁護の推進

《取組内容》

- 生涯にわたり自分らしく生きていくための大切な備えとして、元気なうちから自分自身のこれからの過ごし方を見つめて、様々な希望を家族等と一緒に考え、共有する「人生の終い支度」について、長寿すこやかセンター等を通じた普及・啓発に取り組むほか、ひとり暮らしの高齢者等が遺された家財の整理など、地域の支え合いでは実施が困難な日常生活に関する課題に対応する施策に取り組みます。

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業	方向性
220	単身高齢者万一あんしんサービスによる一人暮らし高齢者への支援	継続
221	長寿すこやかセンター等による「人生の終い支度」に関する知識の普及・啓発の促進	継続
222	権利擁護に関する制度の周知・広報及び相談事業の推進	継続
223	高齢者虐待の早期発見・早期対応など区役所・支所と高齢サポートを中心とした関係機関の連携・協力によるチーム対応	継続
224	成年後見支援センターを中核機関とする成年後見制度の利用支援	継続
225	成年後見制度の利用促進及び市民後見人の養成	継続
226	京都市社会福祉協議会における日常生活自立支援事業の利用促進	継続
227	虐待に関する周知・啓発，研修会等の実施	継続
228	虐待等の緊急時に一時的避難ができる場所の確保	継続
229	高齢外国籍市民への支援	継続

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 224)	2020年度 (見込)	2023年度
成年後見支援センターへの相談件数 (累計)	8,483件	12,383件*

※ 2012年度からの累計値。2020年度末の見込値から加えて、毎年度1,300件ずつの相談対応を目標とする。

(2) 認知症の方を地域で見守る施策の推進

《取組内容》

- 認知症の人に対しては、早期発見，早期相談，早期診断から介護サービス等の生活支援まで、状態に応じて、連続性のある支援を行うことが必要であることから、引き

- 続き、認知症が疑われる人やその家族に早期にかかわり、受診勧奨や医療・介護サービスに至るまでの支援などを実施する「認知症初期集中支援チーム」の活動を促進します。
- また、「認知症初期集中支援チーム」と認知症疾患医療センター、高齢サポート、長寿すこやかセンターなどの相談支援機関、認知症サポート医、かかりつけ医等の医療機関、生活支援を行う介護サービス事業者、認知症地域支援推進員等による連携体制の強化を図ります。
 - 認知症に関する正しい知識を学び、地域において認知症の方を温かく見守る「認知症サポーター」を引き続き養成するとともに、認知症の人本人・家族の支援ニーズと認知症サポーターをはじめとした支援者を繋ぐ仕組みの構築に取り組み、地域支援体制の強化を図ります。
 - 認知症の方が行方不明になりにくい環境整備と行方不明になった場合でも早期に発見できる仕組みとして策定した、京都市「認知症高齢者の行方不明時における早期発見に関する連携要領」の円滑な運用や、日常生活賠償保険付き高齢者あんしんお出かけサービス事業の利用促進により、認知症高齢者の行方不明対応の更なる強化に取り組みます。
 - 長寿すこやかセンターにおいて、認知症高齢者（若年性認知症を含む）に関する相談事業や認知症の人の介護家族交流会を引き続き実施し、認知症高齢者や介護家族への支援に取り組みます。
 - 若年性認知症支援については、介護・障害の両分野の支援者を対象とした研修等による支援ノウハウの共有等に引き続き取り組みます。さらに、医療や介護サービスへのつなぎだけでなく、就労継続や社会参加等、個々の状態に応じたきめ細やかな支援を提供するコーディネーターを新たに配置するとともに、京都府とも連携し、市民や企業等への若年性認知症に関する一層の周知啓発に取り組みます。
 - 認知症の原因の一つである動脈硬化症や脳卒中等の生活習慣病の予防に関する知識について、保健福祉センターでの健康教室等において普及啓発を進めます。

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業	方向性
230	認知症への理解を深めるための知識の普及・啓発	継続
231	日常生活賠償保険付き高齢者あんしんお出かけサービス事業の利用促進	継続
232	認知症高齢者の行方不明対応の仕組みの運用	充実
233	長寿すこやかセンターによる認知症に関する相談事業や介護講座の実施及び介護者への支援の推進	継続
234	認知症サポート医の養成及びフォローアップ研修の実施	継続
235	かかりつけ医及び病院勤務医療従事者認知症対応力向上研修の実施	継続
236	認知症サポーターの養成	継続

施策番号	主な施策・事業	方向性
237	認知症サポーター活動促進事業の実施	新規
238	認知症サポーターの活用による認知症カフェや居場所等の運営支援	充実
239	認知症の人の社会参加の更なる促進	充実
240	京都市版認知症ケアパスの普及・啓発	継続
241	認知症初期集中支援チームなどによる認知症の初期段階での対応	継続
242	認知症初期集中支援チーム及び認知症疾患医療センターをはじめとする医療・介護・福祉の関係機関の連携強化	継続
243	若年性認知症の人と家族を支援するコーディネーターの配置等若年性認知症施策の推進	充実
244	保健福祉センター保健師・高齢ケースワーカーによる認知症の方がいる世帯への訪問支援の実施	継続

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 230)	2019年度	2023年度
京都市「認知症高齢者の行方不明時における早期発見に関する連携要領」における事前登録者数	1,351人	2,500人*

※ 毎年285名（直近3年間の平均増加数）の増加を目標とする。

目標指標 (関連施策・事業 241, 242)	2019年度	2023年度
認知症初期集中支援チームによる医療・介護への引継割合*	90.5%	同水準を維持

※ 介入時に医療または介護サービスにつながっていなかった対象者のうち、支援終了時に医療または介護サービスにつながった対象者の割合。



【重点取組3】住み慣れた地域で暮らし続けるための住まい環境の確保と支援の充実

《取組方針》

- 地域ケア会議等を軸として、日常生活圏域を構成する学区単位できめ細かく取り組む「京都市版地域包括ケアシステム」づくりに引き続き取り組みます。
- 高齢サポートが地域支援の中核機関としての役割を一層発揮していくため、地域で協働する関係機関等との連携強化を図ります。
- 在宅医療・介護連携支援センターの活動等を通じて多職種による在宅医療・介護の提供体制の強化に取り組みます。
- 高齢者個人の生活課題に対して、その課題の背景にある要因を探り、個人と環境に働きかけられる介護人材を育成し、今後の高齢化の進展等に伴って増加するニーズに適切に対応できる体制の強化を図ります。
- 24時間対応型の在宅サービスや、地域に根差した小規模な施設・居住系サービスの重点的な整備等、引き続きできるだけ身近な地域での介護サービス基盤整備を進めるとともに、高齢期の住替えについての選択の幅を広げるため、多様なすまいの集積とすまい・生活支援事業等のサービスの充実に努めていきます。
- 若年人口の減少に伴う担い手不足に対応していくため、関係団体と連携し、介護職の社会的評価を高めるとともに、ICT・IoTの活用等による介護現場の生産性向上や、外国人介護人材をはじめとする介護の担い手の裾野拡大を促進します。

1 地域での支援ネットワークの強化

(1) 地域ケア会議の充実

《取組内容》

- 市域，区域，日常生活圏域，学区域，個別の各階層において，地域ケア会議を開催します。また，各階層別の地域ケア会議の開催を通じて，高齢者支援の個別ケースについて検討を行うことを起点として，多職種の関係機関とのネットワーク構築を図り，高齢者個人に対する支援を充実するとともに，地域課題を抽出・整理し，課題に対応していくことで，高齢者への支援の土台となる社会基盤の整備を図ります。
- 地域ケア会議の中で明らかになった生活支援等に関する地域課題については，「地域支え合い活動調整会議」に引き継ぎ，新たなサービスの創出等に向けた検討や取組を進めていくなど，課題に応じて関連する会議体やネットワークと連携して対応していきます。

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業	方向性
301	市域，区域，日常生活圏域，学区域，個別の各層における地域ケア会議の推進	継続

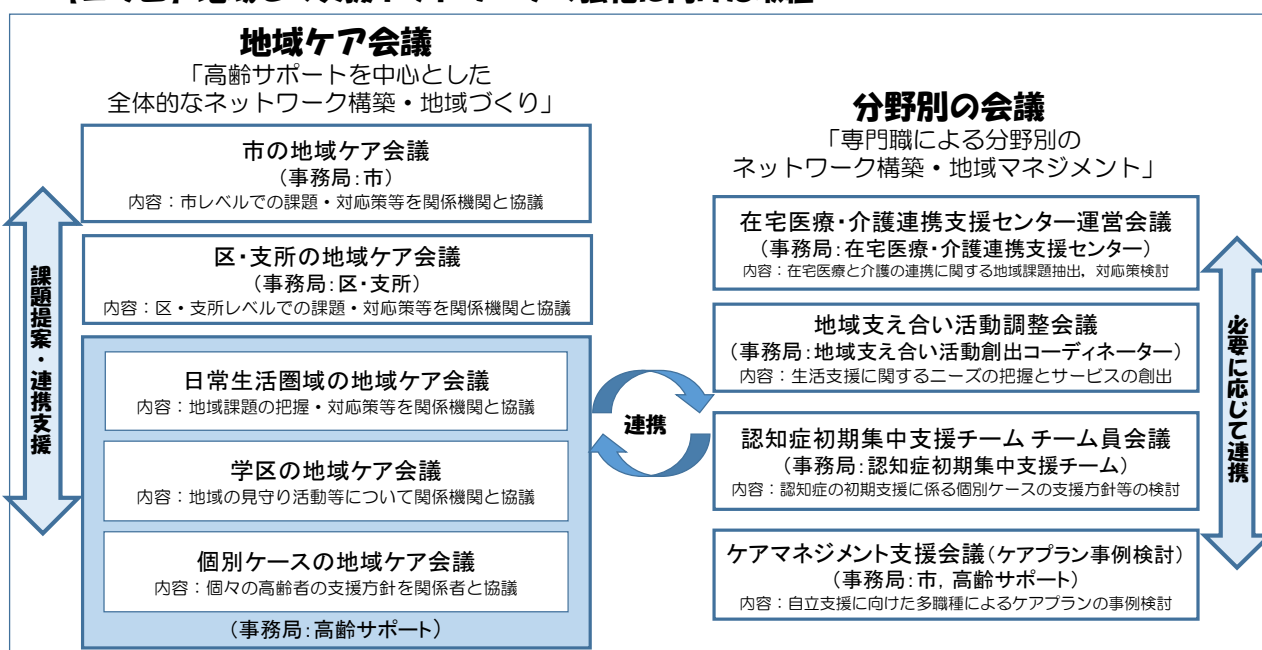
施策番号	主な施策・事業	方向性
302	医療と介護をはじめとする多職種の地域ケア会議への参画による多職種協働の推進	継続
303	地域支え合い活動調整会議など分野ごとの地域ネットワークとの連携	継続
304	個別ケースの検討を起点とする地域課題の抽出・整理と対応	継続

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 304)	2019年度	2023年度
個別ケースの地域ケア会議の開催回数	255回	366回*

※ 各高齢サポートで年6回以上の開催を目標とする。

【コラム】地域での支援ネットワークの強化に向けた取組



(2) 高齢サポートの機能の充実

＜取組内容＞

- 地域で暮らす高齢者を介護, 福祉, 健康, 医療の面から総合的に支援するための身近な相談先である高齢サポートについて, 引き続きその役割が発揮できるよう, 運営体制や機能の充実に取り組みます。
- 認知症や障害, ひきこもりなど, 複合化した支援ニーズを抱える方が適切な支援につながるよう, 高齢サポートと各分野の関係機関との更なる連携強化を推進します。
- 高齢サポートの事業評価の実施により, 業務の状況を把握し, 適切な事業運営や機能強化につなげるとともに, 評価結果に関する検討等を通じて本市と高齢サポートの連携強化を図ります。

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業	方向性
305	高齢サポートの機能の充実及び運営の質の維持・向上	継続
306	認知症や障害, ひきこもりなどの複合化した支援ニーズへの対応に向けた関係機関との連携強化	充実
307	高齢化の進展等に対応した高齢サポートの運営体制の強化	継続
308	高齢サポートの情報発信の推進	継続
309	高齢サポートの適切な運営及び評価の実施	充実

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 307)	2020年度	2023年度
高齢サポートを認知している人の割合	55.0%※	上昇

※ 2019年度すこやかアンケート（高齢者調査）に基づく。



2 医療と介護の連携強化

〈取組内容〉

- 医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを生涯にわたり続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するためには、医療機関と介護事業所等の関係者の連携・協働が重要です。
- 本市では、市内8箇所に設置した「在宅医療・介護連携支援センター」において、地域の医療・介護の資源の把握・情報共有や、在宅医療・介護関係者からの相談対応・研修の実施等を通じて、地域の在宅医療・介護関係者が円滑に連携できる仕組み・環境の整備を推進します。
- また、同センターにおいては、市民が在宅での療養が必要になった際に適切なサービスを選択できるよう、在宅医療・介護に関する講演会の開催等を通じて、市民の在宅医療・介護についての理解の促進にも取り組みます。
- 在宅療養中の高齢者が体調を崩し在宅での対応が困難になった際に、円滑に病院で受診し必要に応じて入院できるよう支援する「在宅療養あんしん病院登録システム」や「看取り対策プロジェクト」、「多職種協働による在宅医療を担う人材(在宅療養コーディネーター)育成事業」等、京都地域包括ケア推進機構によるオール京都体制での取組とも連携し、在宅療養支援の推進を図ります。

〈主な施策・事業〉

施策番号	主な施策・事業	方向性
310	在宅医療・介護連携支援センターの活動を通じた多職種協働による在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築推進	継続
311	医療・介護・福祉関係者への在宅医療・介護連携支援センター業務の周知の強化	充実
312	在宅での看取りや認知症ケアを含む在宅療養支援の推進	継続
313	在宅療養あんしん病院登録システムの推進	継続
314	在宅医療に必要な訪問系サービスをはじめとした介護サービス等の供給量の見込みの検討と必要なサービス供給量の確保	継続
241	認知症初期集中支援チームなどによる認知症の初期段階での対応<再掲>	継続
242	認知症初期集中支援チーム及び認知症疾患医療センターをはじめとする医療・介護・福祉の関係機関の連携強化<再掲>	継続

【数値目標】

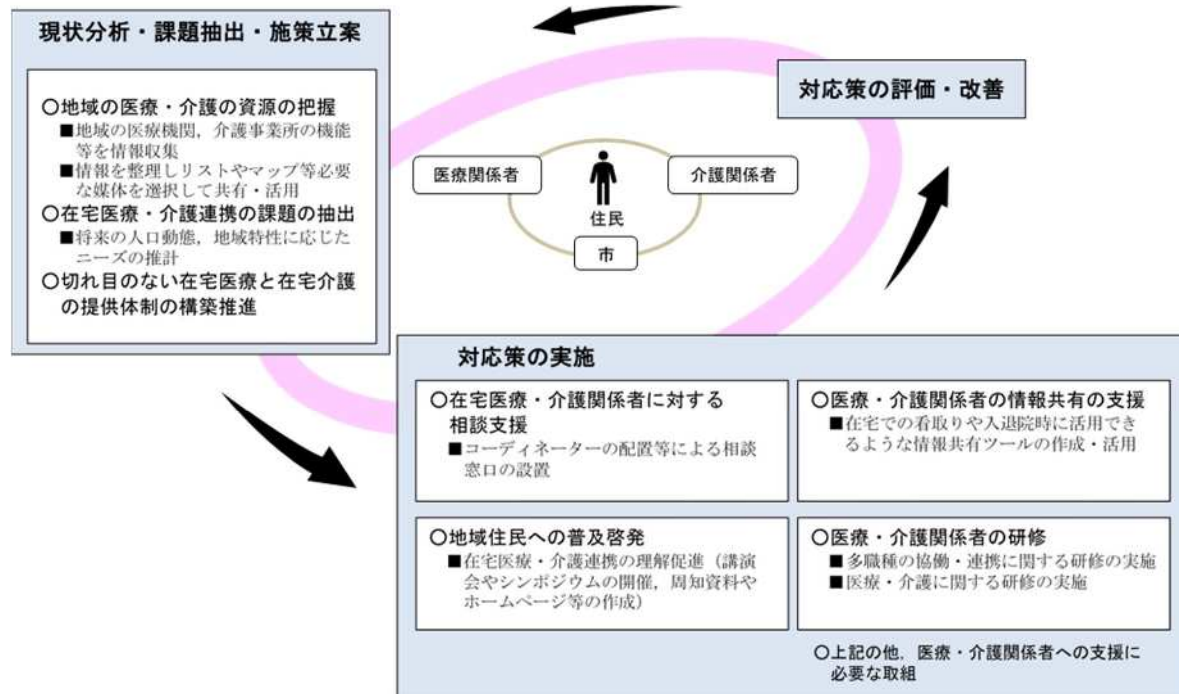
目標指標 (関連施策・事業 310, 311)	2019年度	2023年度
在宅医療・介護連携支援センターの相談受付件数	1,057件	1,300件※

※ 他都市の状況を参考に、1センターにおける月あたりの相談受付件数の下限を10件と設定し、それを上回っているセンターの実績を上乗せして見込んだ数値を目標とする。

【コラム】在宅医療・介護連携支援センターにおける医療・介護連携推進の取組

地域の目指す理想像

切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築



「在宅医療・介護連携支援センター」では、地域における現状の社会資源を正確に把握し、住民のニーズに基づき、地域の目指すべき姿はどのようなものかを検討したうえで、医療・介護関係者との協働・連携を円滑に進めることで、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を推進します。



3 安心して暮らせる住まい環境づくりの推進

(1) 安心して暮らせる住まいの確保等

《取組内容》

- 京都市居住支援協議会における、ひとり暮らしの高齢者の方等への低廉な民間賃貸住宅への入居支援と、社会福祉法人による定期的な見守り等のサービスの一体的な提供（高齢者すまい・生活支援事業）の実施や、高齢であることを理由に入居を拒まれることのない住宅や不動産業者（仲介業者等）を登録する「すこやか賃貸住宅」登録制度の普及促進に取り組むとともに、住宅のバリアフリー化改修に対する低利の融資制度、京（みやこ）安心すまいセンターにおける「すまいの相談」などを通じて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる住まいの確保に向けた取組を進めます。
- 集積場所にごみを出すことが困難なひとり暮らしの要介護高齢者等に対して、自宅の玄関先までごみの回収に伺う「ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）」を実施し、ごみが出されていない場合は、登録された連絡先への連絡や、希望される方にはインターホンを利用した声かけを行います。
- 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が適切に運営され、高齢者が安心して暮らせるよう、必要な助言・指導を行うほか、養護老人ホームや、ケアハウスに対する運営上の助言等の支援や、高齢者福祉施設の耐震化、老朽化、防災対策についても必要な指導・助言等の支援を行います。

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業	方向性
315	居住支援法人の設置等による高齢者への居住支援の促進	継続
316	民間住宅に円滑に入居するための支援（高齢者の入居を拒まない「すこやか賃貸住宅」登録制度の普及促進等）	継続
317	多様な住まいについての情報提供	継続
318	安心して暮らし続けるためのバリアフリー化改修支援	継続
319	専門家による高齢者の状態に応じた住宅リフォーム等への支援	継続
320	長寿すこやかセンターによる福祉用具に関する相談の実施	継続
220	単身高齢者万一あんしんサービスによる一人暮らし高齢者への支援<再掲>	継続
321	ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）の実施	継続
322	サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに対する適切なサービス提供のための指導	継続
323	養護老人ホーム及びケアハウスの運営や取組等への支援	継続
324	介護サービス相談員の有料老人ホーム等への派遣	新規
325	未届有料老人ホームの早期発見と届出指導	継続
326	高齢者の住替えニーズの選択の幅を広げるための良質な有料老人ホームの整備支援	新規

(2) 防火・防災体制の推進

《取組内容》

- 災害発生時に要介護の高齢者等をはじめとした自力で避難することが困難な方の迅速な避難支援を行うため、地域福祉組織等と連携し、避難支援体制の確保に取り組みます。
- 平成29年6月の水防法等の改正を受け、洪水浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内にある社会福祉施設等の要配慮者が利用する施設は、水災害時の避難確保計画の策定が義務付けられており、計画の策定勧奨に取り組むとともに、実効性の確保に努めていきます。
- 高齢者の住まいと暮らし、いのちを守るため、消防職員が、災害時に自ら避難することが困難な高齢者宅を訪問し、防火や防災に関する安全指導を行う取組を推進します。

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業	方向性
327	避難行動要支援者名簿の活用による災害時の避難支援体制の確保	継続
328	高齢者福祉施設等における避難確保計画作成の徹底	継続
329	重度障害者の個別避難計画の作成	継続
330	防火・防災・救急に関する研修による安心アドバイザーの養成	継続
331	防火安全指導の実施と住宅用防災機器等の普及・啓発	継続
332	民間団体と連携した防火・防災対策	継続
333	福祉避難所の設置促進	継続



4 介護サービスの充実

(1) 介護サービスの充実

〈取組内容〉

- 要介護者の在宅生活を支えるために、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(看護)小規模多機能型居宅介護等の24時間対応型の在宅サービスの設置を促進します。また、在宅での生活が困難となった重度の要介護者を支えることができるよう、用地確保の困難化に対応した特別養護老人ホームの整備促進策の推進などにより、必要な介護サービス供給量の確保に取り組みます。
- 「介護離職ゼロ」の実現に向け、介護サービス基盤(特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護等)を充実するとともに、地域密着型通所介護(小規模デイサービス)及び通所介護の供給量を調整する総量規制の実施により、小規模多機能型居宅介護などの中重度者の在宅生活を支えるサービスへの担い手の誘導を図ります。
- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスが受けやすくなる共生型サービスの設置、介護療養型医療施設の転換支援、入居者一人ひとりの個性や生活リズムに応じた暮らしが可能となる、特別養護老人ホームの個室・ユニットケアの推進などに取り組みます。

〈主な施策・事業〉

施策番号	主な施策・事業	方向性
334	「介護離職ゼロ」の実現に向けた、介護サービス基盤((地域密着型)特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)、認知症対応型共同生活介護、(地域密着型)特定施設入居者生活介護、(看護)小規模多機能型居宅介護等)の充実	継続
335	中重度者の在宅生活を支えるサービス((看護)小規模多機能型居宅介護等)への担い手の誘導に向けた、地域密着型通所介護(小規模デイサービス)及び通所介護の供給量を調整する総量規制の実施	継続
336	地域密着型サービスの運営に係る地域住民との連携など、地域に開かれた施設運営の推進	継続
337	高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスが受けやすくなる共生型サービスの設置	継続
338	在宅生活が困難な中重度者を支える施設としての特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)と在宅復帰・在宅療養を支援する施設としての介護老人保健施設の充実	継続
339	用地確保の困難化に対応した新たな特別養護老人ホームの整備促進策の推進(市街化調整区域における整備、特養のユニット定員の緩和)	継続
340	特別養護老人ホームの個室・ユニットケアの推進	継続
341	特別養護老人ホーム入所指針の適切な運用	継続

施策番号	主な施策・事業	方向性
342	できるだけ在宅での暮らしが継続できるよう定期巡回・随時対応型訪問介護看護，（看護）小規模多機能型居宅介護等の24時間対応型の在宅サービスの設置を促進	継続
343	介護療養型医療施設の転換支援	継続
344	地域分析に基づく必要な介護サービス量の見込みの検討及びサービス供給量の確保	継続
110	介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防活動の場への外出支援等の新たなサービスの実施<再掲>	新規
345	老朽化した特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの移転新築支援	新規
346	地域における介護ニーズの変化を踏まえた公設施設のあり方の検討	継続
347	寄附物件から地域密着型特別養護老人ホーム整備につながる取組の推進	継続

《主要項目の解説》

334 「介護離職ゼロ」の実現に向けた、介護サービス基盤（（地域密着型）特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、認知症対応型共同生活介護，（地域密着型）特定施設入居者生活介護，（看護）小規模多機能型居宅介護等）の充実

政府は「一億総活躍社会」に向けた「ニッポン一億総活躍プラン」（2016年6月2日閣議決定）において、実現すべき目的である「新三本の矢」のうち、「安心につながる社会保障」の取組として「介護離職ゼロ（仕事と介護の両立ができず介護のために離職する人をなくす）」の実現を推進するとしています。同プランにおいては、2020年代初頭までに全国で約12万人分のサービス基盤を上乗せ整備することとされ、本市においても、66ページの整備等目標数において必要量を見込んでいます。

【数値目標】 主な施設・居住系サービスの整備等目標数

（人分）

目標指標 （関連施策・事業 334）	2020年度 （見込み）	2021年度	2022年度	2023年度
特別養護老人ホーム （介護老人福祉施設）	6,763	6,883	6,993	7,103
認知症高齢者グループ ホーム（認知症対応型 共同生活介護）	2,451	2,532	2,604	2,654
介護専用型特定施設	2,223	2,406	2,589	2,772

(2) 介護保険事業の円滑な運営

《取組内容》

- 介護保険事業の円滑な運営に向けては、介護予防やリハビリテーション等の適切なサービス利用による能力の維持向上の大切さや、要介護者の尊厳保持、利用者の選択に基づく心身の状況に応じた適切なサービスの提供、さらには介護保険事業に要する費用の公平負担など、介護保険法の理念や介護サービス内容について、介護サービス内容等を紹介したガイドブック「すこやか進行中！！」などを通じて、分かりやすい情報提供に努め、介護保険制度の仕組みや介護保険サービスに関する普及・啓発に取り組めます。
- 認定調査員や介護認定審査会委員への研修などを通じた要支援・要介護認定の適正な実施、介護サービス事業者の適正な指定や指導監督の実施、地域の介護サービス事業者間の情報交換や事例検討の実施、介護保険給付費明細通知の定期的な送付による不正・不当な介護報酬の請求の防止などを通じて、適正なサービスの利用・提供に向けた取組を進めます。
- 介護保険料の確実な徴収に引き続き取り組むとともに、保険料の納付が困難な第1号被保険者に対しては、個別事情に応じ、きめ細かな納付相談を行うほか、経常的に低所得の状態にある方を対象とした本市独自の保険料減額制度を実施します。

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業	方向性
348	自立支援、介護予防の理念を踏まえた介護保険制度の仕組みに対する市民の理解の促進	継続
349	認定調査員による認定調査と認定審査会における要支援・要介護認定の適正な実施	継続
108	多職種連携によるケアマネジメント支援の充実<再掲>	充実
350	介護サービス事業者の適正な指定、指導監督の実施	継続
351	地域において開催される介護サービス事業者、高齢サポート、居宅介護支援事業所その他関係機関が参画する会議を通じた連携の促進	継続
352	給付適正化事業（介護保険給付費明細通知の送付、医療情報との突合・給付実績の縦覧点検等）の実施	継続
353	介護サービスの普及・啓発の推進	継続
354	介護保険料の確実な徴収	継続
355	低所得者に対する介護保険料や利用料等に係る支援	継続

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 349)	2019年度	2023年度
指定市町村事務受託法人の認定調査員に占める認定調査員現任研修修了者の比率	49.7%	70%*

- ※ 指定市町村事務受託法人に所属する認定調査員の現任研修修了者の2019年度における比率は、法人によって40%台から70%台までばらつきがあることから、第8期中は、全体的な底上げを図るため、全法人が70%を超えることを目指す。
- ※ 2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により研修が開催できなかったため、2019年度の実績を記載。

目標指標 (関連施策・事業 352)	2019年度	2023年度
①認定調査員現任研修受講者数	656人	680人
②委託先が実施する認定調査への同行回数	23回	100回
③点検を行ったケアプラン数	298件	430件
④医療情報の突合件数	18,721件	19,000件
⑤給付実績の縦覧点検件数	25,502件	26,000件

- ※ 2020年度は新型コロナウイルス感染症による影響があるため、2019年度の実績を記載。

(3) 家族介護者等に対する支援の充実

《取組内容》

- 家族介護者支援のために、長寿すこやかセンターが実施している家族介護者の交流会や相談事業を引き続き実施します。
- 働き方改革の推進など、「真のワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた取組を通じて、介護のための離職をせずに働き続けられる環境づくりに取り組むとともに、介護サービス基盤の充実、地域で支え合う地域共生のまちづくりや子育て支援施策の推進などを通じて、育児に当たる世代が、仕事をしつつ、同時に親等の介護も担う、いわゆる「ダブルケア」などの複合的な課題を抱えた方も含め、家族介護者の支援に取り組めます。
- ヤングケアラーの課題解決には、介護を必要とされる方と介護をする方の双方の状況に応じた適切なサービスの利用に結びつけることが重要であり、介護サービスの充実を図るとともに、介護支援専門員がサービス利用に係るケアプランを作成する際に、家族の状況や介護負担等が十分考慮されるように取組を進めます。

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業	方向性
356	長寿すこやかセンター等による家族介護者が集まって交流や情報交換をする場の情報提供	継続
233	長寿すこやかセンターによる認知症に関する相談事業や介護講座の実施及び介護者への支援の推進<再掲>	継続
334	「介護離職ゼロ」の実現に向けた、介護サービス基盤（（地域密着型）特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、認知症対応型共同生活介護、（地域密着型）特定施設入居者生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護等）の充実<再掲>	継続
342	できるだけ在宅での暮らしが継続できるよう定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（看護）小規模多機能型居宅介護等の24時間対応型の在宅サービスの設置を促進<再掲>	継続
357	あんしんネット119（緊急通報システム）等の在宅福祉サービスの推進	継続
358	介護のための離職をせずに働き続けられる環境づくり（介護休業・介護休暇等を利用しやすい職場づくり、仕事と介護の両立に関する情報提供等）	継続
359	ダブルケアなどの複合的な課題を抱えた方も含めた家族介護者支援の推進	継続
360	ヤングケアラーに対する支援の推進	継続



5 介護・福祉に従事する担い手の確保・定着及び育成

(1) 介護・福祉に従事する担い手の確保・定着及び育成

《取組内容》

- 新たな担い手の確保に向け、介護・福祉職の職業としての魅力や、やりがいについての啓発や、介護福祉士や訪問介護員等の資格を有していながら介護分野に就業していない方（潜在的有資格者）の掘り起こしに取り組むほか、ICT・介護ロボットの普及促進、介護に関する入門的研修の実施、高齢者が働き続けられる仕組みづくりなど、京都市老人福祉施設協議会、京都地域密着型サービス事業所協議会及び京都府介護老人保健施設協会との連携により、更なる担い手確保の取組の検討を行います。
- 地域支援に携わるコミュニティケアワーカーを養成し、日常生活圏域や学区域等で活動する小規模多機能型拠点等への配置を進めていきます。
- 業務効率化や介護の担い手がやりがいをもって働き続けられる環境づくりに取り組むモデル施設の育成及び好事例集の周知など、介護現場革新の取組を進めます。
- 業務効率化の観点からは、介護分野の文書に係る負担軽減のため、国が示す方針に基づき、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化を進めます。

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業	方向性
361	京都市老人福祉施設協議会、京都地域密着型サービス事業所協議会及び京都府介護老人保健施設協会との連携による担い手確保研究会の実施（ICT・介護ロボットの普及促進、介護に関する入門的研修の実施、高齢者が働き続けられる仕組みづくり、外国人介護人材の受入れ支援等、訪問介護員をはじめとする担い手確保・定着及び育成策の検討）	継続
362	介護職場の魅力発信に係る取組（中学校家庭科授業における高齢者介護に関する研究授業の実施等）や介護職員の社会的評価を高める取組の推進	継続
363	京都府、大学等との連携による福祉の担い手確保の推進	継続
364	「京（みやこ）福祉の研修情報ネット」の運用によるだれもが受講しやすい研修の受講環境の構築と、潜在的有資格者の掘り起こし	継続
365	日常生活圏域や学区域等で活動する小規模多機能型拠点等の管理者や計画作成担当者などリーダー層を対象とした地域包括ケアを担う指導的介護人材（コミュニティケアワーカー）の養成のための研修の実施	充実
366	介護現場における業務仕分けや介護分野の文書負担軽減による業務効率化の推進並びに介護現場革新策の研究・推進	新規
367	介護職員のキャリア・専門性に応じた業務の区分け等による効率的な事業運営の推進	新規

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 365)	2020年度	2023年度
コミュニティケアワーカーの研修 修了者数(累計)	—	50名

《主要項目の解説》

361 京都市老人福祉施設協議会，京都地域密着型サービス事業所協議会及び京都府介護老人保健施設協会との連携による担い手確保研究会の実施（ICT・介護ロボットの普及促進，介護に関する入門的研修の実施，高齢者が働き続けられる仕組みづくり，外国人介護人材の受入れ支援等，訪問介護員をはじめとする担い手確保・定着及び育成策の検討）

担い手確保に向け，例えば，従事者の負担軽減に資する ICT・介護ロボットの導入，希望に応じた定年延長等による高齢者等が介護現場で働き続けられる仕組みづくり，介護に関する入門的研修の実施，外国人介護人材の受入れ支援等の取組について，関係団体と連携して検討を進めます。

365 日常生活圏域や学区等で活動する小規模多機能型拠点等の管理者や計画作成担当者などリーダー層を対象とした地域包括ケアを担う指導的介護人材（コミュニティケアワーカー）の養成のための研修の実施《**充実**》

小規模多機能型居宅介護事業所では，管理者層が核となり地域づくり，地域住民への支援の取組を進めており，本人と本人を取り巻く環境との関係性を理解し，尊厳ある一人の人間として関わることができ，当事者と家族，地域等との関係性を意識した働きかけができる専門職人材の育成が，今後の地域連携と地域包括ケアシステムの構築に有効であることから，従前から実施しているスキルアップ研修の枠組みの中で，日常生活圏域や学区等で活動する小規模多機能型拠点等の管理者や計画作成担当者などリーダー層を対象とした地域包括ケアを担う指導的介護人材（コミュニティケアワーカー）の養成のための研修を実施し，地域包括ケアの充実に取り組みます。

(2) 介護サービスの質的向上

《取組内容》

- 介護サービスの質的向上に向けては，訪問リハビリテーションや通所リハビリテーション等のリハビリテーションサービスを提供するほか，リハビリテーション専門職による効果的な運動プログラムの実施に関する助言など，利用者の自立支援に資するサービス事業者への技術支援に取り組みます。
- 長寿すこやかセンターや京都市老人福祉施設協議会等の医療・介護分野の関係団体における介護サービスに携わる職員に対する各種研修（認知症高齢者を介護する職員等の知識・技術の向上，介護指導者の養成，介護支援専門員の知識・技術の向上等）

の実施や、事業所内における計画的な職員研修の実施を促すなど、職員の資質の向上や介護サービスの質の確保を図ります。また、虐待防止に向けた指導など、施設・事業所内での虐待防止の徹底に取り組みます。

- 利用者や家族からの苦情・相談については、区役所・支所での対応のほか、京都府国民健康保険団体連合会等とも連携して対応するとともに、必要に応じ、介護サービス事業者等への指導・助言を行います。
- 利用者・家族と施設等との間に立って両者の橋渡しを行うとともに、利用者の自立した日常生活の実現を図ることを目的に、介護サービス相談員を介護保険施設等に派遣するほか、本市も参画する京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構において介護事業所の第三者評価を行うなど、事業所におけるサービスの改善等の取組を支援します。

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業	方向性
368	施設内感染防止の取組推進	充実
369	施設における新型コロナウイルス感染発生時の衛生資材の供給、事業者団体との協定に基づく施設間の職員相互派遣制度の運用や職能団体との連携による介護・看護体制の確保等、サービス継続のための支援の実施	継続
370	事業者への助言や施設内外での研修の計画的な実施の促進など事業所におけるサービスの質の向上への支援	継続
371	介護サービス従事者に対する認知症ケア技術の向上研修をはじめとした各種研修の実施	充実
372	リハビリテーション専門職等による自立支援に向けたリハビリテーションサービスの提供及びサービス事業者への技術支援	継続
373	施設・事業所における虐待の防止の徹底	継続
374	介護福祉士等によるたん吸引等の実施のための取組支援	継続
375	介護サービスに関する苦情・相談への的確な対応	継続
376	介護サービス相談員によるサービスの質的向上	継続
377	介護サービス事業者に関する第三者評価の推進	継続

《主要項目の解説》

368 施設内感染防止の取組推進 《充実》

高齢者は、感染症に感染した時に重症化するリスクがあります。また、高齢者が集団で生活している入所施設は、集団感染のリスクが高くなります。

そのため、入所施設における感染症の集団感染を防止するため、感染対策の専門家と連携し、講義のほか、ケーススタディ等の実践的な取組を通じて、感染対策のリーダーを務められる職員を育成します。

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業 370)	2020年度 (11月利用分)	2023年度
「短期集中(個別)リハビリテーション実施加算」(訪問リハビリテーション, 通所リハビリテーション, 短期入所療養介護)の算定者数	987人	増加*

※ 早期かつ集中的なリハビリテーションが、より多くの高齢者に対して実施されることを目標指標とするもの。

目標指標 (関連施策・事業 368~377)	2020年度	2023年度
75歳以上84歳以下の方で、手段的自立度の評価が低下者とされた方の割合* ¹	9.4%* ²	下降* ³

- ※1 活動的な日常をおくるための能力(手段的自立度: IADL)を5点満点で評価し、4点以下を「低下者」としている。
- ※2 2019年度すこやかアンケート(高齢者調査)に基づく。
- ※3 認定率が高くなり始める74歳以上84歳以下の方のうち、手段的自立度が低下している方の割合が、介護予防や健康づくりの取組, 自立支援・重度化防止の取組の結果として、2020年度よりも下降することを目標指標とするもの。



第6章 介護サービス量及び事業費の推計

第8期プランの計画期間中（2021年度～2023年度）における介護サービス量について、次の手順で推計を行いました。

1 第1号被保険者数の推計

2023年度までの各年度及び2025年度並びに2040年度における第1号被保険者数について、住民基本台帳の推移から推計を行いました。

その結果、第1号被保険者数は、2023年度には393,975人、2025年度には392,966人と微減し、その後、増加に転じ、2040年度には411,801人となる見込みです。

■ 第1号被保険者数の推計

	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度	2040年度
第1号被保険者数	395,742人	394,645人	393,975人	392,966人	411,801人
65～74歳	185,542人	175,033人	164,945人	149,922人	192,815人
75歳以上	210,200人	219,612人	229,030人	243,044人	218,986人
75歳以上比率	53.1%	55.6%	58.1%	61.8%	53.2%

※ 第1号被保険者数は住民基本台帳人口から推計するため、第2章1(1)の65歳以上人口（4ページ）と一致しない

2 要支援・要介護認定者数の推計

2023年度までの各年度及び2025年度並びに2040年度における要支援・要介護認定者数について、第7期プラン計画期間中の認定率の動向をもとに、64ページの表のとおり推計しました。

推計に当たっては、「要支援・要介護度（7区分）」、「5歳ごとの年齢区分（6区分）」、「性別（2区分）」の84グループに分け、認定率の傾向を踏まえるなど、年度ごとの要介護度別・年齢階層別・性別の認定者数といった詳細な推計を行っています。

その結果、要支援・要介護認定者数は、2023年度には99,608人、2025年度には102,613人、2040年度には107,511人となる見込みです。

また、第1号被保険者数に占める要支援・要介護認定者数の割合である認定率は、2023年度には24.90%、2025年度には25.73%、2040年度には25.82%となる見込みです。

■ 要支援・要介護認定者数及び認定率の推計 (人)

	2021年度	2022年度	2023年度	2025年度	2040年度
第1号被保険者数	395,742	394,645	393,975	392,966	411,801
認定者数	94,405	97,254	99,608	102,613	107,511
要支援1	11,450	11,788	12,080	12,411	11,855
要支援2	16,171	16,632	17,023	17,491	17,131
要介護1	15,664	16,131	16,514	16,982	17,297
要介護2	19,822	20,406	20,880	21,488	22,800
要介護3	13,478	13,918	14,274	14,762	16,490
要介護4	10,320	10,657	10,930	11,322	12,904
要介護5	7,500	7,722	7,907	8,157	9,034
うち、 第1号被保険者数	92,916	95,760	98,113	101,122	106,332
認定率	23.48%	24.26%	24.90%	25.73%	25.82%

3 施設・居住系サービスの利用者数の推計及び整備等目標数の設定

2023年度までの各年度における施設・居住系の各サービスの利用者数について、65ページの表のとおり推計を行いました。

推計に当たっては、第7期プランまでの推計方法の基本的な考え方を踏襲(※)しつつ、第7期プランの推計方法と利用実績を比較し、乖離があるものについては見直しを行いました。

この結果、施設・居住系サービスの利用者数の合計は、2023年度には18,040人となる見込みです。

※ 施設・居住系サービスにおいて想定される利用者の要介護度(例えば、介護老人福祉施設の場合、要介護3～5)の認定者数に対する割合が、第7期プランと概ね同水準になるように推計

■ 施設・居住系サービスの利用者数の推計

(人)

	サービス種別	2021年度	2022年度	2023年度
施設サービス	① 介護老人福祉施設	6,573	6,782	6,953
	② 介護老人保健施設	3,677	3,788	3,878
	(うち介護老人保健施設(従来型))	(3,578)	(3,689)	(3,779)
	(うち介護療養型老人保健施設)	(99)	(99)	(99)
	③ 介護療養型医療施設	240	196	—
	④ 介護医療院	1,627	1,671	1,840
	小計 (①～④)	12,117	12,437	12,671
居住系サービス	⑤ 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)	2,331	2,403	2,461
	⑥ 特定施設入居者生活介護(介護専用型特定施設)	2,203	2,270	2,325
	⑦ 特定施設入居者生活介護(混合型特定施設)	583	583	583
	小計 (⑤～⑦)	5,117	5,256	5,369
	合計	17,234	17,693	18,040

※ 介護療養型医療施設については、2023年度末をもって、全施設が介護医療院への転換等により廃止予定。



整備等目標数については、サービス種別ごとに、65ページにおいて推計を行った利用者が利用可能となるよう、必要量を見込むとともに、一部サービスは「介護離職ゼロ」の実現に向けた必要量を上乗せして設定しています。

■ 介護保険施設の整備等目標数 (人分)

	2021年度	2022年度	2023年度
① 介護老人福祉施設	6,883	6,993	7,103
② 介護老人保健施設	4,271	4,271	4,271
(うち介護老人保健施設(従来型))	(4,172)	(4,172)	(4,172)
(うち介護療養型老人保健施設)	(99)	(99)	(99)
③ 介護療養型医療施設	288	288	0
④ 介護医療院	2,138	2,138	2,138

■ 居住系サービス事業所の整備等目標数 (人分)

	2021年度	2022年度	2023年度
⑤ 認知症高齢者グループホーム	2,532	2,604	2,654
⑥ 介護専用型特定施設	2,406	2,589	2,772
⑦ 混合型特定施設	1,581	1,581	1,581

■ 「介護離職ゼロ」の実現に向けたサービス必要量(再掲) (人分)

	第8期計画期間(2021~2023年度)中	
	うち「介護離職ゼロ」分	整備等目標数
① 介護老人福祉施設	150	340
⑤ 認知症高齢者グループホーム	193	203
⑥ 介護専用型特定施設	447	549



4 居宅系サービスの利用量の推計

居宅系サービスの利用対象者数は、要支援・要介護認定者数から、施設サービス利用者数及び居住系サービス利用者数を差し引いた数値としています。

■ 居宅系サービス利用対象者数の見込み (人)

	2021 年度	2022 年度	2023 年度
① 要支援・要介護認定者数	94,405	97,254	99,608
② 施設サービス利用者数	12,117	12,437	12,671
③ 居住系サービス利用者数	5,117	5,256	5,369
④ 居宅系サービス利用対象者数 【① - (② + ③)】	77,171	79,561	81,568

各居宅系サービスの利用量について、基本的には、2021年度以降の各サービスの利用割合(推計)を実績から算出し、それらを利用対象者数に乗じて、68ページの表のとおり推計しました。

なお、介護保険制度では保険者である市町村が居宅サービス等の供給量を調整できるよう公募制や指定を行わないことができる等の総量規制の仕組みが設けられており、本市においても、地域包括ケアを推進するうえで大きな役割が期待される「小規模多機能型居宅介護等(※)」への担い手の誘導と普及を促進する観点から、年度ごとに一定の条件に該当する日常生活圏域において、新規の地域密着型通所介護(小規模デイサービス)及び通所介護の事業者指定を行わない仕組みを導入しており、地域密着型通所介護及び通所介護の過当競争の抑制を図るとともに、より必要とされる介護サービスの一層の普及を進めることを前提として、利用者数の推計を行っています。

※ 小規模多機能型居宅介護， 定期巡回・随時対応型訪問介護看護， 看護小規模多機能型居宅介護

<総量規制の条件>

次の①，②の両方に該当する日常生活圏域を総量規制の対象圏域としています。

① 日常生活圏域に小規模多機能型居宅介護等の事業所があり，当該圏域における地域密着型通所介護のサービス供給量が京都市民長寿すこやかプランに定める見込み量に達している。

② 日常生活圏域に小規模多機能型居宅介護等の事業所があり，当該圏域における地域密着型通所介護及び通所介護のサービス供給量の合計が京都市民長寿すこやかプランに定める見込み量に達している。

■ 各居宅系サービスの利用量（推計）

			2021年度	2022年度	2023年度
介護給付	居宅サービス	訪問介護	3,800,670回	4,002,044回	4,140,232回
		訪問入浴介護	56,680回	59,237回	63,218回
		訪問看護	971,508回	1,052,950回	1,109,765回
		訪問リハビリテーション	394,841回	413,346回	428,821回
		居宅療養管理指導	168,852人	179,220人	185,976人
		通所介護	1,835,036回	1,916,983回	1,991,566回
		通所リハビリテーション	469,903回	477,919回	479,746回
		短期入所生活介護	397,964日	423,946日	446,275日
		短期入所療養介護	82,336日	86,791日	90,209日
		福祉用具貸与	357,900人	377,892人	394,728人
		特定福祉用具販売	5,508人	5,568人	5,712人
		住宅改修	3,948人	4,068人	4,176人
		居宅介護支援	467,100人	480,132人	490,308人
		地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	10,452人	10,800人
	夜間対応型訪問介護		12,936人	13,368人	13,740人
	認知症対応型通所介護		68,965回	71,670回	73,872回
	小規模多機能型居宅介護		19,512人	20,304人	21,072人
看護小規模多機能型居宅介護	2,148人		2,196人	2,256人	
地域密着型通所介護	432,904回		449,683回	465,445回	
予防給付	介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	79回	86回	86回
		介護予防訪問看護	87,472回	94,259回	98,474回
		介護予防訪問リハビリテーション	34,956回	36,157回	38,896回
		介護予防居宅療養管理指導	7,404人	7,956人	8,148人
		介護予防通所リハビリテーション	14,892人	15,468人	15,780人
		介護予防短期入所生活介護	4,204日	4,613日	4,687日
		介護予防短期入所療養介護	269日	286日	286日
		介護予防福祉用具貸与	96,108人	101,904人	107,292人
		特定介護予防福祉用具販売	2,040人	2,100人	2,148人
		介護予防住宅改修	2,772人	2,856人	2,928人
		介護予防支援	115,356人	122,184人	128,688人
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	19回	20回	20回	
	介護予防小規模多機能型居宅介護	708人	744人	756人	

※1 1年間の利用量

※2 「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」は、2017年度に予防給付から地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）へ移行した。

5 保険給付費の見込み

各年度の保険給付費については、施設サービス、居宅系サービス、地域密着型サービスについて、1回（1日、1人）当たりの給付費を各サービスの利用量見込みに乗じて算定しました。

各サービスの1回（1日、1人）当たりの給付費は、これまでの実績を考慮して算出し、2021年4月の介護報酬の改定を踏まえて見込んでいます。

① 施設サービスの給付費の見込み

(千円)

	2021年度	2022年度	2023年度
介護老人福祉施設	19,181,788	19,807,764	20,284,593
介護老人保健施設	14,874,943	15,332,486	15,696,774
介護療養型医療施設	1,074,022	876,837	0
介護医療院	7,954,732	8,173,670	8,993,653
計	43,085,485	44,190,757	44,975,020

② 居宅系サービスの給付費の見込み

■ 介護給付

(千円)

	2021年度	2022年度	2023年度
訪問介護	12,127,897	12,780,859	13,222,440
訪問入浴介護	719,545	752,401	802,894
訪問看護	5,349,733	5,806,806	6,122,536
訪問リハビリテーション	1,191,549	1,248,116	1,294,852
居宅療養管理指導	2,018,697	2,143,941	2,224,580
通所介護	15,059,307	15,752,655	16,374,453
通所リハビリテーション	4,205,136	4,284,351	4,311,038
短期入所生活介護	3,638,146	3,880,430	4,085,192
短期入所療養介護	998,724	1,052,970	1,094,189
福祉用具貸与	5,348,151	5,660,037	5,911,842
特定施設入居者生活介護	5,366,308	5,485,429	5,572,294
特定福祉用具販売	167,739	169,461	173,851
住宅改修	285,682	294,327	302,248
居宅介護支援	7,471,959	7,694,412	7,865,880
計	63,948,573	67,006,195	69,358,289

■ 予防給付

(千円)

	2021年度	2022年度	2023年度
訪問入浴介護	689	752	752
訪問看護	354,479	382,279	399,343
訪問リハビリテーション	103,156	106,754	114,821
居宅療養管理指導	67,533	72,620	74,373
通所リハビリテーション	508,783	526,934	534,147
短期入所生活介護	28,039	30,774	31,288
短期入所療養介護	2,714	2,885	2,885
福祉用具貸与	557,123	590,684	621,988
特定施設入居者生活介護	121,455	122,232	126,648
特定福祉用具販売	50,052	51,515	52,702
住宅改修	233,982	241,066	247,168
介護予防支援	552,434	585,462	616,631
計	2,580,439	2,713,957	2,822,746

③ 地域密着型サービスの給付費の見込み

■ 介護給付

(千円)

	2021年度	2022年度	2023年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,944,752	2,013,025	2,100,968
夜間対応型訪問介護	513,267	535,531	551,028
認知症対応型通所介護	810,677	842,728	868,640
小規模多機能型居宅介護	4,299,997	4,483,796	4,640,846
認知症対応型共同生活介護	7,493,348	7,726,624	7,913,960
地域密着型特定施設入居者生活介護	975,748	1,015,230	1,049,445
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2,700,765	2,783,191	2,878,205
看護小規模多機能型居宅介護	612,267	627,383	644,142
地域密着型通所介護	3,037,513	3,161,325	3,278,055
計	22,388,334	23,188,833	23,925,289

■ 予防給付

(千円)

	2021年度	2022年度	2023年度
認知症対応型通所介護	183	194	194
小規模多機能型居宅介護	55,018	57,672	58,679
認知症対応型共同生活介護	19,739	22,571	22,571
計	74,940	80,437	81,444

④ 保険給付費の見込み

(百万円)

		2021年度	2022年度	2023年度	合 計
施設サービス		43,085	44,191	44,975	132,251
居宅系サービス	介護給付	63,949	67,006	69,358	200,313
	予防給付	2,581	2,714	2,823	8,118
地域密着型サービス	介護給付	22,388	23,189	23,925	69,502
	予防給付	75	80	82	237
高額介護サービス費等 ※		8,617	8,721	9,237	26,575
審査支払手数料		152	154	157	463
合 計		140,847	146,055	150,557	437,459

※ 高額介護サービス費，高額医療合算介護サービス費及び特定入所者介護サービス費の合計

⑤ 保険給付費の財源構成

■ 負担割合

(%)

	国	国 (調整交付金)	都道府県	市町村	第1号保険料	第2号保険料
保険給付費	20.0 ※	約 5.0	12.5 ※	12.5	約 23.0	27.0

※ 施設サービス費については，国 15%，都道府県 17.5%

■ 財源内訳

(百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	合 計
第1号保険料	25,942	26,758	27,607	80,307
第2号保険料	38,029	39,435	40,650	118,114
京都市負担金	17,606	18,257	18,820	54,683
京都府負担金	20,196	20,895	21,505	62,596
国負担金	34,608	36,256	37,529	108,393
その他繰入金 ※	4,466	4,454	4,446	13,366
合 計	140,847	146,055	150,557	437,459

※ 低所得者保険料軽減繰入金，介護給付費準備基金繰入金の合計

6 地域支援事業の事業量の見込み等

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業における事業量の見込み

各年度における総合事業の種類ごとの事業量について、第7期プラン計画期間中の実績を考慮したうえで、地域のニーズや資源等の地域の実情を踏まえ、以下のとおり見込みました。

① 介護予防・生活支援サービス事業

第7期中の実績や第8期プラン中に新設する予定のサービス※の今後の利用予測を踏まえ、以下のとおり見込みました。

(人)

サービス種別		2021年度	2022年度	2023年度
訪問型サービス	介護型ヘルプサービス	3,179	3,121	3,006
	生活支援型ヘルプサービス	2,312	2,254	2,196
	支え合い型ヘルプサービス	289	405	578
	介護予防活動の場への外出支援サービス※	-	10	20
通所型サービス	介護予防型デイサービス	6,902	7,355	7,660
	短時間型デイサービス	531	654	792
	短期集中運動型デイサービス	152	245	352
介護予防ケアマネジメント		7,531	7,768	8,012

② 一般介護予防事業

全高齢者を対象に、介護予防の普及・啓発や、地域における自主的な介護予防の取組への支援を行うとともに、以下のとおり身近な「通いの場（健康長寿サロン等）」の充実を図ります。

(箇所)

	2021年度	2022年度	2023年度
「通いの場」の箇所数（累計）	980	1,010	1,040

(2) 包括的支援事業及び任意事業における事業量の見込み

被保険者の自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止、介護給付等に要する費用の適正化等に向け、主に以下の事業を実施します。事業量については、第7期プラン計画期間中の実績を考慮したうえで、以下のとおり見込みました。

① 地域包括支援センターの運営

高齢サポート（地域包括支援センター・市内61箇所に設置）は、地域で暮らす高齢者を介護、福祉、健康、医療の面から総合的に支援するための身近な相談先であり、京都市版地域包括ケアシステムにおける中核機関として、地域における様々な関係機関との連携のもと、地域ぐるみで多様なニーズを持つ高齢者の暮らしを支援します。

	2019 年度	2023 年度
個別ケースの地域ケア会議の開催回数	255 回	366 回

	2020 年度	2023 年度
高齢サポートを認知している人の割合	55.0%※	上昇

※ 2019年度すこやかアンケート（高齢者調査）に基づく。

② 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療・介護連携支援センター（市内8箇所に設置）の活動等を通じて多職種による在宅医療・介護の提供体制の強化に取り組みます。

	2019 年度	2023 年度
在宅医療・介護連携支援センターの相談受付件数	1,057 件	1,300 件

③ 生活支援体制整備事業

「地域支え合い活動創出コーディネーター」（各区・支所単位に配置、計13名）の活動や「地域支え合い活動調整会議」での協議等を通じ、多分野の関係機関や企業等を含めた地域の多様な主体との連携・協働による、地域の特性に応じた生活支援サービスの創出を推進します。

	2020 年度	2023 年度
地域支え合い活動入門講座修了者数（累計）	1,700 人 (2021年2月末)	2,150 人
地域支え合い活動調整会議を通じて支援した取組等の件数（累計）	62 件 (2020年9月末)	180 件

④ 認知症総合支援事業

認知症が疑われる人やその家族に早期にかかわり、受診勧奨や医療・介護サービスに至るまでの支援などを実施する「認知症初期集中支援チーム」（市内8箇所に設置）の活動を促進します。

また、認知症の方が行方不明になりにくい環境整備と行方不明になった場合でも早期に発見できる仕組みの円滑な運用により、認知症高齢者の行方不明対応の更なる強化に取り組みます。

	2019 年度	2023 年度
京都市「認知症高齢者の行方不明時における早期発見に関する連携要領」における事前登録者数	1,351 人	2,500 人
認知症初期集中支援チームによる医療・介護への引継割合	90.5%	同水準を維持

⑤ 介護給付等費用適正化事業

国が示す給付適正化の主要5事業である認定調査状況チェック、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・給付実績との縦覧点検及び介護保険給付費明細通知の送付を引き続き実施します。事業量については、過去の実績や点検対象の居宅介護支援事業所、高齢サポートの介護支援専門員等の人数を踏まえて、以下のとおり見込みました。

	2021年度	2022年度	2023年度
認定調査員現任研修受講者数	680人	680人	680人
委託先が実施する認定調査への同行回数	100回	100回	100回
点検を行ったケアプラン数	430件	430件	430件
医療情報の突合件数	19,000件	19,000件	19,000件
給付実績の縦覧点検件数	26,000件	26,000件	26,000件

(3) 地域支援事業費の見込み

① 事業費の見込み

地域支援事業に係るこれまでの実績を考慮して事業費を見込みました。介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業費は約152億9,800万円、包括的支援事業及び任意事業に係る事業費は約77億800万円となり、地域支援事業全体では約230億600万円となります。

(百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業	4,901	5,114	5,283	15,298
包括的支援事業及び任意事業	2,442	2,567	2,699	7,708
地域支援事業費 合計	7,343	7,681	7,982	23,006

② 財源構成

財源構成については、介護予防・日常生活支援総合事業は保険給付費と同じ構成となり、包括的支援事業及び任意事業は公費（国，都道府県，市町村）と第1号被保険者の保険料で構成されます。

■ 地域支援事業費の負担割合（予定）

(%)

	国	都道府県	市町村	第1号保険料	第2号保険料
介護予防・日常生活支援総合事業	約25.0	12.5	12.5	約23.0	27.0
包括的支援事業及び任意事業	38.5	19.25	19.25	23.0	—

※ 介護予防・日常生活支援総合事業の国負担割合約25%のうちの5%相当分については、保険給付費と同様に調整交付金として交付される。

■ 地域支援事業費の財源内訳

(百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	合 計
第1号保険料	1,620	1,683	1,745	5,048
第2号保険料	1,323	1,381	1,426	4,130
京都市負担金	1,083	1,133	1,180	3,396
京都府負担金	1,083	1,133	1,180	3,396
国負担金	2,234	2,351	2,451	7,036
合 計	7,343	7,681	7,982	23,006



参考 第1号被保険者の介護保険料

1 保険料算定の仕組み

介護保険制度は、国、地方自治体、40歳以上の市民のそれぞれの負担によって、社会全体で高齢者の介護を支える社会保険制度であり、第8期プランの計画期間（2021～2023年度）は、保険給付費・地域支援事業費のうち第1号被保険者（65歳以上の方）の負担割合が約23%となります。

第1号被保険者の介護保険料（以下「保険料」という。）の基準額（月額）は、次の方法により算定します。

$$\left(\begin{array}{l} \text{保険給付費} \times \text{約} 23\% \quad \text{※1} \\ + \text{地域支援事業費} \times 23\% \\ + \text{京都府介護保険財政安定化基金拠出金} \quad \text{※2} \\ - \text{介護給付費準備基金（積立金）取崩額} \end{array} \right) \div \begin{array}{l} \text{補正後被保険者数} \div 12 \text{月} \\ \text{※3} \end{array}$$

※1 第1号被保険者の所得水準や高齢者の年齢区分の割合によって国の調整交付金が異なることから、第1号被保険者の負担割合は市町村ごとに異なります。標準的な市町村では23%となります。

※2 第8期における京都府介護保険財政安定化基金拠出金への拠出金は0円

※3 （各所得段階区分の第1号被保険者見込数×第8期における保険料率）の合計から得た人数

保険料は、市民に提供される総サービス量に基づき算定しているため、介護サービスが充実し、サービス利用が多い市町村ほど保険料が高く設定されることとなります。また、保険料は地域支援事業（一般介護予防事業等）にも充てられており、要支援・要介護状態へ移行することを防ぐことにより、将来の保険料の上昇を抑える効果が期待されます。

なお、介護保険制度は、国が定めた全国一律の制度であり、市町村（保険者）の裁量は少なく、保険料分の歳入を一般財源により補填することなどは認められていません。

2 介護給付費準備基金（積立金）からの取崩し

第7期計画期間に積み立てた介護給付費準備基金（積立金）を取り崩し、第8期の保険料に充当することにより、保険料を引き下げます。

3 公費投入による低所得者の保険料軽減等

第8期保険料について、第7期に引き続き、消費税率の引上げによる財源を活用して、給付費の5割の公費とは別枠で公費（国1/2，府1/4，市1/4）を投入し、低所得者の保険料軽減（第1段階0.5から0.3，第2段階0.68から0.43，第3段階0.75から0.7）を実施します。

また、生活困窮という特例の事由がある場合に、介護保険法に基づき、保険料を財源として、保険料を軽減する制度を継続実施します。

4 所得指標の見直し

制度改正を受け、第8期から、介護保険料の算定に用いる合計所得金額について、以下の通り見直しを行います。

- ① 所得段階区分が第1～5段階の方で、合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得の金額（給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除の適用がある場合は、その控除前の金額）から10万円を控除します。
- ② 所得段階区分が第6～11段階の方で、合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合は、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除します。
- ③ 合計所得金額から控除する額に、租税特別措置法第35条の3第1項に規定する低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除額を加えます。

以上の結果、第8期計画期間の保険料基準額（月額）は、6,800円となります。また、所得段階区分別の保険料は、78ページの表のとおりとなります。

将来の本市の介護保険財政（見込み）

これまでの推計による2025年及び2040年の要支援・要介護認定者数等をまとめると、以下のとおりです。

	2023年度	2025年度	2040年度
第1号被保険者数	393,975人	392,966人	411,801人
要支援・要介護認定者数	99,608人	102,613人	107,511人
うち第1号被保険者数	98,113人	101,122人	106,332人
認定率	24.90%	25.73%	25.82%
保険給付費・地域支援事業費	1,585億円	1,628億円程度	1,766億円程度
保険料基準額（月額）	6,800円	約7,700円	約10,000円

上記は自然推計で見込んでいますが、本市では、地域包括ケアシステムの深化・推進及び「健康長寿のまち・京都」の実現に向け、健康づくり・介護予防の取組や医療・介護・生活支援サービス等の充実など、総合的に取り組むことにより、元気な高齢者が増加し、要支援・要介護認定者数の伸びが抑えられ、その結果として、保険給付費や保険料基準額が自然推計よりも抑えられることを目指します。

【参考】第1号被保険者の保険料（所得段階区分別）

<第8期保険料(2021～2023年度)>

段階	対象者の所得金額等		保険料率 (基準額×料率)	保険料 (年額)	保険料 (月額)
第1段階	・本人が生活保護を受給している場合 ・本人が老齢福祉年金を受給し、本人及びすべての世帯員が市民税非課税である場合		0.3	24,480円	2,040円
第2段階	本人及びすべての世帯員が市民税非課税の場合（本人が単身の場合を含む）	本人の前年中の課税年金収入額 ＋ 本人の前年の課税年金に係る所得以外の *合計所得金額	80万円以下	0.43	35,088円
第3段階			80万円超 120万円以下		
第4段階			120万円超		
第5段階	本人が市民税非課税で世帯員の中に市民税（減免前）課税者がいる場合	80万円以下	0.9	73,440円	6,120円
第5段階		80万円超	基準額	81,600円	6,800円
第6段階	本人が市民税（減免前）課税の場合	本人の前年の *合計所得金額	125万円以下	1.1	89,760円
第7段階			125万円超 190万円未満	1.35	110,160円
第8段階			190万円以上 400万円未満	1.6	130,560円
第9段階			400万円以上 700万円未満	1.85	150,960円
第10段階			700万円以上 1,000万円未満	2.1	171,360円
第11段階			1,000万円以上	2.35	191,760円

*合計所得金額は、土地建物等の長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額とする。

第1～5段階

合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得の金額（給与所得と公的年金等に係る所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除の適用がある場合は、その控除前の金額）から10万円を控除する。

第6～11段階

合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合は、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除する。

<第7期保険料(2020年度)>

段階	対象者の所得金額等		保険料率 (基準額×料率)	保険料 (年額)	保険料 (月額)
第1段階	・本人が生活保護を受給している場合 ・本人が老齢福祉年金を受給し、本人及びすべての世帯員が市民税非課税である場合		0.3	23,760円	1,980円
第2段階	本人及びすべての世帯員が市民税非課税の場合（本人が単身の場合を含む）	本人の前年中の課税年金収入額 ＋ 本人の前年の課税年金に係る所得以外の *合計所得金額	80万円以下	0.43	34,056円
第3段階			80万円超 120万円以下		
第4段階			120万円超		
第5段階	本人が市民税非課税で世帯員の中に市民税（減免前）課税者がいる場合	80万円以下	0.9	71,280円	5,940円
第5段階		80万円超	基準額	79,200円	6,600円
第6段階	本人が市民税（減免前）課税の場合	本人の前年の *合計所得金額	125万円以下	1.1	87,120円
第7段階			125万円超 190万円未満	1.35	106,920円
第8段階			190万円以上 400万円未満	1.6	126,720円
第9段階			400万円以上 700万円未満	1.85	146,520円
第10段階			700万円以上 1,000万円未満	2.1	166,320円
第11段階			1,000万円以上	2.35	186,120円

*合計所得金額については、長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額とする。

1 第8期プランの推進体制

(1) 市民や関係団体と共に汗を流して協働する「共汗」による計画の推進

市民・地域社会、関係機関・関係団体、行政が「我が事」として役割を發揮し、生活課題に「丸ごと」対応できる地域づくり、包括的な支援体制づくりに向けた計画の推進に主体的に関わるとともに、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の考え方にに基づき、それぞれが役割を分担のうえ、共に汗を流して協働する「共汗」により「京都市民長寿すこやかプラン」を着実に推進します。

(2) 全庁的な取組による総合的な施策の推進

これまでから、医療（保健福祉部局）や住まい（住宅部局）をはじめとする多分野との連携を積極的に図ってきたところではありますが、複合的な地域課題等への対応力がこれまで以上に求められることから、政策の「融合」を更に進め、より総合的かつ効果的な施策を推進します。

(3) 関係団体・関係機関等との連携

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、ウィズコロナ・ポストコロナ社会への適切な対応を図りつつ、プランに掲げる様々な施策を推進していくためには、医療・介護・保健・福祉を中心とする関係団体等との協力が不可欠です。

また、行政・医療・介護・福祉・大学等のあらゆる団体が参画する「京都地域包括ケア推進機構」との連携、広域的な調整等を必要とする「京都府」との連携、地域の共通課題への対応等における「近隣市町村」との連携、全国的な課題や問題点に係る国への要望等における「政令指定都市」との連携など、各関係機関等とも相互に連携を図り、協力関係を強固なものとしていきます。

(4) プランの進捗管理

本市では、プランの進捗状況の点検・評価及び次期プランの内容等に関する協議を含め、広く高齢者福祉の推進に資する協議を行う場として「京都市高齢者施策推進協議会」を設置しています。第8期プランにおいても、引き続き、市民公募委員をはじめ、学識経験者、介護、保健、医療及び福祉の関係者による同協議会において進捗管理を行います。

また、第8期プランの進捗状況について市民や関係者の皆様に知っていただくため、同協議会等での報告のほか、ホームページ等による情報提供を行います。

2 京都市高齢者施策推進協議会

(1) 推進協議会の構成

京都市高齢者施策推進協議会(本会)

ワーキンググループ(部会)

常任ワーキンググループ

高齢者保健福祉計画ワーキンググループ

高齢者の生活支援や認知症高齢者支援の推進、地域包括支援センターの適切な運営など、高齢者保健福祉計画の進捗管理・策定等について議論する。

【主な協議事項】

- 1 ひとり暮らし高齢者への生活支援などの高齢者保健福祉一般施策
- 2 健康づくりと介護予防、社会参加の推進
- 3 地域包括支援センターの適切な運営
- 4 認知症高齢者支援の推進
- 5 高齢者の権利擁護の推進(成年後見等)
- 6 高齢者を支えるネットワークの構築
- 7 高齢者が安心して暮らせる住まい環境づくり
- 8 地域における高齢者の実態の把握

介護保険事業計画ワーキンググループ

介護サービス量及び事業費の推計や介護保険事業の円滑な実施など、介護保険事業計画の進捗管理・策定等について議論する。

【主な協議事項】

- 1 介護サービス量及び事業費の推計
- 2 介護保険事業の円滑な実施
- 3 介護サービスの充実(基盤整備等)
- 4 介護サービスの質的向上(事故・苦情等)
- 5 介護・福祉に従事する担い手の確保・定着及び支援

特別ワーキンググループ

介護保険施設等事業者選定ワーキンググループ

介護保険施設等の設置・運営を行う事業候補者について、多角的な見地から選定を行う。

【主な協議事項】

- 1 事業候補者の募集要項及び選定基準に関する事項
- 2 事業候補者の選定に係る事項
(地域密着型サービス事業者の選定を含む)

在宅医療・介護連携ワーキンググループ

本市における在宅医療・介護連携推進事業について、多角的な見地から検討を行う。

【主な協議事項】

- 1 在宅医療と介護の連携の推進
- 2 今後の在宅医療・介護連携のあり方に関する事項

(2) 委員名簿（2021年3月現在）

（五十音順・敬称略，氏名の後の◎は会長，○は会長職務代理者，WGの☆は部会長）

氏名	所属団体，役職など	ワーキンググループ			
		高齢者 保健福祉	介護保険 事業	在宅医療 介護連携	事業者 選定
麻田 博之	(一社)京都府理学療法士会会長	○		○	
伊藤 哲雄	(一社)京都府介護老人保健施設協会副会長		○	○	
井上 基	(公社)京都府介護支援専門員会会長		○	○	
岩井 増枝	京都市民生児童委員連盟理事	○			
内山 昭	立命館大学社系研究機構上席研究員		○		
沖 豊彦	(福)京都市社会福祉協議会事務局次長	○		○	
荻野 達也	京都商工会議所総務部長		○		
奥野 博喜	(一社)京都府歯科医師会理事	○		○	
奥本 喜裕	(一社)京都地域密着型サービス事業所協議会会長		○	○	
加藤 アイ	京都市地域女性連合会常任理事		○		
北川 英幸	京都弁護士会弁護士		○		○
北川 靖 ○	(一社)京都府医師会副会長	☆		☆	○
源野 勝敏	京都市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会顧問	○		○	
清水 紘	京都府慢性期医療協会会長		○	○	
田中 均	(一社)京都市老人クラブ連合会常務理事	○			
田辺 順子	(一社)京都府訪問看護ステーション協議会副会長		○	○	
谷 久美子	市民公募委員		○		
千葉 圭子	(公社)京都府看護協会専務理事	○		○	
中村 英次	日本労働組合総連合会京都府連合会副会長		○		
中村 英弘	(公社)京都府柔道整復師会理事	○		○	
原田 克也	(一社)京都府薬剤師会専務理事	○		○	
福富 昌城 ◎	花園大学社会福祉学部社会福祉学科教授		☆		☆
檜谷 美恵子	京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授	○			
道本 紀夫	市民公募委員	○			
森 恵美子	市民公募委員		○		
山岡 景一郎	(学)平安女学院理事長・大学学長	○			
山岸 孝啓	(一社)京都市老人福祉施設協議会会長		○	○	
山添 洋子	(公社)認知症の人と家族の会京都府支部副代表	○			
岩永 愛	税理士 ※特別委員				○

(3) 推進協議会の協議状況（開催日・議題）

【2018年度】

	開催日	議題
第1回	2018年9月20日	① 「第6期京都市民長寿すこやかプラン」の進捗状況について ② 平成29年度 高齢サポート（地域包括支援センター）の運営状況について ③ 75歳お口の健診事業（京都市後期高齢者歯科健康診査）について
第2回	2019年3月12日	① 平成31年度 高齢サポート（地域包括支援センター）の運営状況について ② 特別養護老人ホームのユニット定員の緩和について ③ 平成31年度 京都市高齢者福祉関連予算（案）の概要等について

【2019年度】

	開催日	議題
第1回	2019年6月11日	① すこやかアンケート及び介護サービス事業者に関するアンケート調査の実施について ② 「第7期京都市民長寿すこやかプラン」の進捗状況について
第2回	2019年11月14日	① 会長の互選、会長職務代理者の指名について ② 協議会の運営方法について ③ 地域密着型通所介護の指定拒否の拡大等について ④ 短期集中運動型デイサービスの人員基準の見直しについて ⑤ すこやかアンケート調査等の実施について ⑥ 平成30年度 高齢サポート（地域包括支援センター）の運営状況等について
第3回	2020年3月（書面審議）	① 令和2年度 高齢サポート（地域包括支援センター）の運営について

【2020年度】

	開 催 日	議 題
第1回	2020年6月（書面審議）	① 「第8期京都市民長寿すこやかプラン」策定に向けたスケジュールについて ② 令和2年度 京都市高齢者福祉関連予算の概要等について ③ 「第7期京都市民長寿すこやかプラン」の進捗状況について ④ 地域包括支援センターの事業評価について ⑤ すこやかアンケート及び介護サービス事業者アンケートの調査結果について
第2回	2020年9月（書面審議）	① 第8期京都市民長寿すこやかプランについて ② 第8期介護保険事業計画における介護サービス量の推計について ③ 令和元年度 高齢サポート（地域包括支援センターの運営状況等）について
第3回	2020年11月24日	① 「第8期京都市民長寿すこやかプラン」策定に向けての中間報告（案）について ② 公設施設（介護サービス提供施設）の今後の在り方について ③ 短期集中運動型デイサービスの人員基準の見直しについて（案）
第4回	2021年3月1日	① 第8期京都市民長寿すこやかプラン案について ② 令和3年度 介護予防・生活支援サービス事業の報酬改定等について
第5回 （※）	2021年3月予定	① 第8期京都市民長寿すこやかプランの策定について

※ 開催日，議題は予定

3

市民意見の募集（パブリックコメントの実施結果）

(1) 募集期間及び応募方法

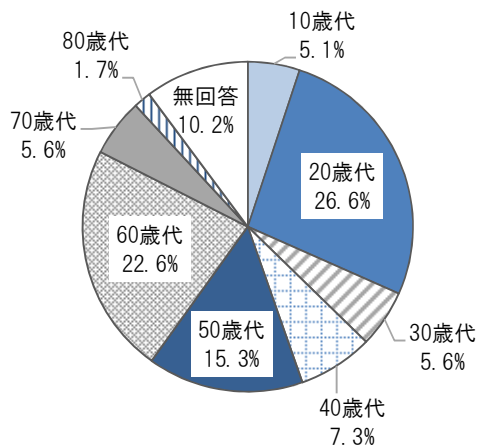
募集期間：2021年1月4日（月）～2021年2月5日（金）

応募方法：郵送，持参，FAX，電子メール，ホームページの意見募集フォーム

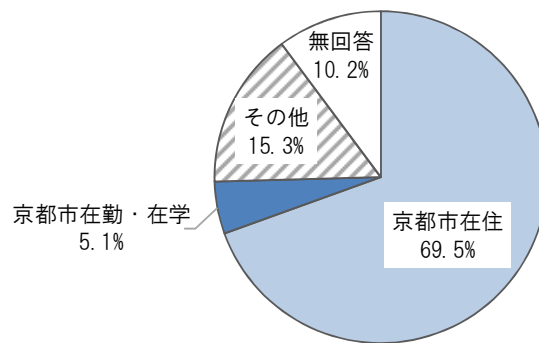
(2) 募集結果

意見者数177人 意見総数303件

【年代別】



【居住地等】



意見の内訳

区分	件数
I 京都市民長寿すこやかプラン全般について	52
II 京都市版地域包括ケアシステムについて	6
III 制度全般について	12
IV 高齢者を取り巻く状況について	3
V 重点取組ごとの主な施策・事業について（数値目標を含む）	156
1 施策・事業全般	15
2 【重点取組1】健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進	52
3 【重点取組2】地域で支え合う地域共生のまちづくりの推進	17
4 【重点取組3】住み慣れた地域で暮らし続けるための住まい環境の確保と支援の充実	72
VI 介護サービス量の推計について	11
VII 介護保険料について	23
VIII その他	40
合計	303

4 日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの利用量の推計及び必要利用定員総数

地域密着型サービスについては、介護保険法第117条により、日常生活圏域ごとの各サービス量の見込みと、認知症対応型共同生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数を定めることとなっています。

第8期プランの計画期間においては、各日常生活圏域における要支援・要介護認定者数をもとに、各サービスの必要利用量等を次のとおり推計しました。

(1) 地域密着型サービスの利用量の推計

【2021年度】

日常生活圏域名		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型通所介護
		(人/年)	(人/年)	(回/年)	(人/年)	(人/年)	(人/年)	(人/年)	(人/年)	(回/年)
北区	北①	128	158	843	247	342	62	113	26	5,291
	北②	108	133	711	209	288	52	96	22	4,464
	北③	234	290	1,546	455	627	114	208	48	9,702
	北④	139	172	915	267	371	67	123	28	5,742
	北⑤	168	209	1,112	326	451	82	149	35	6,979
	北⑥	144	178	949	277	385	70	127	30	5,957
上京区	上京①	175	216	1,152	338	467	85	155	36	7,228
	上京②	167	206	1,099	322	446	81	148	34	6,898
	上京③	176	217	1,159	342	470	85	156	36	7,275
	上京④	158	195	1,040	306	422	77	140	32	6,528
左京区	左京①	30	37	198	58	80	15	27	6	1,244
	左京②	107	133	709	209	288	52	95	22	4,451
	左京③	183	226	1,206	351	489	89	162	38	7,571
	左京④	7	8	44	13	18	3	6	1	276
	左京⑤	58	72	385	112	156	28	52	12	2,414
	左京⑥	159	197	1,050	306	426	77	141	33	6,589
	左京⑦	180	223	1,187	346	481	87	159	37	7,449
	左京⑧	169	209	1,115	327	452	82	150	35	6,999
	左京⑨	174	216	1,151	335	466	85	155	36	7,221
	左京⑩	139	172	915	267	371	67	123	28	5,742
中京区	中京①	176	217	1,159	338	470	85	156	36	7,275
	中京②	195	241	1,288	375	522	95	173	40	8,081
	中京③	82	101	540	157	219	40	73	17	3,389
	中京④	116	143	763	223	309	56	102	24	4,787
	中京⑤	71	88	471	139	191	35	63	15	2,958
	中京⑥	104	128	684	202	277	50	92	21	4,290
東山区	東山①	138	171	913	267	370	67	123	28	5,728
	東山②	112	139	739	218	300	54	99	23	4,639
	東山③	81	100	536	158	217	39	72	17	3,362
山科区	山科①	211	261	1,393	407	565	102	187	43	8,740
	山科②	150	186	992	291	402	73	133	31	6,226
	山科③	259	320	1,707	501	692	126	229	53	10,710
	山科④	178	220	1,172	342	475	86	157	36	7,355
	山科⑤	174	215	1,147	335	465	84	154	36	7,201
下京区	下京①	115	143	762	222	309	56	102	24	4,780
	下京②	90	112	595	174	241	44	80	19	3,731
	下京③	62	77	408	121	166	30	55	13	2,562
	下京④	119	147	786	229	319	58	106	24	4,935
	下京⑤	166	206	1,096	321	444	81	147	34	6,878
南区	南①	154	190	1,014	296	411	75	136	32	6,360
	南②	165	205	1,091	319	442	80	146	34	6,844
	南③	173	214	1,142	334	463	84	153	36	7,167
	南④	101	125	665	195	270	49	89	21	4,175
	南⑤	134	165	882	257	357	65	118	27	5,533
右京区	右京①	183	227	1,210	358	491	89	162	38	7,591
	右京②	85	105	561	164	228	41	75	17	3,523
	右京③	116	144	766	224	311	56	103	24	4,807
	右京④	160	197	1,053	311	427	77	141	33	6,609
	右京⑤	147	182	969	286	393	71	130	30	6,078
	右京⑥	98	121	647	189	262	48	87	20	4,061
	右京⑦	149	185	985	288	399	72	132	31	6,179
	右京⑧	121	150	799	236	324	59	107	25	5,016
	右京⑨	123	152	809	239	328	60	109	25	5,076
	右京⑩	62	77	408	122	166	30	55	13	2,562
	右京⑪	155	192	1,025	303	416	75	138	32	6,434
西京区	西京①	192	237	1,265	370	513	93	170	39	7,940
	西京②	196	243	1,294	380	525	95	174	40	8,122
	西京③	105	129	690	202	280	51	93	21	4,330
	西京④	99	122	652	190	264	48	88	20	4,095
洛西支所	洛西①	205	253	1,350	392	547	99	181	42	8,471
	洛西②	168	208	1,110	324	450	82	149	35	6,965
伏見区	伏見①	118	146	777	230	315	57	104	24	4,874
	伏見②	90	112	597	176	242	44	80	19	3,745
	伏見③	157	194	1,037	304	421	76	139	32	6,508
	伏見④	88	109	582	171	236	43	78	18	3,651
	伏見⑤	141	174	929	274	377	68	125	29	5,829
	伏見⑥	110	136	727	214	295	54	98	23	4,565
	伏見⑦	142	176	939	275	381	69	126	29	5,890
	伏見⑧	189	233	1,245	366	505	92	167	39	7,813
深草支所	深草①	140	174	927	273	376	68	124	29	5,816
	深草②	182	225	1,200	354	487	88	161	37	7,530
	深草③	131	163	867	256	352	64	116	27	5,439
醍醐支所	醍醐①	104	129	687	201	278	51	92	21	4,310
	醍醐②	95	118	628	184	255	46	84	20	3,940
	醍醐③	117	145	771	225	313	57	104	24	4,841
	醍醐④	159	196	1,047	306	424	77	141	33	6,569
合計		10,452	12,936	68,984	20,220	27,972	5,076	9,264	2,148	432,904

【2022年度】

日常生活圏域名		定期巡回・随 時対応型訪問看護 (人/年)	夜間対応型 訪問介護 (人/年)	認知症対応 型通所介護 (回/年)	小規模多機 能型居宅 介護 (人/年)	認知症対応 型共同生活 介護 (人/年)	地域密着型 特定施設入 居者生活 介護 (人/年)	地域密着型 介護老人福 祉施設入所 者生活介護 (人/年)	看護小規模 多機能型居 宅介護 (人/年)	地域密着型 通所介護 (回/年)
北区	北①	132	163	876	257	352	65	117	27	5,496
	北②	111	138	739	217	297	54	98	23	4,637
	北③	242	300	1,607	474	647	118	214	49	10,078
	北④	143	177	951	278	382	70	127	29	5,964
	北⑤	174	216	1,156	339	465	85	154	35	7,249
	北⑥	149	184	986	289	397	73	131	30	6,188
上京区	上京①	180	223	1,197	352	481	88	159	37	7,508
	上京②	172	213	1,142	336	460	84	152	35	7,166
	上京③	181	225	1,205	356	485	89	160	37	7,557
	上京④	163	202	1,081	318	435	80	144	33	6,781
左京区	左京①	31	38	206	60	83	15	27	6	1,292
	左京②	111	137	737	217	297	54	98	23	4,623
	左京③	189	234	1,254	366	504	92	167	38	7,864
	左京④	7	9	46	13	18	3	6	1	286
	左京⑤	60	75	400	116	161	29	53	12	2,507
	左京⑥	164	203	1,091	318	439	80	145	33	6,844
	左京⑦	186	230	1,234	360	496	91	164	38	7,738
	左京⑧	175	216	1,159	340	466	85	154	36	7,270
	左京⑨	180	223	1,196	348	481	88	159	37	7,501
	左京⑩	143	177	951	278	382	70	127	29	5,964
中京区	中京①	181	225	1,205	352	484	89	160	37	7,557
	中京②	202	250	1,338	391	538	99	178	41	8,395
	中京③	85	105	561	163	226	41	75	17	3,520
	中京④	119	148	793	232	319	58	105	24	4,973
	中京⑤	74	91	490	144	197	36	65	15	3,073
	中京⑥	107	132	710	210	286	52	95	22	4,456
東山区	東山①	143	177	949	278	382	70	126	29	5,950
	東山②	116	143	768	227	309	57	102	24	4,819
	東山③	84	104	557	164	224	41	74	17	3,492
山科区	山科①	218	270	1,447	424	582	107	193	44	9,079
	山科②	155	192	1,031	303	415	76	137	32	6,467
	山科③	267	331	1,774	521	714	131	236	54	11,125
	山科④	184	227	1,218	356	490	90	162	37	7,640
	山科⑤	180	222	1,192	349	480	88	159	37	7,480
下京区	下京①	119	148	792	231	318	58	105	24	4,966
	下京②	93	115	618	181	248	46	82	19	3,876
	下京③	64	79	424	126	171	31	56	13	2,661
	下京④	123	152	817	238	329	60	109	25	5,126
	下京⑤	172	212	1,139	334	458	84	152	35	7,145
南区	南①	159	196	1,053	309	424	78	140	32	6,607
	南②	171	211	1,133	332	456	83	151	35	7,110
	南③	179	221	1,187	348	477	87	158	36	7,445
	南④	104	129	691	204	278	51	92	21	4,337
	南⑤	138	171	916	268	368	67	122	28	5,748
右京区	右京①	189	234	1,257	373	506	93	167	39	7,885
	右京②	88	109	583	171	235	43	78	18	3,660
	右京③	120	148	796	233	320	59	106	24	4,994
	右京④	165	204	1,095	324	441	81	146	34	6,865
	右京⑤	152	188	1,007	297	405	74	134	31	6,313
	右京⑥	101	125	672	196	270	50	89	21	4,218
	右京⑦	154	191	1,023	299	411	75	136	31	6,418
	右京⑧	125	155	831	246	334	61	111	25	5,210
	右京⑨	127	157	841	249	338	62	112	26	5,273
	右京⑩	64	79	424	127	171	31	56	13	2,661
	右京⑪	161	199	1,066	316	429	78	142	33	6,684
西京区	西京①	198	245	1,315	385	529	97	175	40	8,248
	西京②	203	251	1,345	395	541	99	179	41	8,437
	西京③	108	134	717	210	288	53	95	22	4,498
	西京④	102	126	678	198	273	50	90	21	4,253
洛西支所	洛西①	211	262	1,403	408	564	103	187	43	8,800
	洛西②	174	215	1,153	338	464	85	153	35	7,235
伏見区	伏見①	122	151	807	239	325	59	107	25	5,063
	伏見②	93	116	620	183	250	46	83	19	3,890
	伏見③	162	201	1,078	316	434	79	143	33	6,760
	伏見④	91	113	605	178	243	45	80	19	3,792
	伏見⑤	145	180	965	285	389	71	128	30	6,055
	伏見⑥	114	141	756	223	304	56	101	23	4,742
	伏見⑦	147	182	975	287	392	72	130	30	6,118
	伏見⑧	195	241	1,294	381	521	95	172	40	8,115
深草支所	深草①	145	180	963	284	388	71	128	30	6,041
	深草②	188	233	1,247	368	502	92	166	38	7,822
	深草③	136	168	901	267	363	66	120	28	5,650
醍醐支所	醍醐①	108	133	714	209	287	53	95	22	4,477
	醍醐②	98	122	652	192	262	48	87	20	4,093
	醍醐③	121	149	802	234	322	59	107	25	5,028
	醍醐④	164	203	1,088	319	437	80	145	33	6,823
合計		10,800	13,368	71,690	21,048	28,836	5,280	9,540	2,196	449,683

【2023年度】

日常生活圏域名	定期巡回・随 時対応型訪問 介護看護	夜間対応型 訪問介護	認知症対応 型通所介護	小規模多機 能型居宅 介護	認知症対応 型共同生活 介護	地域密着型 特定施設入 居者生活 介護	地域密着型 介護老人福 祉施設入所 者生活介護	看護小規模 多機能型居 宅介護	地域密着型 通所介護	
	(人/年)	(人/年)	(回/年)	(人/年)	(人/年)	(人/年)	(人/年)	(人/年)	(回/年)	
北区	北①	138	168	903	267	361	67	121	28	5,689
	北②	117	142	762	225	305	56	102	23	4,800
	北③	254	308	1,656	492	662	122	221	51	10,431
	北④	150	182	980	288	392	72	131	30	6,173
	北⑤	183	222	1,191	351	476	88	159	36	7,503
	北⑥	156	189	1,017	299	406	75	136	31	6,405
上京区	上京①	189	229	1,234	365	493	91	165	38	7,771
	上京②	181	219	1,177	348	471	87	157	36	7,417
	上京③	190	231	1,242	369	497	92	166	38	7,822
	上京④	171	207	1,114	330	445	82	149	34	7,019
左京区	左京①	33	39	212	62	85	16	28	6	1,337
	左京②	116	141	760	225	304	56	101	23	4,785
	左京③	198	240	1,292	379	516	95	172	39	8,140
	左京④	7	9	47	14	19	3	6	1	296
	左京⑤	63	77	412	120	164	30	55	13	2,595
	左京⑥	172	209	1,125	330	449	83	150	34	7,084
	左京⑦	195	236	1,272	374	508	94	170	39	8,009
	左京⑧	183	222	1,195	353	477	88	159	36	7,525
	左京⑨	189	229	1,232	361	492	91	165	38	7,764
	左京⑩	150	182	980	289	392	72	131	30	6,173
中京区	中京①	190	231	1,242	365	496	92	166	38	7,822
	中京②	211	256	1,379	405	551	102	184	42	8,689
	中京③	89	108	578	169	231	43	77	18	3,643
	中京④	125	152	817	241	326	60	109	25	5,147
	中京⑤	77	94	505	150	202	37	67	15	3,181
	中京⑥	112	136	732	218	293	54	98	22	4,612
東山区	東山①	150	182	978	289	391	72	131	30	6,159
	東山②	121	147	792	235	317	59	106	24	4,988
	東山③	88	107	574	170	229	42	77	18	3,614
山科区	山科①	229	277	1,492	440	596	110	199	46	9,397
	山科②	163	198	1,063	314	425	79	142	32	6,694
	山科③	280	340	1,828	541	731	135	244	56	11,515
	山科④	192	233	1,255	369	502	93	168	38	7,908
	山科⑤	188	229	1,229	362	491	91	164	38	7,742
下京区	下京①	125	152	816	239	326	60	109	25	5,140
	下京②	98	118	637	187	254	47	85	19	4,012
	下京③	67	81	437	130	175	32	58	13	2,754
	下京④	129	157	842	247	336	62	112	26	5,306
	下京⑤	180	218	1,174	346	469	87	157	36	7,395
南区	南①	166	202	1,086	320	434	80	145	33	6,838
	南②	179	217	1,168	344	467	86	156	36	7,359
	南③	188	227	1,223	361	489	90	163	37	7,706
	南④	109	133	713	211	285	53	95	22	4,489
	南⑤	145	176	944	278	377	70	126	29	5,949
右京区	右京①	199	241	1,296	386	518	96	173	40	8,161
	右京②	92	112	601	177	240	44	80	18	3,788
	右京③	126	153	821	242	328	61	110	25	5,169
	右京④	173	210	1,128	336	451	83	151	34	7,106
	右京⑤	159	193	1,037	308	415	77	138	32	6,535
	右京⑥	106	129	693	204	277	51	93	21	4,366
	右京⑦	162	196	1,055	311	421	78	141	32	6,643
	右京⑧	131	159	856	255	342	63	114	26	5,393
	右京⑨	133	161	866	258	347	64	116	26	5,458
	右京⑩	67	81	437	132	175	32	58	13	2,754
	右京⑪	168	204	1,098	327	439	81	147	34	6,918
西京区	西京①	208	252	1,355	399	542	100	181	41	8,537
	西京②	213	258	1,386	410	554	102	185	42	8,732
	西京③	113	137	739	218	295	55	99	23	4,655
	西京④	107	130	699	206	279	52	93	21	4,402
洛西支所	洛西①	222	269	1,446	424	577	107	193	44	9,108
	洛西②	182	221	1,189	350	475	88	159	36	7,489
伏見区	伏見①	128	155	832	248	333	61	111	25	5,241
	伏見②	98	119	639	190	256	47	85	20	4,026
	伏見③	170	207	1,111	328	444	82	148	34	6,997
	伏見④	96	116	623	185	249	46	83	19	3,925
	伏見⑤	153	185	995	296	398	74	133	30	6,267
	伏見⑥	119	145	779	231	312	58	104	24	4,908
	伏見⑦	154	187	1,005	297	402	74	134	31	6,332
	伏見⑧	204	248	1,334	395	533	99	178	41	8,400
深草支所	深草①	152	185	993	294	397	73	133	30	6,253
	深草②	197	239	1,285	382	514	95	172	39	8,096
	深草③	142	173	928	277	371	69	124	28	5,848
醍醐支所	醍醐①	113	137	736	217	294	54	98	22	4,634
	醍醐②	103	125	673	199	269	50	90	21	4,236
	醍醐③	127	154	826	243	330	61	110	25	5,205
	醍醐④	172	208	1,121	331	448	83	150	34	7,062
合計	11,328	13,740	73,892	21,828	29,532	5,460	9,864	2,256	465,446	

資料編

(2) 認知症対応型共同生活介護等の必要利用定員総数

(人分)

日常生活圏域名	2021年度			2022年度			2023年度			
	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
北区	北①	219		226			230			
	北②									
	北③									
	北④									
	北⑤									
	北⑥									
上京区	上京①	163		168			171			
	上京②									
	上京③									
	上京④									
左京区	左京①	285		293			298			
	左京②									
	左京③									
	左京④									
	左京⑤									
	左京⑥									
	左京⑦									
	左京⑧									
	左京⑨									
	左京⑩									
中京区	中京①	178		183			186			
	中京②									
	中京③									
	中京④									
	中京⑤									
	中京⑥									
東山区	東山①	83		86			87			
	東山②									
	東山③									
山科区	山科①	237		244			249			
	山科②									
	山科③									
	山科④									
	山科⑤									
下京区	下京①	131	462	135	502	820	137	543	840	
	下京②									
	下京③									
	下京④									
	下京⑤									
南区	南①	173		178			181			
	南②									
	南③									
	南④									
	南⑤									
右京区	右京①	347		357			364			
	右京②									
	右京③									
	右京④									
	右京⑤									
	右京⑥									
	右京⑦									
	右京⑧									
	右京⑨									
	右京⑩									
	右京⑪									
西京区	西京①	143		147			150			
	西京②									
	西京③									
	西京④									
洛西支所	洛西①	87		89			91			
	洛西②									
伏見区	伏見①	260		268			273			
	伏見②									
	伏見③									
	伏見④									
	伏見⑤									
	伏見⑥									
	伏見⑦									
	伏見⑧									
深草支所	深草①	111		114			116			
	深草②									
	深草③									
醍醐支所	醍醐①	115		119			121			
	醍醐②									
	醍醐③									
	醍醐④									
合計		2,532	462	809	2,604	502	820	2,654	543	840

※ 必要利用定員総数（整備等目標数）については、地域密着型サービスの基盤整備の考え方を踏まえ、第7期計画に引き続き、認知症対応型共同生活介護は行政区単位、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は全市単位としています。

5 用語解説

用 語	説 明
カ 介護医療院 〔介護保険サービス〕	2018年度から新設された介護保険施設。主に長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う施設
介護給付費準備基金	市町村が設けることができる基金で、3年間の介護保険事業計画期間中、給付費が見込みを下回る場合は剰余金を積み立て、見込みを上回る場合は必要額を取り崩し、また、計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期保険料を見込むに当たり取り崩すことができるもの
介護支援専門員（ケアマネジャー）	要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する、介護保険法で定められた介護支援専門員証の交付を受けた者（要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況等に応じた適切なサービスを利用できるよう、各種サービス事業を行う者等との連絡調整等を行い、介護サービス計画（ケアプラン）等の立案を担う。）
介護予防・日常生活支援総合事業	2015年度の介護保険制度改正により創設され、訪問型サービスや通所型サービスを含む「介護予防・生活支援サービス事業」と、介護予防教室などに取り組む「一般介護予防事業」とからなる。京都市では2017年4月から開始し、従来予防給付として提供されていた介護予防訪問介護、介護予防通所介護は、2017年度にそれぞれ訪問型サービス、通所型サービスに移行
介護予防活動の場への外出支援サービス	介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの一類型。運動教室等の介護予防活動の場への外出支援を行う予定
介護離職ゼロ	介護サービスが利用できないこと等により、仕事と介護の両立ができず介護のために離職する人をなくすための政策
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 〔介護保険サービス〕	入所する要介護者に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行う施設
介護老人保健施設 〔介護保険サービス〕	入所する要介護者に対し、医学的管理の下における介護、看護、及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、居宅における生活への復帰を目指すとともに、自立した居宅での生活が継続できるよう支援する施設
看護小規模多機能型居宅介護 〔介護保険サービス〕	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスで、利用者の心身の状況、置かれている環境、希望を踏まえ、居宅への「訪問」、サービスの拠点への「通所」、短期間の「宿泊」を柔軟に組み合わせる療養上の管理の下で利用者に提供し、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス

用語		説明
キ	京都市居住支援協議会 (京都市すこやか住宅 ネット)	不動産関係団体及び福祉関係団体の参画を得て、官民協働で、住宅と福祉の両面から、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる住まいの確保に向けた取組を進めるための住宅セーフティネット法に基づく協議会
ケ	ケアマネジメント	主に介護支援専門員や地域包括支援センター職員等がケアプランを作成する時に行われるもので、利用者の身体状態や環境等を把握し、生活する上での課題を分析し、課題の解決に向けてどのような取組が必要となるか、社会資源、利用者を取り巻く環境等も含めて総合的に検討し、ケアプランを作成するというプロセスを意味する。
コ	高齢サポート	本市における地域包括支援センターの愛称
	高齢者あんしんお出かけ サービス事業	専用の端末を貸し出し、認知症の高齢者等の行方が分からなくなった際にGPS機能を利用して、居場所をお知らせするサービス。本サービスには、高齢者等が他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合に備える日常生活賠償保険を付帯している。
サ	サービス付き高齢者向け 住宅	2011年10月施行の改正高齢者住まい法により創設された、高齢の単身及び夫婦世帯が安心して生活できる、高齢者にふさわしい良好な居住環境と専門家による見守りサービス等を備えた賃貸住宅や有料老人ホームであり、都道府県知事、政令市又は中核市の長に登録したもの
	財政安定化基金	介護保険事業計画の見込みを上回る給付費増や保険料収納不足により、市町村の介護保険特別会計に赤字が出ることとなった場合、一般財源から財政補填をする必要のないよう、市町村に対して資金の交付や貸付を行う、都道府県に設置された基金(財源は、国、都道府県、市町村(介護保険料)から1/3ずつ拠出し、一定の事由により市町村の介護保険財政に不足が生じた場合には、資金の交付又は貸付を行う。)
シ	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 〔介護保険サービス〕	利用者の心身の状況、置かれている環境、希望を踏まえ、居宅への「訪問」、サービスの拠点への「通所」、短期間の「宿泊」を柔軟に組み合わせることで利用者へ提供し、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス
セ	成年後見制度	判断能力が不十分な方(認知症高齢者、知的障害や精神障害のある人など)の不動産や預貯金の管理、介護サービスや施設入所契約の締結などを支援する制度(同制度は、法定後見と任意後見の2つの制度に分けられる。また、法定後見制度には、本人の判断能力に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型がある。)
タ	第1号被保険者	市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者(対象者の心身の状況に応じて、介護保険サービスや地域支援事業が利用できる。)
	第2号被保険者	市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者(特定疾病が原因で支援や介護が必要な場合は、要介護認定を申請でき、要支援又は要介護に認定された場合は、介護保険サービスが利用できる。)

用 語		説 明
	ダブルケア	近年、晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある者（世帯）が親等の介護も同時に引き受けること（育児と介護のダブルケア）
	単身高齢者万一あんしんサービス	利用者から預かった費用により、利用者の死後、葬儀や納骨、家財等の処分を行う事業
チ	地域介護予防推進センター	高齢者の介護予防の普及促進を図るために本市が委託運営している市内12箇所の拠点
	地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。改正社会福祉法（2018年4月施行）では、地域共生社会の実現に向け、地域住民や関係機関の相互協力が円滑に行われ、課題解決のための支援が包括的に提供される体制を整備していくことが市町村の努力義務とされている。
	地域ケア会議	個別ケースの支援内容の検討による課題解決を出発点として、地域における様々な課題を的確に把握し、対応を行うための連携体制を構築することにより、高齢者支援の社会基盤の整備等を目的とする、高齢サポート等が主催する会議（医療、介護や福祉の関係機関、民生児童委員等、地域で高齢者を支える様々な関係者が参加する。）
	地域支え合い活動創出コーディネーター	高齢者を対象とする生活支援サービス等の体制整備の推進を目的とし、地域において、その提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。 本市では、「京都市地域支え合い活動創出事業」において、2016年5月から「地域支え合い活動創出コーディネーター」の配置や「地域支え合い活動調整会議」の開催を通じて、地域の住民団体、ボランティア団体等の多様な主体が生活支援サービスを提供することで多様な生活支援ニーズに応える体制づくりを進めている。
	地域支援事業	2006年4月施行の改正介護保険法により創設された、要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、できる限り、地域において自立した生活を営むことができるよう支援するための事業
	地域包括ケアシステム	高齢者一人ひとりが、できる限り、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、日常生活圏域単位で、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組み
	地域包括支援センター（愛称：高齢サポート）	高齢者に対する様々な支援を行うために本市が委託運営している、市内61箇所の公的な相談窓口（同センターでは、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等の専門職員が連携して、総合相談支援や介護予防ケアマネジメント、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援を一体的に実施している。）

用語		説明
	地域密着型サービス 〔介護保険サービス〕	今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、できる限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、2006年4月施行の改正介護保険法により創設されたサービス
	地域密着型特定施設入居者生活介護 〔介護保険サービス〕	特定施設として指定を受けた、要介護者専用で定員29人以下の有料老人ホームや軽費老人ホーム等に入居している利用者に、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービス
	調整交付金	保険給付において国が負担する25%のうち、定率で交付される20%を除いた残りの5%分の交付金（交付率は、年齢が高い高齢者の割合や、所得段階構成比といった市町村の努力では対応できない第1号保険料の格差を調整するため、市町村ごとに異なる。）
テ	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 〔介護保険サービス〕	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期的な巡回又は随時通報を受けて利用者の居宅を訪問し、介護福祉士などが入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行うとともに、看護師などが主治医の指示に基づき療養上の世話又は診療の補助を行うサービス
ト	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 〔介護保険サービス〕	特定施設として指定を受けた有料老人ホームや養護老人ホーム、軽費老人ホーム等に入居している利用者に、入浴・排泄・食事などの介護その他日常生活上の世話及び機能訓練、療養上の世話などを行うサービス
ニ	日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて区分した圏域。本市では、複数の元学区を束ねた地域として76地域（概ね中学校区）を設定
	認知症カフェ	認知症の人やその家族・知人、医療・介護の専門職、地域の人々が集い出会い、なごやかな雰囲気のもと、気軽に認知症の人やその家族同士の情報交換や専門職への相談など、認知症のことやその対応等についての理解を深めることができる場所。カフェごとに活動内容も多様であり、認知症の人と家族の会や長寿すこやかセンター、区社会福祉協議会、NPO法人など様々な機関・団体等が運営している。
	認知症サポート医	認知症サポート医養成研修を修了し、かかりつけ医の認知症診断等に関する助言や支援を行うほか、専門医療機関や高齢サポート等との連携の推進役になるとともに、かかりつけ医認知症対応力向上研修の企画・講師や認知症初期集中支援チームのチーム員医師となる医師
	認知症疾患医療センター （地域型）	本人・家族や介護事業者などから認知症に関する相談に応じる専門医療相談、画像検査等を基にした専門医による認知症の詳しい診断の実施と治療方針の決定、認知症とともに併発している疾病（合併症）への対応、地域の関係機関との連携、認知症初期集中支援チームへの医療的バックアップなどを行う専門医療機関

用語		説明
	認知症初期集中支援チーム	家族等からの相談を受け、在宅生活をしている認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメントや家族支援など初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うことにより認知症の早期発見と早期対応を目指して活動するチーム（医師（認知症サポート医）と医療・介護の専門職で構成されている。）
	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 〔介護保険サービス〕	認知症高齢者が共同生活を営む住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス
ホ	保険者機能強化推進交付金	自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県のような取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を支援するために2017年地域包括ケア強化法に基づき創設された交付金。 2020年度からは、この保険者機能強化推進交付金に加え、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価する介護保険保険者努力支援交付金が創設された。
ヤ	ヤングケアラー	年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護や世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子ども
ユ	有料老人ホーム	高齢者を入居させ、入浴、排泄若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設（老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設を除く。）
ロ	ロコモティブシンドローム（運動器症候群）	運動器（筋肉、骨、関節等）が衰えて「立つ」、「歩く」といった動作が困難になり、要介護や寝たきりの状態になってしまう、またはそのリスクが高い状態のこと



第8期

京都市民長寿すこやかプラン

(京都市高齢者保健福祉計画・京都市介護保険事業計画(2021年度～2023年度))

2021年3月 発行：京都市 京都市印刷物 第023243号

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

TEL:075-213-5871 FAX:075-213-5801

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル 2階

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

TEL:075-222-3411 FAX:075-222-3416

〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町 65 京都朝日ビル 4階